

自己点検評価報告書

**横浜国立大学大学院国際社会科学研究科国際経済法学系
博士課程前期 国際関係法専攻
専門職学位課程 法曹実務専攻
博士課程後期 国際経済法学専攻**

(平成13年度～平成17年度)

平成18年12月

はしがき

本冊子は、横浜国立大学国際社会科学研究科国際経済法学系（本学における法律系の通称で「国経法系」と略称する。名称の由来は「Iの1国際社会科学研究科国経法系の特質」を参照。以下「本系」という）の、自己点検評価報告書です。

前回の自己点検評価報告書が平成9年に国際経済法学研究科（博士課程前期）の報告書として作成されてから、しばらく時間が経過し、その間に次の報告書が計画されながら、延期や中断が続いていたのは、努力不足だけが理由とされるわけではありません。自己点検評価報告書の作成目的が、組織と教員の自己活性化にあるのであれば、この間、本系は、平成11年に国際経済法学研究科自体が国際社会科学研究科に改組・発展し、平成16年には法科大学院を新設するというように、自己点検評価を基礎とする組織の発展に努力してきており、それ自体が、活性化の表現であったためです。こうした組織改編の都度作成された、組織および教員の調書は、設置に係る審査を受け、それが自己点検評価であるとともに外部評価でもあったためです。

しかしながら、それらの審査資料は、公表を前提とするものではありませんので、自己点検評価の透明性の確保や公的組織の社会への情報発信が求められる今、自己点検評価報告書の必要性を改めて認識したため、もう一度自己を点検評価する機会を持つべく、この冊子を作成することといたしました。国立大学が法人化され、また法科大学院設置に伴い専攻体制が再編され、それに応じた努力が3年目となるこの時期に実施することが、適当でもあり必要でもあると考えたためです。今後の活性化を図るために自己点検評価という観点から、組織については、法人化・法科大学院設置以降現在の姿を対象とすることとし、教員については、その前後平成13年度から17年度までを対象とすることとしました。

法人化により教育研究機関である大学の行政事務に関わる人的物的コストは従前に比べ数倍になり、また、法科大学院設置に伴い教育負担も従前に比べ数倍となっているのが実感です。研究体制の確保との関係もあり、この報告書の作成作業も遅れがちでしたが、委員の努力と全教員の協力により、ようやく活字とすることができます。今後の活性化の資料としたいと考えています。

平成18年12月

横浜国立大学 国際社会科学研究科 国際経済法学系
系委員長 田中 利幸

目 次

はしがき

I 教育・研究体制	1
1 國際社会科学研究科国経法系の特質	1
2 國際社会科学研究科国経法系における教育の目標	3
3 國際社会科学研究科国経法系の組織・構成	3
II 教員組織	5
1 教員の任用・人事計画	5
2 教員の専攻・審査	5
3 教員組織の構成	6
(1) 専任教員の配置	6
(2) 実務家教員の配置	6
III 教育活動	13
1 教育課程	13
(1) 教育目的	13
(2) 教育内容	14
2 教育実施体制	17
(1) 履修指導	17
(2) 学習指導（オフィスアワー、アカデミックアドバイザー）	18
(3) 授業科目の配置	20
(4) 授業内容	21
3 成績評価・修了認定	21
(1) 成績評価基準	21
(2) 成績認定の方法	21
(3) 修了認定	25
4 学生生活	28
(1) 学費・奨学金	28
(2) 相談窓口	29
(3) 障害をもつ学生の支援	30
5 修了後の進路	30
(1) 就職支援体制	30
(2) 進路状況	31
IV 教育改善の試み	33
1 教育手法の開発・改善	33
(1) 組織的かつ継続的な対応	33

(2) 教育改善のための研修及び研究	34
2 学生による授業評価	35
3 外部専門家による評価	36
V 入学者選抜等	37
1 収容定員・在籍者数	37
2 アドミッション・ポリシー	37
3 入学者選抜制度	38
VI 教育・研究施設	40
1 教室・演習室	40
2 学生自習室	40
3 資料室	41
4 情報処理施設	41
5 教員研究室	42
VII 研究活動	44
1 教員の教育・研究活動支援体制	44
(1) 授業負担	44
(2) 資料室・Research Assistant (RA) による教育支援	44
(3) サバティカル	44
(4) 海外研究派遣支援	45
2 研究会	45
3 研究成果の公表	45
4 学会等における活動	46
VIII 國際交流	48
1 教員・学生の学術交流	48
(1) 教員の学術交流	48
(2) 学生の学術交流	58
2 國際交流協定	58
IX 社会貢献	59
X 管理・運営	60
1 管理・運営の組織・構成	60
2 予算	61
3 施設	61
4 事務体制	62
XI 自己点検及び評価	63
1 自己点検・評価の体制	63

(1) 内部評価の体制	63
(2) 外部評価の体制	63
2 自己点検・評価の実施と公表	64
(1) 自己点検・評価の実施	64
(2) 自己点検・評価の公表	65
XII 教員個人の教育・研究活動	67

I 教育・研究体制

1 国際社会科学研究科国経法系の特質

国際社会科学研究科国際経済法学系（以下「本系」もしくは「国経法系」という）は、博士課程前期・博士課程後期・専門職学位課程から成る独立研究科である国際社会科学研究科の1つの系で、法律・政治分野を専門領域として構成するものである。他に分野としては、経済系と経営系がある。

国際社会科学研究科は、平成11年4月に、当時法律・政治分野における修士課程の独立研究科であった国際経済法学研究科と、経済学部、経営学部の各修士課程である経済学研究科、経営学研究科、および国際開発分野における博士課程後期の独立研究科であった国際開発研究科を統合・発展させて設立されたものである。国際開発研究科は、国際経済法学研究科、経済学研究科、経営学研究科のそれぞれの協力によって組織され運営されていた。

本系の研究科としての淵源は、平成2年に設立された修士課程の独立研究科国際経済法学研究科である。独立研究科とは、研究科の下に学部をもたない大学院研究科である。

平成2年4月、本学に、社会科学系としては全国で初めて、独立大学院である国際経済法学研究科（修士課程）が創設され、経済関係法専攻、国際関係法専攻の2専攻が設置された。国際経済法学の意味は、2専攻の名称からも明らかなように、各法分野において、国際と経済とに関係する法現象を多面的に研究教育することを内容としており、本学においては一貫してこの意味で用いられている。すなわち、各法分野の国際と経済に関する法領域を統合した総称が、国際経済法学である。以来、同研究科は、修士課程の独立研究科であったことから、研究者養成に拘泥せず、平成11年度末まで、法学部出身者、非法学部出身者を問わず、広く門戸を開き、また、国内外の学生、社会人も積極的に受け入れ、高度な専門的知識を有する職業人の養成に実績を重ねてきた。職業人のなかには法曹も含まれ、またその過程で、研究者となった者も育成した。専門領域は、法律の他に政治学分野も包含し、またその後、国際関係法専攻には国際協力コースが設置され、開発協力分野も包摂した。後者は、国際開発研究科の設立の一誘因となった。

平成11年、国際経済法学研究科は、上述のように、経済学研究科、経営学研究科、国際開発研究科とともに博士課程後期を有する融合型の国際社会科学研究科へと発展したが、同研究科における法学に関する教育研究は、国際経済法学研究科の理念を継承した。そして、さらに高度な専門知識を有する職業人を養成し、国内外の官公庁や企業に送り出した。あわせて研究者養成も担い、輩

出した。

本系は、一般には法律系と称される分野を構成内容としているが、国際経済法学の略称である国経法を冠して国経法系と称されるのは、以上に由来する。

本系が、経済系、経営系とともに構成する国際社会科学研究科は、平成 11 年設立当時、博士課程後期の専攻として、グローバル経済専攻（経済系）、企業システム専攻（経営系）、国際経済法学専攻、国際開発専攻の 4 専攻と、博士課程前期の専攻として、経済学専攻（経済系）、国際経済学専攻（経済系）、経営学専攻（経営系）、会計・経営システム専攻（経営系）、経済関係法専攻、国際関係法専攻の 6 専攻で構成されていた。このうち、博士課程後期の国際経済法専攻、博士課程前期の経済関係法専攻、国際関係法専攻が、本系固有の専攻であり、国際開発専攻は、経済系、経営系と国経法系とが協力して運営した。

その後、司法制度改革の一環として法科大学院構想が打ち出され、従来の法学部教育の単なる延長線上にあるものではなく、法曹養成に特化した法学教育が求められたのに呼応して、本系の法科大学院設立構想に基づき、平成 16 年 4 月、経済関係法専攻を改組し、法科大学院である法曹実務専攻を設置した。

設立の背景となった、法学に関する本学の教育研究の実績は、第 1 に、国際経済法学研究科以来、国際と経済とをキーワードとする、先端的、応用的な領域を重視し、多様な人材を育成してきたことが、高度な法曹知識を有する職業人の養成を目的とするという点で、今日の法科大学院の構想をまさに先取りするものであったこと、第 2 に、国際経済法学研究科の構想に基づき法学部以外の出身者や社会人にも門戸を開いた法学教育は、当時まで人材育成の面で確実な成果をあげていたこと、第 3 に、先端的、応用的な領域の教育研究は、基礎的領域の教育研究の上に行われることを前提とするが、基礎的領域における教育研究においても実績のあったことであった。

設立の特色として、本学には法学部が設置されていないことが、むしろ米国におけるロースクールと同様に、法学部出身者にとらわれずに多様な経歴と基盤を有する者を受け入れ教育するという、本来の法科大学院として在るべき法曹実務教育を実践することを可能にするものと理解された。

こうして、平成 17 年度末現在、本系は、法学部を擁さない独立の大学院として、博士課程前期国際関係法専攻、専門職学位課程法科大学院法曹実務専攻、博士課程後期国際経済法学専攻を固有の専攻として運営し、国内外の法律関係職業人、わが国の法曹、それらのいずれかを経た内外の研究者や高度専門職業人の養成を実施している。また、各専門領域からアプローチする国際開発・国際協力分野の高度専門職業人や研究者の養成を、経済系、経営系と協力して行っている。

2 国際社会科学研究科国経法系における教育の目標

本学は、「実践性」、「国際性」、「開放性」、「先進性」に富んだ教育を理念としている。この大学としての教育理念の下で、専門職学位課程法曹実務専攻にあっては、法科大学院制度の4つの主旨、『実務への架橋』『専門的資質能力の習得』『先端的法領域の理解』『非法学部出身者・社会人への門戸の開放』と結びつけながら、複雑化する社会に積極的に貢献できる、①租税法務に強い法曹、②国際企業法務に強い法曹、③市民密着型法曹といった類型の、特色のある法曹を養成することを目的としている。

「実践性」は、地域連携型法科大学院として、横浜弁護士会との教育上の密接な連携によって、実現に努めることとしている。それは、『実務への架橋』という法科大学院の制度趣旨との関連でも「実践的」である。「開放性」という点では、これまでの本系での教育の伝統を継承し、非法学部出身者や社会人にも広く門戸を開いた法科大学院とする。「国際性」、「先進性」に富んだ教育という点では、知的財産権法分野をはじめとする先進的な国際企業法務に関して視野の広い知見に富んだ法曹や、経済活動に関連する先進法領域、特に租税法務等の領域に専門的知識を有する『先端的』な法曹の育成に努める。また、国際社会科学研究科の1専攻として、国際関係法専攻など他の法律系専攻に学ぶ留学生である外国人法曹との大学生活および共通授業における日常的な交流によって、『国際性』を高める環境を提供する。

博士課程前期国際関係法専攻にあっては、国際的視点に立って広く実務的な先端的問題を把握し実践的に解決することのできる、公務員、企業法務担当者などの専門職業人を養成する。世銀インフラ管理学プログラムやJICA/JICEプログラムのような英語による教育も実施し、学生の受入れとともに送り出し先についても、広く門戸を開く教育を実施し、日本人学生と留学生との交流も促進することによって、国内外の専門職業人を育成している。

博士課程後期国際経済法学専攻にあっては、国際関係法専攻や法曹実務専攻を修了した学生とともに、実務ですでに実績のある専門職業人にも門戸を開き、それぞれの分野における国内外の研究者や高度専門職業人の養成に努めている。

なお、以上については、後掲「III 1 (1) 教育目的」も参照されたい。

3 国際社会科学研究科国経法系の組織・構成

本系は、経済系、経営系とともに、独立研究科である国際社会科学研究科の中にあって、法律分野の3つの専攻、すなわち博士課程前期国際関係法専攻、専門職学位課程法科大学院法曹実務専攻、博士課程後期国際経済法学専攻を固有の専攻として運営して教育研究を実施し、経済系、経営系とともに、博士課

程後期国際開発専攻を協力して運営して教育研究を実施する組織体として位置づけられる。

教員構成に関して、本系は、法曹実務専攻所属の専任教員と国際関係法専攻所属の専任教員から構成されている。法曹実務専攻は、研究者専任教員と実務家専任教員で構成され、国際関係法専攻は研究者専任教員で構成されている。国際経済法学専攻は、法曹実務専攻の研究者教員の一部と国際関係法専攻の教員の一部とで構成されている。また、国際経済法学専攻を構成しない研究者教員の一部が、経済系、経営系の教員の一部とともに、国際社会科学研究科国際開発専攻を構成している。

法曹実務専攻は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法といった基本法分野の研究者教員と、理論と実務を架橋する実務基礎科目を担当する実務家教員を中心に、応用法分野とリンクする租税法、知的財産法の研究者教員を加えて構成され、国際関係法専攻は、租税法、国際租税法、経済法、環境法、社会保障法、国際法、国際経済法、国際私法、政治学、行政学、開発協力論といった応用法分野、隣接科学分野の研究者教員によって構成されている。

こうした構成のもとで、2の教育の目標を達成するよう努力している。法曹実務専攻の教育には、先端的応用的法分野、隣接科学分野の教育も必要であるため、国際関係法専攻の教員も必ず講義を担当し、一体となって、教育を実施している。

なお、以上については、後掲「II 3 教員組織の構成」も参照されたい。

II 教員組織

1 教員の任用・人事計画

平成 16 年度における法曹実務専攻の発足に際して、大幅な教員の補充を行った。現在、法曹実務専攻の専任教員 26 名、国際関係法専攻の専任教員 16 名が専任教員として配置されている。法曹実務専攻の専任教員 26 名の内には 3 名の法曹実務客員教授（いわゆる「みなし専任」）が含まれている。また、国際関係法専攻の専任教員 16 名の内には 3 名の客員教授が含まれている。同専攻ではさらに、外国人教師 1 名が置かれている。国際経済法学専攻では、国際関係法専攻所属の専任教員のうちの 5 名と法曹実務専攻所属の研究者専任教員のうちの 13 名と実務家専任教員 1 名が講義と演習を担当している。

2 教員の選考・審査

専任教員の採用・昇任に関しては、人事系委員会によって決定される。同委員会は採用人事に関しては構成員の全員をもって、教授への昇任人事に関しては教授をもって、助教授以下に係る昇任人事に関しては教授・助教授をもって構成される。また、採用人事に際しては、スカウト委員会を設置して候補者の予備選考を行うことになっている。

研究者教員に関しては、教授への昇任審査請求資格として、原則として 10 年以上の大学の専任教員歴を要求し、研究業績の審査は、助教授就任後に発表した学術論文について行うものとしている。また、助教授への昇任審査請求資格としては、本学の専任講師としての 1 年以上の教育経験を要求し、研究業績の審査は、専任講師就任後に発表した学術論文について行うものとしている。

法曹実務専攻の実務家教員である教授については、原則として 15 年以上の実務経験と担当する科目に関する十分な実務経験及び教員としての適格性を有することが必要である。また、助教授については、原則として 10 年以上の実務経験と担当する科目に関する十分な実務経験及び教員としての適格性を有することが必要である。なお、法曹実務客員教授の採用審査基準は、原則として 15 年以上の実務経験があり、担当する授業科目に関する十分な実務経験及び教員としての適格性を有することが必要である。

専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を示す資料は、大学の研究者総覧、国際社会科学研究科の法律系ホームページを通じ

て公開している。より詳しい資料は、本報告書第 XII 章「教員個名の教育・研究活動報告」の欄を参照されたい。

3 教員組織の構成

(1) 専任教員の配置

法曹実務専攻では、法曹実務客員教授 3 名を含め 26 名の専任教員が置かれている。この内訳は研究者教員 18 名と実務家教員 8 名である。研究者教員として、憲法担当教員 2 名、行政法（「租税法」を含む）担当教員 2 名、民法担当教員 6 名、商法担当教員 2 名、民事訴訟法担当教員 2 名、刑法担当教員 3 名、刑事訴訟法担当教員 1 名が配置されている（合計 18 名）。

国際関係法専攻では、13 名の専任教員が置かれている。内訳は、研究者教員 11 名と実務家教員 2 名である。研究者教員として、国際法・国際経済法担当教員 3 名、租税法担当教員 2 名、経済法、環境法、国際私法、社会保障法、行政学、国際政治担当教員各 1 名が配置されている。

国際経済法学専攻においては、憲法担当教員 1 名、行政法担当教員 2 名、民法担当教員 4 名、商法担当教員 2 名、民事訴訟法担当教員 1 名、刑法担当教員 2 名、刑事訴訟法担当教員 1 名、著作権法担当教員 1 名、国際法・国際経済法担当教員 2 名、租税法、経済法、国際私法担当教員各 1 名が配置されている。

各教員の担当科目に関しては、【資料 1】「教員一覧」を参照されたい。

(2) 実務家教員の配置

法曹実務専攻では、上記のように 26 名の専任教員のうち 8 名の実務家専任教員が配置されている。その内訳については、法律実務基礎科目担当の弁護士教員 6 名、検察官教員 1 名のほか、行政官庁の派遣の展開・先端科目（著作権）担当教員 1 名が配置されている。

国際関係法専攻における実務家教員としては、2 名の実務家出身の教員が配置されており、1 名は開発協力関連科目を担当しており、他の 1 名は留学生担当講師である。

教員名	年齢	性別	職名	分類	種別	専門分野	担当科目	自大学他専攻等担当科目	他大学等担当科目	年間総単位数	備考
今村 与一	50	男	教授	専	教授	民事法学	[2]民法VI [2]民法演習1 [2]民法演習III [2]民事法総合演習I	[2]債権管理(国際関係法専攻) [2]民法3(経済学部) [2]債権法特殊(国際経済法学専攻) [4]債権法特殊演習(国際経済法学専攻)		18	
岩崎 政明	49	男	教授	専	教授	租税法 行政法	[2]公法演習II [2](集)法情報学 [2]租税法総論 [2]租税政策と所得税法 [2]公法総合演習	[4]公共財政法(経済学部) [2]Tax Law(国際関係法専攻) [2]企業活動の多様化と租税法制(国際経済法学専攻) [4]企業活動の多様化と租税法制演習(国際経済法学専攻)	[4]租税法(早稲田大学) (集)租税法通論(税務大学校) (集)電子商取引課税(税務大学校) (集)行政法(税務大学校) (才)国際化と課税問題(税務大学校)	26	
大澤 康孝	55	男	教授	専	教授	商法	[2]商法I [2]商法演習 [1×2](集)TutorialIV	[2]企業活動と保険(国際経済法学専攻) [4]企業活動と保険演習(国際経済法学専攻)	[4]商法III(学習院大学)	16	
奥山 恵子	56	女	教授	専	教授	民事法 比較法 法社会学	[2]民法VII [2]民事法総合演習II	[2]比較家族法(国際関係法専攻) [2]民法6(経済学部) [2]社会生活と法(経済学部) [2]私法の国際化と個人・家族(国際経済法学専攻) [4]私法の国際化と個人・家族演習(国際経済法学専攻)	[4]ラテンアメリカの社会と法(上智大学) [4]外国人の法文化—ラテンアメリカ(早稲田大学) [2]家族法II(お茶の水女子大)	26	
君塚 正臣	40	男	教授	専	教授	公法学	[2]憲法I [2]公法演習I [1](集)TutorialI	[2]比較憲法(国際関係法専攻) [2]憲法学(国際経済法学専攻) [4]憲法学演習(国際経済法学専攻) [2]日本国憲法(教養教育)		16	
久留島 隆	61	男	教授	専	教授	商事法学	[2]商法II [2]商法演習 [2]企業取引と法	[2]企業活動とコーポレート・ガバナンス(国際経済法学専攻) [4]企業活動とコーポレート・ガバナンス演習(国際経済法学専攻) [2]商法3(経済学部 & 経営学部) [2]商法4(経済学部 & 経営学部)	[2]商法1(慶應義塾大学) [2]商法2(慶應義塾大学)	20	
齋野 彦弥	46	男	教授	専	教授	経済法 刑事学 刑法	[2]刑法I [2]刑法演習 [2]刑事法総合演習I	[2]国際・経済刑法(国際関係法専攻) [2]刑法1(経済学部) [2]犯罪論(国際経済法学専攻) [2]犯罪論演習(国際経済法学専攻)		14	
三邊 夏雄	61	男	教授	専	教授	行政法学	[2]行政法 [2]公法演習II [2]公法総合演習	[2]行政法1(経済学部) [2]行政法2(経済学部) [2]共同体と法(国際経済法学専攻) [4]共同体と法演習(国際経済法学専攻)		16	
高橋 寿一	48	男	教授	専	教授	民事法学 社会法学	[2]民法IV [2]民法演習I [2]民法演習III [2]民事法総合演習II	[2]物件法特殊(国際経済法学専攻) [4]物件法特殊演習(国際経済法学専攻)	[2](集)農業法律(千葉大学)	16	
田中 利幸	55	男	教授 (国際経済法学系委員長)	専	教授	刑事法学	[2]刑法演習 [2]刑事法基礎 [2]刑事法総合演習II	[2]Criminal Law(国際関係法専攻) [2]国際化と刑法(国際経済法学専攻) [4]国際化と刑法演習(国際経済法学専攻)		14	
円谷 峻	59	男	教授	専	教授	取引法 契約法 不法行為法 消費者法	[2]民法III [2]民法V [2]民法演習II	[2]比較契約法(国際関係法専攻) [2]Civil Law(国際関係法専攻) [2]取引の国際化と法(国際経済法学専攻) [4]取引の国際化と法演習(国際経済法学専攻)	[4]外国法(ドイツ法)特殊研究 [4]外国法(ドイツ法)研究 [4]民法演習(早稲田大学)	28	
長井 圓	58	男	教授	専	教授	刑事法学と刑事手続	[4]刑事訴訟法 [2]刑事法総合演習I [2]刑事法総合演習II	[4]裁判法(経済学部) [2]現代型犯罪と刑事手続(国際経済法学専攻) [4]現代型犯罪と刑事手続演習(国際経済法学専攻)	[2]刑事政策(神奈川大学)	20	
野村 秀敏	54	男	教授 (法曹実務専攻長)	専	教授	民事法学	[4]民事訴訟法 [2]民事訴訟演習 [2]民事法総合演習I [2]執行・保全法 [2]倒産法	[2]民事訴訟法特殊(国際経済法学専攻) [4]民事訴訟法特殊演習(国際経済法学専攻)	[4]民事執行法(成城大学) [4]倒産法(成城大学) [4]民事訴訟法II(日本大学) [4]民事訴訟法(日本大学)	34	
原田 一明	46	男	教授	専	教授	憲法	[2]憲法II [2]公法演習I [2]公法総合演習	[2]憲法1(経済学部) [2]憲法2(経済学部)		10	
伊東 俊明	33	男	助教授	専	助教授	民事訴訟法	[2]民事法総合演習I			2	18年3月まで海外研修
角田 美穂子	34	女	助教授	専	助教授	民事法学	[2]民法I [2]民事法総合演習II [1](集)Tutorial II a [1](集)Tutorial II b	[2]民法4(経済学部)		8	
辰井 聰子	34	女	助教授	専	助教授	刑事法学	[2]刑法II [2]刑事法総合演習I [1](集)Tutorial III a [1](集)Tutorial III b	[2]社会生活と法(経済学部)		8	
渡邊 拓	34	男	助教授	専	助教授	民法	[2]民法II [2]民事法総合演習I [1](集)Tutorial II a [1](集)Tutorial II b	[2]民法5(経済学部)		8	
川島 清嘉	51	男	教授	実・専	教授	民事・商事・訴訟事件	[2×2]商法演習 [1](集)民事模擬裁判 [1](集)法律相談 [1](集)法曹倫理I [2]民事法総合演習			9	

佐藤 光代	45	女	教授	実・専 教授	刑事訴訟法	【2】刑事法総合演習 I 【2】刑事法総合演習 II 【2】(集)刑事実務演習 【1】(集)刑事模擬裁判 【2】刑事訴訟演習 【1】裁判員制度と刑事訴訟		【2】刑事訴訟実務の基礎(東海大学)	13		
杉原 光昭	48	男	教授	実・専 教授	金融法務 一般民事事件	【2】民事実務演習 【1】(集)法律相談 【1】(集)民事模擬裁判 【2】民事訴訟演習			6		
徳江 義典	49	男	教授	実・専 教授	刑事法	【2】刑事法総合演習 II 【1】(集)刑事模擬裁判 【2】(集)刑事実務演習 【1】(集)法律相談 【1】(集)法曹倫理 II			7		
大和 淳	46	男	助教授	実・専 助教授	著作権法	【2】著作権法 【2】知的財産権法概論(経済学部) 【2】国際取引と知的財産権(国際経済法学専攻) 【4】国際取引と知的財産権演習(国際経済法学専攻) 【2】現代と法(教養教育)	【2】(集)国際特許法(北陸先端科学技術大学院大学) 【4】著作権法(成蹊大学) 【2】(集)知的財産法 II(法政大学) 【2】文化の法制度(跡見学園女子大学)	22			
大木 孝	48	男	法曹実務 客員教授	実・み 教授		【2】民事法総合演習 II 【1】(集)法曹倫理 II 【1】(集)法律相談 【1】(集)ローヤリング 【1】(集)刑事模擬裁判			6		
羽田野 宣彦	58	男	法曹実務 客員教授	実・み 教授		【2】国際取引法 【2】(集)アメリカ法 【2】民事法総合演習 I 【1】(集)English Legal Writing			7		
美勢 克彦	49	男	法曹実務 客員教授	実・み 教授		【2】(集)特許法・意匠法 【2】ライセンス契約 【2】民事実務演習			6		
荒木 一郎	46	男	教授	兼担 教授	国際法学	【2】通商規制法 【2】国際通商法(国際関係法専攻) 【4】国際通商法演習(国際関係法専攻) 【2】国際法特殊講義(国際関係法専攻) 【2】Peaceful Settlement of International Economic Disputes(国際関係法専攻) 【2】通商政策論(国際開発専攻) 【4】通商政策論演習(国際開発専攻)			16		
池田 龍彦	57	男	教授 (評議員)	兼担 教授	開発計画、社会基盤計画、 インフラストラクチャー開発 と運営に関する研究、 開発協力機構に関する研究	【2】開発協力論 【2】開発協力行政(国際関係法専攻) 【2】開発協力特殊講義(国際関係法専攻) 【2】開発協力フィールドワーク(国際関係法専攻) 【4】開発協力論演習(国際関係法専攻) 【2】開発援助行政(国際開発専攻) 【4】開発援助行政演習(国際開発専攻) 【2】Infrastructure Development			20		
加藤 峰夫	47	男	教授	兼担 教授	環境法、環境政策	【2】環境法 【2】環境政策(国際関係法専攻) 【4】環境法演習(国際関係法専攻) 【2】Social Systems for Environmental Management(国際関係法専攻) 【4】国際環境法(経済学部) 【2】環境法政策(国際開発専攻) 【4】環境法政策演習(国際開発専攻)	【2】(集)環境法A(札幌大学) 【2】(集)環境法B(札幌大学) 【2】(集)環境法(北海道教育大学)	26			
川端 康之	45	男	教授	兼担 教授	国際租税法学、租税法学	【2】国際租税法(総論) 【2】国際租税法(各論) 【2】租税条約 【4】国際租税法演習(国際関係法専攻) 【2】国際租税法制(国際経済法学専攻) 【4】国際租税法制演習(国際経済法学専攻)	【2】国際租税法(早稲田大学) 【2】国際租税法 I(早稲田大学) 【2】国際租税法 II(早稲田大学)	26			
來生 新	57	男	教授(副学長)	兼担 教授	公法学、社会法学	【2】独占禁止法			2		
小池 治	49	男	教授	兼担 教授	行政学、公共政策論	【2】行政学 【2】比較公共政策(国際関係法専攻) 【4】比較公共政策演習(国際関係法専攻) 【2】Public Administration and Management(国際関係法専攻) 【2】開発政策論(国際開発専攻) 【4】開発政策論演習(国際開発専攻) 【2】政治学(教養教育)	【2】Public Policy(国際基督教大学)	20			
根本 洋一	48	男	教授	兼担 教授	民事法学、国際法学	【2】国際私法総論 【2】国際私法各論(国際関係法専攻) 【2】Private International Law(国際関係法専攻) 【4】国際私法演習(国際関係法専攻) 【4】国際関係法(経済学部) 【2】国際取引紛争と法(国際経済法学専攻) 【4】国際取引紛争と法演習(国際経済法学専攻)	【4】国際取引法(専修大学)	24			
森川 俊孝	59	男	教授	兼担 教授	国際法	【2】国際特殊講義 I(国際関係法専攻) 【2】国際機構法(国際関係法専攻) 【4】国際法演習(国際関係法専攻) 【2】国際協力法(国際経済法学専攻) 【4】国際協力法演習(国際経済法学専攻)	【2】国際法A(フェリス女学院大学) 【2】国際法B(フェリス女学院大学) 【2】国際人権法(フェリス女学院大学)	22			

柳 蘭秀	51	男	教授 (国際関係法 専攻長)	兼任	教授	国際法、 国際経済法 国際関係論	[2]国際経済法	[2]国際金融法(国際関係法専攻) [2]国際特殊講義Ⅱ(国際関係法専攻) [4]国際経済法演習(国際関係法専攻) [2]Globalization and International Rules(国際関係法専攻) [2]国際経済組織法(国際経済法学専攻) [4]国際経済組織法演習(国際経済法学専攻)	[4]国際経済法(首都大学東京)	18	
杣島 洋美	33	女	助教授	兼任	助教授	国際関係論	[2]政治学	[2]国際政治学(国際関係法専攻) [4]国際政治演習(国際関係法専攻) [4]Seminar(国際関係法専攻) [2]政治学(経済学部)	[2]国際統合論(フェリス女子学院大学)	16	
関 ふ佐子	36	女	助教授	兼任	助教授	高齢者法 社会保障法	[2]社会保障法	[4]社会法演習(国際関係法専攻) [4]Workshop(国際関係法専攻) [4]社会福祉法(経済学部)		14	
吉村 政穂	28	男	助教授	兼任	助教授	租税法	[2]企業行動と租税 [2]金融商品の課税 [2]地方分権と課税	[4]租税法演習(国際関係法専攻)		10	
市村 弘	48	男	非常勤講師	兼任	その他		[2]民事訴訟演習 [1]民事要件事実・事実認定論 [1](集)民事模擬裁判			4	
伊藤 真	48	男	非常勤講師	兼任	その他		[2]ブランド保護		[2]知的財産法事例研究(中央大学)	4	
奥山 明良	56	男	非常勤講師	兼任	その他		[2]労使関係法		[4]労働基準法(成城大学) [4]労働組合法(成城大学) [4]基礎演習(成城大学) [4]専門演習(成城大学) [4]労働法研究Ⅰ [4]労働法研究Ⅱ(成城大学)	28	
折本 和司	49	男	非常勤講師	兼任	その他		[1](集)医療過誤			1	
奥石 英雄	56	男	非常勤講師	兼任	その他		[1](集)実務高齢者・障害者問題			1	
佐藤 啓造	52	男	非常勤講師	兼任	その他		[2](集)法医学			2	
佐藤 純通	57	男	非常勤講師	兼任	その他		[1](集)実務登記法			1	
庄司 克宏	48	男	非常勤講師	兼任	その他		[2]ヨーロッパ取引法	[2]EU法とWTO(国際関係法専攻)	[2]EU法(慶應義塾大学大学院法務研究科) [2]EU法務ベーシック・プログラム(慶應義塾大学) [2]EU法務ワークショップ・プログラム(慶應義塾大学) [4]EU法特殊研究(慶應義塾大学) [4]EU法(慶應義塾大学法学院) [4]EU法演習(慶應義塾大学法学院) [4]EU法(明治大学)	26	
鈴木 賢	44	男	非常勤講師	兼任	その他		[2](集)中国法		[4]比較法Ⅱ(北海道大学) [2]外国語応用演習Ⅰ(北海道大学) [2]現代中国・台湾論(北海道大学) [2]比較法学特殊演習A(北海道大学) [2]比較法学特殊演習B(北海道大学) [2]比較法学特殊講義A(北海道大学) [2]中国の文化(北星学園大学)	18	
関守 麻紀子	39	女	非常勤講師	兼任	その他		[1](集)実務少年法			1	
武井 共夫	51	女	非常勤講師	兼任	その他		[1](集)実務消費者法			1	
三木 恵美子	47	女	非常勤講師	兼任	その他		[1](集)実務ジェンダーと法			1	
村山 真維	56	男	非常勤講師	兼任	その他		[2](集)基礎法学			2	
若田 順	38	男	非常勤講師	兼任	その他		[1](集)実務破産管財業務			1	

分類	記号	種別	数(人)
専任教員	専	教 授	14
		助教授	4
		その他	
専任ではあるが、他の学部・大学院の専任教員	専・他	教 授	
		助教授	
		その他	
実務家・専任	実・専	教 授	4
		助教授	1
		その他	
実務家・みなし専任(年間6単位以上の授業を担当し、かつ、法科大学院のカリキュラム編成等の運営に責任を有する者)	実・み	教 授	3
		助教授	
		その他	
兼任(学内の他学部等の教員)	兼任	教 授	9
		助教授	3
		その他	
兼任(他の大学等の教員等)	兼任	教 授	
		助教授	
		その他	14

- 分類について、「専・専・他、実・専、実・み、兼担、兼任」により、記入してください。
 - 担当科目について、集中講義は(集)、オムニバス授業は(オ)と記入してください。
 - 年間総単位数は「担当科目、自大学他専攻等担当科目、他大学等担当科目」の合計を記入してください。
 - 職名について、教授等の種別の他に、研究科長、委員会委員等もあわせて記入してください。
 - 教員の年齢及び性別については、公表を求めるものではありません。

III 教育活動

1 教育課程

(1) 教育目的

(1) 本学大学院国際社会科学研究科には、平成 16 年 4 月、専門職学位課程である法曹実務専攻が発足するまで、国経法系の博士課程前期として経済関係法専攻と国際関係法専攻の 2 専攻があった。

経済関係法専攻は、情報化社会という新しい社会状況の中で、経済紛争の回避および解決手段としての「法」に関し、情報と公共政策・行政活動、情報・知的財産の保護、情報化社会におけるリスクマネジメントや企業活動のあり方または情報化社会に対応する新たな諸規律、諸規制等のあり方について高度の教育研究を行い、情報化社会に対応できる人材を養成することを教育目的としていた。また、国際関係法専攻は、国際化の進展の中で、日本または日本企業が国際取引や国際協力において果たすべき責務、諸課題、主張すべき事柄等を法的観点から明らかにし、国際開発と国際政治、発展と国際社会、国際経済関係、経済と法の融和又は外国法政経済、国際社会における人権問題、紛争、環境問題等について高度の教育研究を行い、国際社会で活躍できる人材を養成することを教育目的とするものであった。

平成 16 年度以降、経済関係法専攻の廃止に伴い、博士課程前期としては国際関係法専攻の 1 専攻のみとなったが、同専攻は、国際経済法に関する高度の専門知識を有する実務家の養成と、国際協力分野において国際貢献に資する人材の養成を基本理念とし、①実務家の養成・再教育と国際協力機関等への人材供給、②開発途上国・移行経済国における法制度改廻への協力、③プログラム制によって社会人の多様な教育ニーズに弾力的に対応する教育、④より高度の専門的実務教育研究を行う博士課程後期への架橋を教育目的の柱として位置づけ、少人数教育と弾力的なカリキュラムによるきめ細かな研究指導の方法を徹底している。なお、国際関係法専攻の定員は 24 名である。

(2) 平成 16 年度に、本学にも専門職学位課程法曹実務専攻（法科大学院）が発足した。新しい法曹養成の中核をなす法科大学院には、社会の様々な分野で高い法的サービスを提供することのできる法曹の養成が求められている。本学の本専攻は、横浜弁護士会との教育上の密接な地域連携を行いつつ、視野の広い国際的な知見に富んだ法曹実務家、租税分野などに専門性を有する法曹実務家、市民密着型の在野法曹などの養成を行うことを特色としている。また、法学部を擁しない法学教育・研究機関として、非法学部出身者や社会人を広く受け入れると共に、2 年間での修了も可能な法学既修者の認定も行い、多様な

学生を受け入れることとしている。定員は 50 名である。

(3) 従来の国際経済法学研究科を発展的に解消して、国際社会科学研究科内に設けられた、博士課程後期国際経済法学専攻は、国際社会のグローバル化・ボーダーレス化に伴う国際取引活動・企業活動に関わる法的問題の増加や、国際的な協力・協調を必要とするグローバルな法的問題の増加などに対処するため、これらの問題に対処するための実証的で体系的な教育研究を行うことが目的とされた。定員は 7 名である。

(2) 教育内容

(1) 平成 16 年度以前の博士課程前期における経済関係法および国際関係法の 2 専攻体制のもとでは、専攻ごとにいくつかのコース（経済関係法コース、法整備支援コース、国際関係法コース、開発協力コース、インフラストラクチャー管理学コースの計 5 コース）を設け、それぞれのコースの目的に沿った科目選択と系統的履修を促すように履修細目が定められていた。

具体的には、まず、修了要件として修得しなければならない授業科目 32 単位以上のうち、各専攻の選択必修科目の中から選択して最低 8 単位を満たす必要がある。このため、経済関係法専攻の場合で言えば、「日本の行政」、「比較公共政策」、「情報と行政活動」、「情報の流通と法」、「リスク回避の法技術」、「企業取引と法」、「市場秩序と企業形態」、「租税と法」、「違法活動と制裁」及び「刑事手続法」の計 10 科目が、当該専攻の選択必修科目とされ、国際関係法専攻の場合にも、「国際協力論」、「国際政治」、「国際協力機構」、「社会基盤と法制度」、「国際法と国内法」、「国際租税法」、「国際経済法」、「比較財産法」、「ヨーロッパ法政経済」、「国際化と人権」、「独占の法と経済」、「国際紛争と裁判管轄」、「自然環境の保全と利用」および「環境行政と法」の計 14 科目が選択必修科目とされていた。

また、主要 3 コース（経済関係法、国際関係法、開発協力）のそれぞれについて求められる基礎力の涵養を図るために、コース別に基盤科目が指定され、しかも、上記のコースとは別に学生個々人の修了後の希望進路を念頭においた I 類（総合）と II 類（応用）の区別があり、I 類に属する学生についてはコース別基盤科目の中から 10 単位以上、同様に II 類に属する学生についてはコース別基盤科目の中から 6 単位以上を修得することが求められていた。

これらのほか、演習科目として「総合演習」と「演習」の 2 種類があり、学生には、各 4 単位以上の修得が課せられていた。前者の「総合演習」は、同一テーマに関し、複数教員が行う共同演習であり、2 年間を通じて判例研究や事例研究に取り組むことにより、複眼的な法的・政策的思考を身につけさせよう

とするものである。同演習では、学期ごとに履修学生のグループ単位の総入れ替えが実施され、履修学生は、通年で2回以上の報告を義務づけられ、報告後の質疑応答の結果を受け、担当教員の指導のもとでレポートをまとめ、学期末にこれを提出するものとされていた。後者の「演習」は、もっぱら修士論文作成のための研究指導を行う場であり、履修学生は、原則として1教員の研究指導を受けることとなるが、問題関心や研究テーマのいかんによっては複数の教員による研究指導を受けることができた。

以上により、本研究科博士課程前期を修了するためには、各専攻の選択必修8単位以上、演習8単位以上を含む合計32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで、修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならないものとされていた。

さて、平成16年度以降の国際関係法1専攻体制のもとでは、従前のようにコース制（応用法学、開発協力、法整備支援、インフラストラクチャーの4コース）こそ残されたものの、履修細目の定めは大幅に簡素化されることとなつた。すなわち、本研究科博士課程前期を修了するためには、2年以上在学し、所定の32単位以上を修得しなければならないとされているが、現行の細目では、選択必修科目は廃止され、選択科目24単位以上、演習8単位の内訳となっている。演習科目は、8単位を越えて履修することができ、そのうち、「合同演習」（平成16年度以前の「総合演習」に相当するもの）の修得単位は、4単位を限度として選択科目の修了要件単位に算入することができることとされている。ただし、修士論文の指導、作成、提出及び審査に関しては、平成16年度以降、指導教員が国際関係法専任の教員に限られることになった点を除き、制度上の変更はない（後述3参照）。

(2) 法曹実務専攻は基礎になる学部を有しない全国でもユニークな法科大学院であり、また、法学部出身者・非法学部出身者、社会人・非社会人といった様々な経歴を問わず、広く人材を受け入れることを旨としている。したがって、法曹実務専攻は特定の法学部における法学教育を念頭におかずには、1から法律を学ぶ者にも対応しうるように教育課程を編成している。もっとも、既に一定程度の法律知識を有する者を排斥しているわけではなく、そのような者に対しては、憲法、行政法、民法、刑法の試験を行うことにより基礎的な法律知識を有していることが確認できれば、法学既修者として合格した科目に対応した法律基本科目中の双方向型講義科目の履修を免除することにより、2年間で課程を修了する途を開いている。

以上のような一般的前提の下に、具体的には教育課程は以下に述べるように編成されている。

開講される科目は、コア科目群としての法律基本科目群、法律実務基礎科目群、総合演習科目群と、本専攻の特色を有する科目群としての展開・先端科目Ⅰ群・Ⅱ群、及び、それらの科目群の基礎を提供する科目群としての基礎法学・隣接科目群とTutorial（小集団学習指導）に分けられる。法律基本科目群に属する科目は、さらに、公法系科目、民事系科目、刑事系科目に細分される。

コア科目群の科目は、本専攻に所属する専任教員が担当する。総合演習科目群は、実体法を専攻する研究者教員と手続法を専攻する研究者教員、研究者教員と実務家教員といったように異なった背景を有する教員が合同で担当することにより、理論の統合、理論と実務の統合を目指す法科大学院における法学教育を完成させる科目として開設されるものである。展開・先端科目Ⅰ群には、本学法科大学院が養成を目指す法曹に必要な租税法務と国際企業法務に関する科目を配置し、本学国際社会科学研究科内のもうひとつの法律系専攻である国際関係法専攻からの兼任教員が主として担当する。展開・先端科目Ⅱ群には、本学法科大学院が養成を目指すもうひとつの類型の法曹に必要な市民密着に関する科目を配置し、横浜弁護士会の第一線の弁護士である兼任教員が主として担当する。基礎法学・隣接科目群の科目は、国際関係法専攻の兼任教員と兼任教員が担当する。

コア科目群では、段階的学習による、法曹に共通に必要な法的資質・能力の体系的修得を目指す。この資質・能力は、(イ) 専門的な法知識、(ロ) 柔軟で批判的創造的な法的思考力、(ハ) 説得・交渉能力、(ニ) 法知識を文書作成など実務に反映させる能力、(ホ) 法曹としての倫理観と捉えられうる能力、これを、第1段階「双方向型講義（法律基本科目）」、第2段階「演習」、第3段階「発展的演習（法律実務基礎科目と総合演習科目）」という、着実な段階的学習によって、体系的に修得させる。

その際、第3段階を実務への架橋と位置づけるとともに、法律実務基礎科目群だけでなく総合演習科目群を設定し、一層確実な実務への架橋を図り、理論と実務の統合による法科大学院教育の完成を目指している。実地教育の一環としての法律相談や模擬裁判など実務への橋渡しとなる科目を、「民事実務演習」や「刑事実務演習」など教室で行なわれる授業科目とともに配置し、法律実務基礎科目群として比較的多い単位数を設定している。

この段階的学習と、科目群、年次、習得される資質の関係は、次頁の図のとおりである。年次が進むにつれ、実務家教員の関与と実務的な視点が強まり、実務との架橋が十分に意識される。法学基礎・隣接科目は、基本的に1年次を中心に履修される。展開・先端科目群Ⅰ・Ⅱ群の科目は、主に2・3年次に履修され、年次が進むにつれ、より多く履修されることが期待される。修了要件单

位数は 94 単位である。

段階的学習・科目群・・資質の対照表

学習 レベル	第 1 段階		第 3 段階	
	法律 基本 科目 双方向型講義科目 (必修 42 単位) ※ 1	演習 科目 (必修 14 単位) ※ 2	実務 基礎 科目 (必修 13 単位、選択)	総合 演習 科目 (必修 8 単位)
年 次	←— [1 年] —→ ←— [2 年] —→ ←— [3 年] —→			
修得される 資 質	専門的法知識 法的思考力 説得・交渉能力 法実務能力 法曹倫理観 総合的資質			

(3) 博士課程後期国際経済法学専攻の授業科目は、講義科目、「演習」、「演習(ワークショップ)」、「演習(フィールドワーク)」によって構成されている。講義科目は各教員による講義で、各科目半期 2 単位である。「演習」は各教員によるもので、通年 4 単位である。「演習(ワークショップ)」は、専攻をまたがる複数の教員・学外専門家の参加による、多様な形態による演習であって、通年 2 単位である。「演習(フィールドワーク)」は、国内外の調査・実習・研修のうち、一定の要件の下で認められたもので、通年 2 単位である。

修了に必要な単位数は、講義科目 8 単位（但し、4 単位までは他専攻の講義で代替可能）、責任指導教員の担当する「演習」 8 単位、「演習(ワークショップ)」、「演習(フィールドワーク)」を併せて 4 単位（但し、「演習(フィールドワーク)」については 2 単位までしか算入できない）の合計 20 単位である。

2 教育実施体制

(1) 履修指導

(1) 博士課程前期国際関係法専攻においては、まず、毎年度当初の恒例の行事として、入学式当日の本研究科国経法系教員紹介（これは法曹実務専攻と共通の行事である）と専攻別ガイダンスがある。特に、国際関係法専攻における現行の開講科目は、すべてが選択科目であり、その多くが法曹実務専攻との共通科目となっているので、各担当教員の自己紹介と授業概要の説明は、新入生にとって科目選択の貴重な機会となっている。

また、指導教員が決まり次第、学生個々名の研究目的・計画を明確にするための相談に応じつつ、学生ごとに履修計画を立てさせ、履修手続上も、指導教員が過剰履修等の点検確認を求められており、適切な履修指導が行われるよう

に配慮されている。もっとも、国際関係法専攻の場合、法曹実務専攻におけるアカデミックアドバイザーのような制度上の保障はなく、もっぱら指導教員の裁量に委ねられている点は改善の余地があるようにも思われる。

(2) 専門職学位課程法曹実務専攻では、学生1名につき、3名の教員からなるアカデミックアドバイスチームが作られている。3名の教員は、いずれも法曹実務専攻所属の専任教員で構成され、その1名は実務家教員から選ばれることが慣例となっている。アカデミックアドバイスチームは、年度のはじめに、履修科目について学生に指導を行う。

(3) 博士後期課程国際経済法学専攻では、各大学院生につき3名の教員からなる指導委員会が指導を行っている（うち1名が責任指導教員）。1年次の学生は、指導委員会に対し、研究計画書を提出しなければならない。指導委員会は随時の研究指導を行う。

責任指導教員は、博士課程後期国際経済法学専攻に属する教員（原則として教授全員と一部の助教授）、同国際開発専攻に属する一部の教員から1名が、学生毎に決められる。「責任指導教員となるもののリスト」は学生募集要項や「履修の手引き」に掲載されており、学生の希望を尊重して、この中から1名が決定されている。責任指導教員は、履修する科目について、年度のはじめに学生に指導を行う。

指導委員会は、必要に応じて、本研究科博士課程前期・経済学部・経営学部の開講科目の履修を指示することがある。これを「プレレキジット」と呼んでいる。履修を指示された科目は博士後期課程の修了要件には算入されないものの、単位取得がなければ学位論文執筆資格を与えられないものとされている。

（2）学習指導

(1) 平成16年度前後を通じて、博士課程前期経済関係法専攻及び国際関係法専攻においては、オフィスアワーの時間帯を設けていない。履修指導のためのアカデミックアドバイザーと同様に、制度上の検討の余地がある。

ただ、実際上は、指導教員との間で行われる定期的な演習指導により、学習進度を測りながら、指導学生ごとに適宜の課題を与え、特に留学生に関しては、各種奨学金の推薦や、学生寮への入寮申込み、学習上の困難など、学生生活の全般にわたる相談に応じており、見方によれば、法曹実務専攻の学生以上に恵まれた面がある。

(2) 専門職学位課程法曹実務専攻では、事前に、履修案内やプリント、メールによる伝達などによって、予習すべき内容や報告者として準備すべきことが指定されている。双方向型授業を目指して、その予習を前提に適宜問い合わせを

行い、授業を活性化させている。予習段階で疑問が生ずれば、担当教員に対して質問がなされている。

本専攻に所属する教員全員について、週2限のオフィスアワーが設定され、学生は当該科目に関する内容について、研究室を訪ねて質問を行うことができる。また、授業の前後の休憩時間も実際には質問があふれており、学習指導の時間となっているといってよい。全般に平成16・17年度共に質問は活発であった。このほか、メールによる質問を受け付ける教員や、オフィスアワー以外の時間にも質問を受け付ける教員、学生自習室の近くのラウンジで昼食を取ることによって、事実上の質問の機会を広げている教員などもいる。

加えて、アカデミックアドバイスチームが、適宜指導を行っている。特に、半期に1回は個人面接や集団面接を行い、学習上の問題点について指導を行ったり、進路についての相談に乗ったりしている。チームによる指導密度にばらつきがあることが問題点としてあり、改善が要求される。また、チームの教員は、各種奨学金の推薦や、授業料免除などの書類の作成に協力するなど、学生の生活面をも支えている。学習状況が目立って悪い者について、系委員長や専攻長などによる指導がなされることもある。しかし、改善の見込みがない者に対する退学勧告などの制度がないため、在学し続けるか否かは最終的には学生本人の判断に委ねられている。この点は、制度の新設の是非も含めて、今後の検討課題である。

(3) 博士課程後期では、責任指導教員は、2年度にわたって「演習」を開講して、専門的な教育を行うと共に、論文指導を行う。なお、学生は、会費の支払いを前提として、本研究科の紀要である横浜国際社会科学研究や、特に優秀な学生の場合は、本系の紀要である横浜国際経済法学への論説・研究ノート・判例研究等の掲載が可能になっている。その際には、推薦者が形式上もしくは実質的に必要であり、ほとんどの場合は責任指導教員が推薦者になっている。また、両紀要に掲載されるためには、別の教員（原則として本学教員）による査読を経なければならない。実際、この課程で複数の教員による論文指導を受ける結果になっていることが多い。

博士の学位の取得を希望する学生は、3名の教員からなる指導委員会に対して、第1次・第2次の中間報告を行い、さらに予備審査を受け、いずれも合格すると最終審査に進む。最終審査に合格した者に博士の学位が与えられる。なお、第1次中間報告は2年次に、第2次中間報告（「学位論文執筆資格審査」とも呼ばれる）は3年次前期に、予備審査は3年次10月に行われるのが通常である。このように、責任指導教員だけではなく、履修する科目担当の教員、指導委員会の教員、査読を行う教員など複数の教員が、学生が研究能力を高めら

れるよう、あらゆる段階で指導している。

(3) 授業科目的配置

(1) 平成16年度以降、博士課程前期では、経済関係法専攻が廃止されカリキュラム改訂が実施されたことに伴い、国際関係法専攻においては専攻選択必修科目が廃止され、選択科目と演習のみが設定されることになった。演習は基本的に、履修指導や修士論文作成のための研究指導を行うものと、同一テーマに関して複数教員が共同で行う主題別合同演習とに分けられており、学生はこれらの演習科目を履修することで研究を遂行していく上で必要なディシプリンを身につけ、複眼的な法律的・政策的思考能力を鍛錬していくことが想定されている。また、選択科目以外に、教育上の必要から基礎的または応用的知識の補充のために年度ごとに開講される外国語関連科目があり、海外の研究者を外国人客員教授として各学期1名(通年で2名)招聘し、博士課程前期と博士課程後期のそれぞれのクラスでレベル・研究関心に沿った講義が提供されている。過去3年間、韓国・ソウル大学助教授、フィリピン・デラサール大学教授(以上平成15年度)、バングラディッシュ・ダッカ大学教授、ルーマニア政府欧州統合省アドバイザー(以上平成16年度)、アメリカ・ヒューストン大学教授、フィリピン・デラサール大学教授(以上平成17年度)が着任しているという実績がある。

(2) 既述のように、専門職学位課程法曹実務専攻で開講される科目は、コア科目群としての法律基本科目群、法律実務基礎科目群、総合演習科目群と、本専攻の特色を有する科目群としての展開・先端科目Ⅰ群・Ⅱ群、およびそれらの科目群の基礎を提供する科目群としての基礎法学・隣接科目群とTutorial(小集団学習指導)に分けられる。法律基本科目群に属する科目は、さらに公法系科目・民事系科目・刑事系科目に細分される。基礎法学・隣接科目は、基本的に1年次を中心に履修する。展開先端科目群Ⅰ・Ⅱ群の科目は、2~3年次に履修し、年次が進むにつれ、より多く履修されることが期待されている。具体的な科目名とその配当等については、【資料2】「年次配当表」参照のこと。

(3) 博士課程後期については、講義科目と「演習」は、「国際取引と法」および「社会発展と法」の2つの講座に分けて配置されている。本課程を担当する教員は、原則として、それぞれ講義科目と、それとセットとなった「演習」を担当している。たとえば、平成17年度において、円谷峻教授は「取引の国際化と法」という講義科目(2単位)と「取引の国際化と法演習」という「演習」の科目(4単位)を開講している。学生は、責任指導教員の開講する講義科目のほか6単位分の講義科目を、他の教員の開講する科目から履修する必要があるが、その際に、別の講座の科目を履修することや指導委員会の教員の開講す

る科目を履修することができる。「演習（ワークショップ）」は、本専攻では「国際取引と法」と「社会発展と法」の2つの科目が開講されている。平成17年度でみると、前者は6名、後者は5名の教員が担当している。

（4）授業内容

シラバス等参照

3 成績評価・修了認定

（1）成績評価基準

授業科目の成績は、横浜国立大学大学院学則15条1項により、秀、優、良、可及び不可の5種の評語で表し、秀、優、良及び可については合格となり、所定の単位が与えられる。また、それぞれについてG P(Grade Point)が与えられる。このG Pの具体的利用に関しては、各研究科・学府が別に定めるところによるものとされているが（同条2項）、本研究科の場合、現時点においてG P A制度の導入をはじめとするG P活用の具体化には至っていない。このことは、博士前期課程、後期課程、および専門職学位課程に共通である。

（2）成績認定の方法

(1) 平成16年度以前の博士課程前期経済関係法専攻及び国際関係法専攻においては、学期末試験を実施する科目はごく少数にとどまり、大半は、学期中の報告・討論および学期末の提出レポートによる成績評価の方法を採用していた。博士課程前期各専攻では、必ずしも良以上が当然という一昔前の法学系大学院の常識は通じない、厳格で的確な成績評価をこの頃から行っていた。

しかし、平成16年度以降、専門職学位課程法曹実務専攻および博士課程前期国際関係法専攻の両専攻の共通科目となったものについては、特に当該科目が新司法試験の受験科目に該当する場合など、筆記試験による学期末試験を実施することが求められるようになった（「法曹実務専攻における学期末試験に関する申し合わせ」）。これに伴い、中間試験や小レポートといった平常点の評価を含め、多様な評価方法を採用する科目が増えている。

今後は、新司法試験の受験資格に関わる法曹実務専攻の成績評価と同列に扱うことはできないにせよ、国際関係法専攻における共通科目以外についても、単位認定の科目間の不均衡が生じないように、成績評価方法の明確化、共通化に向けた議論の積み重ねことが期待されよう。

(2) 専門職学位課程法曹実務専攻における厳格な方法の採用

(a) 成績評価基準の設定と学生への周知

成績評価に関する基本方針は、「法曹実務専攻における成績評価の指針」（法曹実務専攻会議平成16年7月12日決定、以下、単に「指針」と呼ぶ）で明らかにし、何よりもまず教員間での意思統一を図った。その大要を示せば、次の2点に集約される。

第1に、成績評価に当たっては、「講義または演習といった授業形態のいかんを問わず、学期末試験を実施し、その試験結果を重視しつつ、これと併せて学期中のレポートや小テスト、授業中の質問に対する応答の評価などを織り込んだ多元的方法」を用いること。

第2に、専門職大学院設置基準10条2項が求める成績評価基準の客観性と厳格性は、「担当教員が、予め受講生に明示した当該授業の到達目標に即して具体的な採点基準を設け、これを適正に用いることによって確保されなければならない」こと。特に「学期末試験については、関連する科目の担当教員が相互に出題内容等を検討し合い、問題の難易度の平準化、採点基準の共通化を図る必要」があり、「このためにも、各科目の単位を認定するうえで最低限度と考えられる水準については、関連科目ごとに具体的な最低水準（ミニマム・スタンダード）を設定しておく」のが望ましいこと。

この「指針」に基づき、学期末試験の実施に向けて次の8項目からなる「法曹実務専攻における学期末試験に関する申し合わせ」を取り決めた（「指針」と同日の専攻会議決定、以下単に「申し合わせ」と呼ぶ）。

- 1 法曹実務専攻で開講される法律基本科目（必修科目）については、必ず学期末試験を行うものとする。
- 2 前項の法律基本科目以外の選択必修科目についても、学期末試験を行うことが望ましいが、担当教員の判断により、学期末試験に代わる成績評価の方法（レポート）を用いることができる。
- 3 学期末試験は、原則として筆記試験による。ただし、演習において学期中にすでに筆記試験を実施している場合には、これに代えて口述試験等の方法を用いることができる。
- 4 法律基本科目における筆記試験は、当該科目に関する正確な法律知識を問うとともに法的思考力を見るため、論述式の問題に重点をおき（少なくとも配点の半分以上）、出題することとする。しかしながら、必要に応じて択一式の問題などを加味していくことは妨げられない。出題に当たっては、関連科目を担当する教員相互の連絡協議を密にし、当該科目間で問題の難易度の著しい差異や出題範囲の片寄りが生じないように努めるものとする。
- 5 学期末試験の実施に際しては、事前に採点基準を用意し、成績評価基準の

客観性と厳格性の確保に努めるものとする。特に法律基本科目的採点基準は、関連科目の担当教員相互の連絡協議によって共通化を図り、その科目間で著しい差異が生じないように努めるものとする。ただし、評点・単位認定（合否）の比率については、最終的には、担当教員の良識的判断に委ねることとする。

- 6 法律基本科目的筆記試験では、学生は、判例付きでない六法のみを持ち込むことができる。これ以外の物を持ち込むことはできないので、判例付きの六法、書き込みのある六法しか持ち合わせがない者に対しては、試験時に試験用の六法を貸与するものとする。
- 7 筆記試験を実施した後には、学生に対し、できるだけ早い時期に試験結果について 講評し、成績分布の状況や解答例を示すなどして教育的配慮に努めるものとする。
- 8 再試験を行う場合には、上記の筆記試験の方法に倣うものとする。

上記「指針」及び「申し合わせ」によって統一された成績評価の基本方針や学期末試験の実施方法は、教員間での周知徹底にとどめるべき事項を除き、学生に対しても、科目ごとの具体的な評価基準とともに伝達されている。

学期末試験と学期中の成績評価の配分比率に関しては、法律基本科目群において 7 対 3 を原則とし、そのうちの演習科目に限って 6 対 4 とする旨が教員間での合意として確認されており、学生に配布された「履修案内」中の各授業科目のシラバスには、成績評価の考慮要素が明示されている。

(b) 厳正な成績評価を確保するための措置

「申し合わせ」第 3 項によって、学期末試験は、原則として筆記試験によることとされており、この筆記試験の採点に際しては、入学試験における場合と全く同じ方法により、受験者の匿名性が確保されている。さらに、採点終了後は、当該担当教員が、平常点を記入した点数表とともに採点済みの答案を大学院係に提出し、大学院係において最終的な成績を集計する仕組みとなっている。これは、筆記試験採点後の恣意的操作あるいは加工によって成績評価が左右されないようにするための措置であり、採点に当たった教員でさえもが、大学院係から履修学生の成績集計表の通知を受けるまでその集計結果を知ることができない。

平常点についていえば、「毎回の授業における受け答え、小テストやレポートの成績を十分に加味して評価することとし、出席点のみによる評価を避けるものとする」との申し合わせに基づいた評価が求められており、この平常点となる授業中の成績評価を正確かつ効率的に行うため、平成 16 年度当初から科目ごとの座席指定制が導入されている。

こうして集計された学生の個別成績表は、各自に対し、学期末試験期間の経過後およそ1か月以内に解答例と全体講評を加えて交付されている。各担当教員には、履修学生全員の成績集計表のほか、学生の問い合わせや個別の学習指導に応じるために提出済みの答案の写しが返却される。実際、学生から相談を受けた担当教員が、個別に対応し、学習目標の到達度に見合った助言・指導を与えるケースは少なくない。

当法曹実務専攻に在学する全学生的成績に関するデータは、大学院係で保存され、専攻長及び教務委員長が、これを管理し、入試関係データとのすり合わせや科目ごとの有効活用に供する任を負っている。個人情報保護の観点から、全教員が全データを共有する方法は採用していないが、アカデミックアドバイザーのチームにも学生指導のために必要な情報を提供するなど、教務厚生委員会を中心とするネットワークが、関係教員間でのデータ共有を確保する機能を果たしている。

(c) 成績評価等の学生への告知

(b)で既に述べたように、成績表の交付を受けた学生は、同時に交付される解答・講評集により、科目ごとの学期末試験の出題意図や採点基準、配点などを知ることができる。再試験の結果や他専攻の成績を含めた最終成績表は、前学期分については10月中旬、後学期分については4月中旬に各学生に交付され、その際に併せて科目ごとの成績分布が公表されている。

(d) 学期末試験の適切な実施

前掲「指針」に明記されているように、学期末試験を実施する前には、関連する科目の担当教員が相互に出題内容等を検討し合い、問題の難易度の平準化、採点基準の共通化を図ることとされている。民法関係科目を例にとれば、必ず2度の検討会議を開き、相互に指摘された修正箇所の点検確認を励行している。

追試験及び再試験は、同一の問題を用いて実施される。前者は、病気等のやむをえない事情により学期末試験を受験することができなかつた学生のため、後者は、学期末試験において不可の評価を受けた学生のためにその機会が保障されており、科目間の実施時期を調整したうえ、学期末試験と同じ実施方法によるものとされている。実际にも、再試験受験者は、平成16年度後期の場合には、その数が9名に及ぶ科目も見られたが（平均的には4、5名前後）、大方の科目では再試験合格を果たし、最終的に可の評価を受けている。

これに関連して、2年次以降の演習科目を履修するために一定の科目または単位の修得が要件とされていることから（「横浜国立大学大学院国際社会科学研究所法曹実務専攻規則」別表2、以下、同規則は「専攻規則」と略称する）、「場合によっては、留年とは呼ばないが、2年又は3年の修業年限の末ではなく、

それ以前の段階で所定の修業年限では修了できないことが確定することがある」だけに、「学生に対しては、この点に留意しつつ履修相談等に当たる必要がある」旨の教務厚生・教育研究高度化合同委員会の申し合わせを取り交わし、平成16年度の学年末となる後学期末試験に向けて教員間の意思統一を図った。

(3) 博士課程後期については、講義科目、「演習」共に、学期末試験は特に行われず、全般的に、学期中の報告・討論および学期末の提出レポートにより成績評価が行われている。このほか、日常の研究活動を評価する場合もある。博士後期課程の成績は、学生の熱心さを反映して、相当数が秀または優となっている。

(3) 修了認定

(1) 本学大学院学則18条により、博士課程前期の修了要件は、大学院に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとされている(同条1項)。この修了要件としての必要単位数に関しては、すでに述べたとおりであり、ここでは、重複を避けるため、修士論文の審査及び最終試験について述べることにしよう。

修士論文を提出しようとする者は、論文提出時において本研究科に1年以上在学し、かつ、修了に必要な授業科目の単位数を16単位以上修得していかなければならない。そして、論文作成に取り組む学生の指導のために開講されるのが、前述した指導教員による演習だが、このほかにも、夏季休暇が終わったのち、10月中旬から下旬にかけて複数教員による集中的な論文指導のための「中間報告」の期間が設けられる。教員側からすれば、直接の指導に当たる教員以外の教員から、専門の垣根にとらわれることなく多角的な助言やアドバイスを学生に受けさせる絶好の機会となっているが、学生本人にとっては、論文の最終的なとりまとめ、提出の前段階における一大ハーダルの様相を呈している。それだけに、この時点で基本的な問題関心や研究対象、研究方法、論文の全体構成など、論文の大枠が固まっていない場合、あるいは指導教員等から大幅な論文作成の方針転換・変更を求められたりした場合など、その後に2カ月余りの期間しか残されていないことを考えるならば、事実上、論文の完成が難しくなり、場合によっては当該年度における論文提出を断念せざるをえない結果となる。この意味で「中間報告」の実施時期に関しては再考の必要がある。

最終試験は、口頭により、修士論文の審査を終えたのち、当該論文を中心にして行うものとされている。しかし、実際のところ、修士論文の出来具合にも学生間で大きな隔たりがあるように、審査委員主査によって進められる論文審査及び最終試験の成績に関しても、審査・成績基準(A、BまたはCを合格

とし、Dを不合格とする点は、横浜国立大学学位規則別紙様式第1号参照）の設定の仕方についても教員間で少なからぬ差異が生じているように見受けられる。この意味で審査・成績基準の明確化、共通化を図る必要がある。また、最近では、最終試験受験者に対し、パワーポイント等の新しい機器の使用を認めることも見られるが、最終試験の趣旨目的を今一度想起し、少なくとも同一の専攻内では、学生間の不公平が生じないように統一した取扱いが求められるところである。

(2) 専門職学位課程法曹実務専攻の学生は、「専攻規則」第4条により、同専攻に3年以上在学し、かつ所定の単位数を修得しなければ修了要件を満たすことができない。法律基本科目群必修54単位、法律実務基礎科目群必修6単位及び選択必修2単位、総合演習科目群必修10単位、基礎法学・隣接科目群必修2単位及び選択必修4単位、そして展開・先端科目群I群選択必修8単位がその内訳である。

これらの合計単位が86単位であるから、学生は、修了要件として求められる総単位数94以上を満たすために、自らが選択しなかった法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群I群、同II群およびTutorialの中から、自由選択科目として合計8単位以上を修得しなければならない。ただし、「Tutorial」（各1単位）は、3単位までしか修了要件単位に算入することができない。「リサーチ・ペーパー」（「専攻規則」3条2項3号、2単位）は、いかなる場合にも修了要件単位に含めることができない。

もちろん、本学法科大学院においても、以上の原則のもとでいくつかの特例が認められている。

第1に、本学法科大学院の学生は、他大学大学院又は本学大学院の他の研究科若しくは学府又は当国際社会科学研究科の他の専攻の授業科目を履修することができ（「専攻規則」7条1項ないし3項）、これによって修得した単位を一定の範囲で修了要件としての総単位数に算入することができる。また、本学法科大学院に入学する以前に大学院で修得した授業科目の単位についても、既に述べたように、同専攻カリキュラムと照らし合わせて相応するものに限り、専攻会議の議を経て修了要件単位に算入することができるものとされている（「専攻規則」9条）。しかし、これらの特例によって修了要件単位に算入可能な単位数は、合計12単位までと定められている。

第2として、平成16年度入学者については純然たる既修者認定を目的として実施され、平成17年度入学者についてはB日程の入学試験と同時に実施された既修者認定試験に合格した者の特例がある。すなわち、同試験合格者は、法律基本科目群の授業科目のうち認定された試験科目の合計単位を修得したものと

みなされ、修業年限の1年短縮が可能となる。本学法科大学院における既修者認定試験の特色は、合格者であっても試験科目全部の合計単位が認定されるとは限らない点であり、20単位以上の試験科目について合格点に達した者は、当該科目的単位とともに法学既修者の認定を受けるものの、合格点に達しなかつた科目については入学後に履修し、修了要件に必要な単位を修得しなければならない。

各授業科目群の修了要件単位数についていえば、法律基本科目群に属する公法系5科目10単位がすべて必修とされ、同じく法律基本科目群に属する民事系科目15科目32単位もすべて必修、同じ法律基本科目群の刑事系5科目12単位もまたすべて必修であることから、法学未修者、法学既修者を問わず、1・2年次に配当された法律基本科目群の各科目的修得が、彼らにとって大きなハードルとなっている。そのうえで、3年次に配当された公法系、民事系及び刑事系の総合演習5科目10単位が、すべて必修とされ、修業年限を迎える彼らの2つ目のハードルとして用意されている。加えるに、裁判所、検察庁、そして地元弁護士会の全面的な支援を受けた法律実務基礎科目群11科目（必修6単位、選択必修8単位）、本学大学院国際社会科学研究科の法律系専任教員が全員出動する基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目Ⅰ群・Ⅱ群が配当年次ごとに控えており、これら法律基本科目群以外の科目的修了要件単位数は、合計32となり、修了要件総単位数94の3分の1以上を占めている。したがって、全体としては、司法試験科目のみに偏しないバランスのとれた科目配置のもとでの修了判定が予定されている。なお、平成18年3月には、平成16年4月に既修者として入学した学生11名のうち、旧司法試験に合格して退学した1名を除いて全員が2年の学修課程を修了した。

(3) 博士課程後期では、研究科委員会から指名された5名からなる審査委員会（うち1名が主査）が審査する最終審査（原則として3年次2月）に合格した者に、博士（国際経済法学、または学術）が授与される。最終試験に進むためには、予備審査に合格すること、上述の必要な単位の履修を終えることが条件である。最終試験の点数化は行わず、合否について審査委員の合議で決められた後、予め配布される審査要旨に基づき国際経済法学専攻会議で審議の後、投票により承認され、国際社会科学研究科教授会で最終的に了承されるという厳密かつ公平な手続を経て、博士号授与が決定される。なお、審査要旨は、その後本研究科紀要である『横浜国際社会科学研究』に掲載される。本専攻からは平成13年度に1名、平成14年度に1名、平成15年度に7名、平成16年度7名、平成17年度2名に博士の学位が授与された。独立した研究者としての能力を認める博士の学位を授与される者の数は、定員に匹敵する年度もあるが、

これに達しない年度もある。その評価は厳格であり続けねばならない一方、他方では、より多くの学生に学位が授与できるよう、指導を高める必要性もある。

なお、博士後期課程においては、3年間の在籍期間中に最終試験に合格しない場合でも、それ以外の要件を充たしている者については、退学後1年内に学位請求論文を提出したときは、在学中に申請したものと同じ学位を取得することができる。上記の数字には、このような者も含まれている。

4 学生生活

(1) 学費・奨学金

(1) 博士課程前期においては、平成18年度現在、入学料は282,000円、授業料半期分267,900円（年額535,800円）となっている。平成17年度の入学料及び授業料免除者数の内訳は、以下のとおりである。

平成17年度博士課程前期国際関係法専攻学生の授業料免除等の認定状況

1. 入学料免除

申請者数	8名
全額免除	0名
半額免除	5名

2. 前学期授業料免除

申請者数	17名
全額免除	2名
半額免除	11名

3. 後学期授業料免除

申請者数	16名
全額免除	4名
半額免除	10名

このデータを見る限り、顕在的困難を抱えた学生は少なくないと思われるが、本研究科大学院において把握している学生支援機構の奨学金申請者は必ずしも多くない。平成17年度の場合、3名の申請があり、全員が奨学金の受給（第一種採用）を認められた。

授業料等の免除申請者の70~80%は、国際関係法専攻に入学した私費留学生である。彼らは、免除による学費負担の軽減を切望し、学費生活費の支弁のためのアルバイトと学業との両立に悩んでいるという現実がある。

(2) 専門職学位課程法曹実務専攻においては、平成18年度現在、入学料は282,000円、授業料半期分402,900円（年額804,800円）となっている。

法曹実務専攻学生に対する経済的支援としては、入学金・授業料の免除・減額・各種奨学金制度がある。授業料免除・減額については、大学全体の基準に従って実施され、平成 16 年度は、法曹実務専攻在籍者（休学者除く）50 名のうち 10 名が申請し、6 名が認められている。平成 17 年度は 101 名中、29 名が申請し、18 名が認められている。

奨学金としては、日本学生支援機構によって提供される範囲で現在のところ十分需要を満たしている。33 名が申請し、認められている。また、本学を対象に提供される民間の多くの大学院生向け奨学金情報を提供している。

(3) 博士課程後期においては、平成 18 年度現在、入学料は 282,000 円、授業料半期分 267,900 円（年額 535,800 円）となっている。平成 17 年度の入学料及び授業料免除者数の内訳は、以下のとおりである。

平成 17 年度博士課程前期国際関係法専攻学生の授業料免除等の認定状況

1. 入学料免除

申請者数	1 名
全額免除	0 名
半額免除	1 名

2. 前学期授業料免除

申請者数	41 名
全額免除	26 名
半額免除	8 名

3. 後学期授業料免除

申請者数	37 名
全額免除	28 名
半額免除	6 名

日本学生支援機構の奨学金申請者としては平成 17 年度の場合、22 名の申請があり、20 名が受給（第一種採用）を認められた。奨学生の採用率は高いといえるが、博士課程後期の場合は 3 年で課程を修了できる者はむしろ少數であり、所定年限を過ぎた後に経済的問題が生じていると推測される。なお、奨学金としては、日本学生支援機構によるものほか、本学を対象に提供される民間の多くの大学院生向け奨学金があり、後者に関する情報も積極的に提供している。

（2）相談窓口

全学的には、保健管理センターでの健康相談やカウンセリング、セクハラ・アカハラに関する相談員の制度などが用意されている。また、本研究科博士課程前期国際関係法専攻においては、特に留学生のための専任講師をおき、就学

上の困難や学生生活上のさまざまな悩みに応える体制を整えている。

法曹実務専攻の学生からは、平成 17 年度までのところ、相談員に対するハラスメント苦情や相談はない。これは、アカデミックアドバイスチームの教員や専攻長との日常的な情報交換が有効に機能している結果として評価できる側面も有している。

(3) 障害をもつ学生の支援

歩行障害を有する者に対しては、全学として対策に取り組んでいる。全キャンパスをバリアフリーエリアとし、そのことをキャンパスマップに表示し、図文字で具体的なアクセスルートがわかるようにしている。

聴覚・視覚・筆記障害等によりノートテイカーの必要な学生に対しては、平成 16 年度からの取組の結果、ノートテイカーのネットワークが法曹実務専攻の学生を含めたボランティア団体（名称：SYV）として既に組織されている。予算の可能性としても学長裁量経費・部局長裁量経費の可能性のほか、法科大学院の社会的貢献にもとづき交付されている寄附金による運用が考えられている。具体的実施計画については、具体的な事案が生じていないため詰められていないが、パソコン利用の最新技術を基礎に法律系において、いつでも実現可能な状況にある。そのための講習会も実施している。なお、学部学生に対する手書きのノートテイクは既に実施している。

また、身体に障害のある学生一般に対する支援の体制づくりを規則制定によって進めている。

なお、平成 16 年度には歩行障害を有する学生が 1 名、法曹実務専攻を現実に受験したが、合格には至らなかった。

5 修了後の進路

(1) 就職支援体制

(1) 旧制横浜高等商業学校のOB会を母体とする富丘会があり、大学院国際社会科学研究科の修了者についても就職支援活動を行っている。しかし、国際経済法学系の大学院生のほとんどは、就職活動をほぼ自力で行っている。

(2) 法曹実務専攻の学生に対しては、特に以下のようなキャリア支援を行っている。

- ①実務家教員を含むアカデミックアドバイスチームによる指導・助言
- ②エクスターーンシップ中の担当弁護士による指導・助言
- ③本学OB法曹（裁判官・検察官・弁護士）との交流会
- ④は横浜弁護士会以外の付加的な研修先として学生が活用できる手段として

も機能しており、学習・研修支援ともなっている。

ほかに、「法曹倫理Ⅰ」の科目の中で、地域の裁判所・検察庁・弁護士会等を訪問見学し、質問討論する機会を設けている。昨年度は最高裁判所裁判官を表敬訪問する機会を得、実施して、話を聞くことができた。

また、日弁連や各法科大学院主催のシンポジウムなどで、キャリア支援に役立つと思われるものは、その案内を掲示している。

さらに、横浜弁護士会から送付される会報を閲覧できるようにしている。特に学生の関心の高いと思われる部分は、コピーして配布している。

加えて、外国の裁判官・検察官・弁護士・書記官・警察官・公認会計士等が留学生として法律系の他の専攻で学んでいることを活用して、これらの法曹等との交流を促し、キャリア形成に役立てるよう、施設配置や機会の設定に工夫をしている。

(2) 進路状況

平成16年度3月に博士課程前期経済関係法専攻および国際関係法専攻を修了した者の進路内訳は、就職者52%、大学院博士課程後期等進学者19%、その他29%であり、就職者の主な勤務先は、官公庁、独立行政法人、法律事務所、税理士事務所、民間企業（製造業・情報通信業・学習支援業・運輸業など）であった。また大学院進学については、本学あるいは他大学の大学院博士課程後期へ進学した者のほか、法科大学院へ進んだ者もいる。

専門職学位課程法曹実務専攻では、平成17年度末に初めての修了者10名（平成16年度入学既修者）を出した。全員が新司法試験を受験し、平成18年度に5名に合格者を出した。残念ながら不合格となった者は、平成19年度の試験を目指して勉強中である。なお、平成16年度入学既修者のうち1名が中退したが、これは旧司法試験合格のためである。

博士課程後期で学位を取得した者からは、明治学院大学、山口県立大学、立命館大学、明海大学などに就職するなど、研究者になった者も多い。留学生の多くは自国の大学で研究者として活躍している。このほか、実務家として就職した者もある。

【資料2】 年次配当表（平成17年度）

科目群 担当時期	法律基本科目群		実務基礎科目群	Tutorial	実務基礎科目群	総合演習科目群	基礎法学・隣接科目群	基礎法学・隣接科目群	実務・先端科目Ⅰ群	実務・先端科目Ⅱ群
	公法系科目	民事系科目								
1年初週										
1年前期	憲法 I (2) II (2)	民法 I (2) II (2) III (2)					政治学 (2) 開発協力論 (2)			
1年夏休			Tutorial I (1) Tutorial IIa (1)				行政学 (2)			
1年後期	行政法 (2)	民法 IV (2) V (2) VI (2) VII (2)	刑事法基礎 (2)				基礎法学 (2)			
1年冬・春休			Tutorial IIIb (1) Tutorial IIIa (1)							
2年前期	公法演習 I (2)	民事訴訟法 (4) 商法 I (2) II (2)	刑法 I (2) II (2)				著作権法 (2) 独占禁止法 (2) 租税法総論 (2) 国際法 (2)			
2年夏休		民法演習 I (2)					労使関係法 I (2) 国際私法総論 (2) 企業行動と租税法 (2) 企金販商品の課税法 (2)			
2年後期	公法演習 II (2)	民事演習 II (2) 商法演習 (2)	刑事訴訟法 (4) 刑法演習 (2)	Tutorial IIIb (1) Tutorial IV (1)	ローヤリング (1) 民事実務演習 (2)	アメリカ法 (2) 中国法 (2)	国際経済法 (2) 通商規制法 (2) 租税政策と所得税法 (2)			
2年冬・春休					民事要件事実・ 民事認定論 (1)		ブランド保護法 (2) 労使関係法 I (2)			
3年前期					刑事実務演習 (2)	アメリカ法 (2) 中国法 (2)	特許法・意匠法 (2)			
3年後期					刑事訴訟法 (2)	ヨーロッパ取引法 (2)	倒産法 (2)			
3年冬・春休		民法演習 III (2) 民事訴訟演習 (2)			公法総合演習 (2) 民事法総合演習 I (2) 刑事法総合演習 I (2)	環境法 (2) 相続条約 (2) 国際租税法 (2) ライセンス契約 (2) 地方分権と課税法 (2) 国際取引法 (2)	民事少年法 (1) 実務消費法 (1) 医療過誤 (1)			
3年後期							国際取引法 (2)	国際租税法 (各論) (2)		
3年冬・春休								裁判員制度と刑事訴訟 (1)		

IV 教育改善の試み

1 教育手法の開発・改善

(1) 組織的かつ継続的な対応

教育の内容及び方法の改善を図るための取り組みについては、当初は、教務委員会の日常業務の一環として対応してきたが、その重要性が増す中、法曹実務専攻が新設されることとなったのを機に、平成15年度より、教務委員会から独立したファカルティ・デベロップメント(FD)委員会を設けて組織的・継続的取り組みに向けて体制整備を開始した。FD委員会は、平成16年度から拡充強化されて、教育研究高度化委員会となった。法曹実務専攻における教育は双方向型授業の実施、実務に即応した教育内容等が強く要請されるものであり、それに十分に対応することが緊急に必要となっていたため、最近の取り組みは法曹実務専攻における教育に関する事柄が主であった。博士課程前期国際関係法専攻については従来より学生の授業アンケートを実施しており、それを参考にした授業改善の努力が継続された。博士課程後期国際経済法学専攻における教育については委員会としての対応になじまない面もあり、特段の検討はされていないが、社会人、外国人留学生の増加に対処すべく教育方法の改善の取組みが個々の教員においてなされている。以下の1(1)(2)及び2の記述は、主に法曹実務専攻における取組みの経過である。

平成16年度から発足した「教育研究高度化委員会」(以下、「高度化委員会」と略称する)は、それまでのFD委員会の成果を引き継ぎつつ、新たに種々の課題を設定し、以下のような活動計画を立てた。

A 教育改善に関する諸課題

1. 授業科目ごとの教材の周到な準備、その改良
2. 新しい授業方法の工夫と試み
3. 授業科目間の連携強化
4. 嶸正な成績評価の徹底
5. その他(現行カリキュラムの問題点、新司法試験への対応、教員研修など)。

B 活動方針

1. 教材について
 - ①自前の教材作りの一層の推進
 - ②指定教科書等の厳選、その効果的な利用法の探求
 - ③利用者である学生の声の反映
2. 授業方法について

- ① 双方向型授業の有効活用
- ② 公開授業による教員の相互診断
- ③ 学生アンケートの実施（学期途中・学期末）

3. 科目間の連携強化について

- ① 公法系、民事系および刑事系ごとの連絡会議の定期的開催
- ② いわゆるコア科目群と展開・先端科目群との連絡調整
- ③ 「高度化委員会」による統括（ただし、教務委員会との間で役割分担）

4. 成績評価について

- ① 多元的な評価方法の採用（小テスト、レポート、期末試験など）
- ② 評価基準の平準化、単位の実質化
- ③ 単位未修得者の取り扱い

5. その他

C. 具体的計画

1. 「高度化委員会」における手作り教材の調査
2. 年次配当の演習科目用教材の点検・見直し
3. 年次配当の演習用教材の完成
4. 学期途中の学生アンケートによる日常的な授業改善
5. 公開授業の実施
6. 成績評価基準の統一
7. 他大学のFD活動に関する実情調査
8. 自己評価と第三者評価のための資料収集

この活動計画に基づき、「高度化委員会」は、ほぼ毎月1回、場合によっては数回の会議を重ねて諸課題に取り組んできている。

（2）教育改善のための研修及び研究

学外における教育研修の一例として、法科大学院協会の企画による研究者教員研修プログラムとして実施される司法研修所での刑事研修（平成17年5月2日）および民事研修（同6月14日）に研究者教員が参加している。

学内における研修の例としては、民事系および刑事系ではそれぞれ、新司法試験のサンプル問題を素材に研究者教員と実務家教員が合同で検討会を複数回行い、それぞれの視点を確認し、かつ、研究者教員の教育上の経験と、実務家教員の実務上の知見を融合し、その協働による教育効果を学生を対象にして検証した。このような不定期の内部研修のほか、地元の法曹関係者にも参加を呼びかけた定期の研究会も、民事・刑事それぞれについて年9回程度開催されており、民事系の場合には、この研究会で報告された判例研究のいくつかは、既

に本大学院紀要『横浜国際経済法学』の誌面上で公表されている。

法曹実務専攻における実務家教員は、豊富な教育経験をもつ者が多いが、まず、就任前に法科大学院開設 2 年前から当時の院生を対象に特別講義という形式で授業実践を行い、2 年前の夏には志願者を含む一般人を対象に公開講座という形式で授業実践を行うとともに、それを相互研修の素材とした。また就任後は、教材作りや授業計画、各回の進行など、研究者教員との協働関係をも深めるべく常日頃から研鑽を重ねている。たとえば、平成 16 年度の場合、これら実務家教員は担当科目以外の関連の授業にも参加し、研究者の授業のあり方を学びつつ、実務家の視点からコメントを加え、ときには研究者教員と討論を交わすなどして、相互研鑽の場としている。また、担当科目に関する助言・指導のみならず、学生たちが企画した自主ゼミや夏合宿にも積極的に参加し、研究者教員とも合流して課外の学生指導に当たっている。

また平成 17 年 1 月 29 日には、司法研修所教官（当時）加藤新太郎氏を招き、「法科大学院での効果的な学び方」と題して講演会を開催した。同氏の講演内容は、直接的には学生たちに向けられたものであったが、研修所での教育経験をえた法曹養成教育に関する種々の指摘は、教員にとっても資するところが大きかった。

このほか、年に 2 回、前後学期ごとに一度ずつ教員間の相互研修を目的とした「公開授業」を実施しており、全教員が、同僚による授業の方法や進め方を参考にし、また点検し合う機会を提供している。

2 学生による授業評価

従来より各学期ごとに学生による授業評価アンケートを実施して、その結果を授業改善に反映させるべく努力してきた。平成 16 年度からは法曹実務専攻発足を機として、特に学生の声を反映させた授業内容等の改善を重点課題として位置づけ、法曹実務専攻の授業科目（国際関係法との共通科目を含む）については前後学期ごとに中間及び学期末の 2 回にわたって「授業に関する学生アンケート」を実施した。なお、博士課程後期国際経済法学専攻の授業科目についてはアンケートは実施していない。そして、その分析結果については、各授業科目の担当教員に還元するとともに（法曹実務専攻の授業科目については集計されたデータに「高度化委員会」の参考意見を付したもの）、かつ専攻会議の場でも全体にかかわる状況や共通の検討課題と思われる要点を報告し、全教員への周知徹底を図った。

たとえば、法曹実務専攻設置の初年度である平成 16 年度の前期の開講当初には、完全未修者といってよい学生の間で専門的な授業内容への大きな戸惑い

が見られたが、専攻長ほか教育研究高度化委員会の呼びかけにより、アカデミック・アドバイザー等が個別の助言指導に当たり、学生たちの不安や悩みが相当程度解消されたと思われる。

また、既修者2年次生の場合には、やはり年度当初、教員間の連絡調整が必ずしも十分でなく、各授業の盛りだくさんの課題をこなそうとして過重負担に陥っている状況が見られたが、中間アンケートを実施したのち、徐々に事態の改善が図られた。平成17年度においてもアンケート実施を続けた結果、授業に対する学生のニーズはほぼ把握できたように思われる。

これら以外にも、平成16年11月から同年12月にかけては、カリキュラム・時間割編成のみならず、教室、図書館、資料室、自習室など教育環境面での問題点の洗い出しを目的として「カリキュラムに関する学生アンケート」を実施し、その結果を整理した。学生から要望があつたいくつかの点（教室の狭隘さ、冷房、図書資料の充実）は、本年度既に大幅に改善された。また、カリキュラムにかかわる年次配当の問題も平成17年度において既に解決済みである。

3 外部専門家による評価

法曹実務専攻に関する第三者評価として、平成17年度に大学評価・学位授与機構による法科大学院認証評価（予備評価）を受けた。この評価では若干の改善を要する点の指摘を受けたが、既に平成18年度において、それに対する対応を一部済ませた（平成19年度において、残りの部分に対する対応策も決定されている）。また、法曹実務専攻に関しては、平成16年度の同専攻の発足以来、毎年度文部科学省に対して年次履行状況報告書を提出しており、平成18年11月には同省の委員による現地調査を受けた。

博士課程前期国際関係法、博士課程後期国際経済法学専攻をも含めた本学大学院国際社会科学研究科法律系全体に対する外部評価は、本報告書を踏まえて行われる予定である。

なお、以上のほか、全学FD委員会が実施する公開授業があり、学内のほかの部局の教員が授業を参観し、授業終了後全学FD委員と参観者と授業担当との検討会がもたれている。

V 入学者選抜等

1 収容定員・在籍者数

(1) 博士課程前期の経済関係法専攻・国際関係法専攻の学生定員は各 26 名・28名であったが、平成 16 年度より経済関係法専攻が法曹実務専攻に改組され、国際関係法専攻の学生定員は 24 名となり、応用法学コースと開発協力コースとが設置され、平成 17 年度に至っている。

平成 13 年度の入学試験合格者中入学（在籍）者数は 81 名中 78 名、平成 14 年度は 70 名中 60 名、平成 15 年度は 88 名中 78 名、上記改組があった平成 16 年度は 38 名中 34 名、平成 17 年度は 34 名中 30 名となっている。

上記各年度の変移に明らかなように、法科大学院が設置された平成 16 年度以来、国際関係法専攻の学生定員数が従来の半数とされたのに対応して、入学者数も半減したのは当然である。しかし、出願者数を見ると、平成 13 年度 189 名、平成 14 年度 156 名、平成 15 年度 161 名、平成 16 年度 101 名、平成 17 年度 74 名であって、大幅な減少傾向を示している。その原因が各法科大学院の設置という一般的な制度改革によるものか、本学の国際関係法専攻自体における魅力の低下によるものか、今後の分析が要請されている。

(2) 専門職学位課程の法曹実務専攻における学生（入学）定員は 50 名である。平成 16 年度の在籍者数は 55 名であって、そのうち 1 年次（法学未修者）44 名、2 年次（法学既修者）11 名であるが、休学者が 5 名あるため、実数は定員に等しくなっている。平成 17 年度の在籍者数は 54 名であって、そのうち 1 年次 35 名、2 年次 19 名であるが、休学者が 2 名あるため、実数は 52 名である。したがって、両年度においては、入学定員と在籍者数とは、実質的にはほぼ一致しており、ほとんど乖離がない状態である。

(3) 博士課程後期の国際経済法学専攻における学生定員は 7 名である。各年度における受験者・合格者・入学者の数は、次のとおりである。平成 13 年度 9 名・8 名・7 名、平成 14 年度 12 名・9 名・8 名、平成 15 年度 17 名・12 名・12 名、平成 16 年度 16 名・11 名・10 名、平成 17 年度 13 名・9 名・9 名となっており、全体として顕著な変動は見られない。

2 アドミッション・ポリシー

(1) 平成 13 年度から平成 15 年度までの経済関係法専攻・国際関係法専攻では、「社会の国際化が進行し、法と経済、法と政治の相互作用がますます強まっている。本専攻はこうした現代社会の特質に即して、高度な専門性と広い統合性を兼ね備えた研究能力を開発することを目指して」、アドミッション・ポリシ

一を設定した。すなわち、「公平性、開放性、多様性」の基本理念に合致する入学選抜を実施しうる入試制度として、「一般受験者・社会人受験者・外国人受験者」に応じて、英語・専門科目・論文等の試験科目の多様な選択が可能であるようにしてきた。この基本理念は、平成 16 年度以降の国際関係法専攻においても、堅持されている。しかし、1 の(1)で前述したように、国際関係法専攻における志望者の減少傾向に対処すべく、同専攻におけるカリキュラム及び入試制度のあり方について、平成 17 年度より将来検討委員会において再検討が進められてきている。

(2) 法曹実務専攻では、法律専門職の志望者に公平な機会が与えられるよう、広く門戸を開放し、多様な社会的経験を有する者を積極的に受け入れるように、「公平性、開放性、多様性」の基本理念に合致する入学選抜を基本方針としている。

①平成 16 年度入試における志望者は、法学部出身者 541 名対非法学部出身者 429 名であり、また現役学生 229 名対社会人 741 名であり、平成 17 年度入試においても、その各割合は、299 名対 158 名、184 名対 273 名となっており、上記の基本方針に対応した成果が実現されている。

②平成 16 年度の入学（在籍）者数は、法学部出身者 27 名対非法学部出身者 28 名、現役学生 14 名対社会人 28 名となっている。平成 17 年度は、前記のように現役学生に不利な結果となっている入試制度を是正すべく 3 (2)に述べるように B 日程入試を導入した結果、現役学生 21 名対社会人 33 名となり、相当程度改善された結果となっている。

(3) 博士課程後期の国際経済法学専攻におけるアドミッション・ポリシーも、基本的には上記と共通し、一般選抜と別に社会人特別選抜を設け、TOEIC・TOEFL の成績証明書により英語試験の免除を認めている。

3 入学者選抜制度

(1) 博士課程前期の経済関係法専攻・国際関係法専攻では、平成 16 年度に前者が廃止され後者に統合された後も入学者選抜制度の基本において変更はない。すなわち、①一般受験者は、a 「経済関係法コース・国際関係法コース」（平成 16 年度より両者は「応用法学コース」として統合された。）と b 「開発協力コース」とに区分され、その試験科目は両者に共通して「英語 I」、a では「憲法、民法、刑法、商法、行政法、国際法」から 2 科目選択（非法学部出身者は 1 科目受験も可）、b では「政治学、国際法、開発協力論、英語 II」から 2 科目選択となっている。②社会人受験者は、a 「一般」と b 「派遣生」とに区分され、a では前記①に準拠しつつも、法律科目に代えて「日本語による論文」

を選択しうる点で、特に社会人の活動経験に配慮し、bでは「日本語による論文」のみが試験科目となる点で在職者に特別な配慮を加えている。③外国人受験者は、a私費留学生では「憲法、民法、刑法、商法、行政法、国際法、政治学」から1科目（解答は日本語・英語のいずれも可）選択、b国費・政府派遣生では「日本語又は英語による論文」が試験科目とされている。なお、平成16年度からは、前記③aの選択科目中に「開発協力論」が加えられた。

(2) 専門職学位課程の法曹実務専攻では、①平成16年度入試は設置認可時の計画どおりに、入学者選抜方法としては法律専門科目の試験を課すことなく、第1次として大学入試センター適性試験（配点100点）、第2次として小論文試験（配点100点）、第3次として面接試験（法曹志望理由および社会活動歴を重視）により合格者を選定した。また、既修者認定試験は、前記入学試験後に実施した。②平成17年度入試では、前年度入試結果の分析の結果として、現役学生の合格率が社会人の約3分の1という不公平とも思われる結果を是正するために入試制度を改革することにした。すなわち、入試時期をA日程（募集人員40名）とB日程（募集人員10名）との2回に分け、B日程は大学の授業・試験が一般に終了している2月に実施すると同時に、現役学生における社会活動歴の不足を補うものとして、小論文試験に代えて法律科目試験（公法100点、民法100点、刑法100点）を導入し、入学試験において競争上不利となるよう配慮した。

(3) 博士課程後期の国際経済法専攻では、博士号取得が目標とされているため、出願書類として研究業績リスト・審査用論文・研究計画書の提出が必要であり、選抜方法は外国語試験（英語）・論文審査（本学からの進学では不要）・口述試験を中心として実施される。わが国はフランス法・ドイツ法をも相当程度継承しているにもかかわらず、他専攻にあわせて、外国語試験が「英語」に限定されている点が、本学の特色である。なお、審査用論文は、日本語では10,000字以上、英文では4,000字以上という制約があり、また2,000字程度の日本語による論文要旨の提出も義務づけられている。

VI 教育・研究施設

1 教室・演習室

平成 16 年度の専門職学位課程法曹実務専攻の創設による組織変更以前においては、国際社会科学研究科博士課程前期の経済関係法専攻及び国際関係法専攻の授業及び演習は、国際経済法学研究棟の教室及び演習室において、博士課程後期国際経済法学専攻の講義は、国際社会科学研究科棟の教室及び演習室において行われてきた。

平成 16 年度の組織変更により、国経法系の構成は、博士課程前期国際関係法専攻、博士課程後期国際経済法学専攻、専門職学位課程法曹実務専攻の三つの組織により構成されることとなり、とりわけ一学年の学生定員 50 名、完成年次 150 名の学生数を要する法曹実務専攻の創設により、教室の数に不足が生じている。それは、大学院国際社会科学研究科においては、従来、研究活動に特化した少人数教育を前提として授業を行ってきたため、法科大学院のような教育特化型の中規模教室及び大規模教室がなかったからである。それゆえ、法曹実務専攻のための建物増築が行われるまでの間は、国際経済法学研究棟及び国際社会科学研究棟の会議室を教室に流用するほか、経済学部より経済学部講義棟 1 号館 201 教室を、また経営学部より会議室を借用して、授業を行っている。早急な建物増築により、中規模以上の教室の確保が望まれる。

なお、各教室の棟別配置及び面積については、【資料 3】「講義棟」のとおりである。

授業に使用する教室については、全室、冷暖房を完備している。また、一部の教室には、P C 利用に必要な無線 LAN 端末が配備されている。さらに、法曹実務専攻において、民事刑事の模擬裁判に使用される法廷教室（裁判員制度にも対応のもの）も、小規模ながら配備されている。刑事裁判における裁判員制度の導入に伴い、立証方法として、ビデオ等が多用される予定であるので、法曹実務専攻において使用される教室には、プロジェクターセット・テレビ・ビデオデッキ・D V D デッキ・O H P 等の視聴覚機器が必要に応じて配備されており、それに必要な視聴覚教材も収集中である。さらに、これらの機器類が室内に配備されていない教室・演習室・法廷教室においても、視聴覚教材が使用できるように、ビデオカメラを含む必要な機器が常時倉庫に保管され、利用可能な状態となっている。

2 学生自習室

学生自習室については、研究を中心とした少人数教育を行っている博士課程

前期国際関係法専攻と博士課程後期国際経済法学専攻の学生については、それぞれ共同自習室を設け、大半の学生が利用可能な数の自習机（P C接続端末付き）及びロッカーが配分されている。

これに対して、授業履修と自習が重視されている専門職学位課程法曹実務専攻の学生については、大半の学生がほぼ終日にわたって学内で学習を行っていることから、各年次の入学生に対応した数の自習室が備えられており、各学生に1席の自習室（P C接続端末付き）及び1個のロッカーが配分されている。

自習室は、冷暖房が完備され、上記のように各学生の学習に必要十分な数の席が割り当てられており、かつ、各学生に配布されたIDカードにより、365日、日夜を問わず、入退室が可能となっている。自習室のある国際社会科学研究棟内には、電算室・コピー室・国際社会科学研究科資料室及びリフレッシュコーナーが配置されており、また、本学内には3箇所の大学食堂があり、昼食のほか夕食（2箇所は夜間8時まで営業）もとることができる。

3 資料室

上記専攻の学生全員に共用の学習用施設としては、①自習室と同一の研究棟内に、国際社会科学研究科資料室およびP C室、②隣接する各研究棟内に、貿易文献資料センターおよび社会科学系研究図書館、③自習室より徒歩1分以内に位置する、国際経済法学資料室、並びに④徒歩3分以内に位置する、附属中央図書館が設置されている。

これらの図書館・資料室のうち、国際経済法学資料室は、国際協力関係の図書を除くと、専ら法律図書資料を配架した施設であって、法曹実務専攻の設置に際して、従前の2倍に資料及び配架スペースを拡充した。その運営は、施設研究図書委員会により実施され、同施設の利用規程の策定のほか、各教員及び学生の申請に対応して、蔵書の選定を行っている。

学生は、各図書資料の種類・用途に応じて、上記各図書館・資料室の利用を選択することができる。本学所蔵の全国図書資料の検索については、OPACシステムにより、各自のP Cを使って各自の自習机から、または電算室の共用P Cから、常時接続可能である。

また、各学生には、LEX-DBのID番号が配分されているので、各自が自宅からでも裁判例・判例評釈等について常時アクセスすることが可能となっている。

4 情報処理施設

学生の共同利用に供するP C等の配置された情報処理室（電算室）は、学生

自習室のある、国際社会科学研究科棟3階にあり、電算処理に関する専門的知識を有する職員が常駐している。学生は、この情報処理室において、電子資料の検索、印刷等を行ったり、電算処理の方法について、職員に質問をすることができる。

また、国際経済法学研究棟4階にある国際経済法学資料室内においても、資料検索用のPCが若干数配置されている。ここにおいては、判例・文献情報に関するCDやDVD教材も閲覧することができる。

そのほか、学生自習室及び相当数の教室においては、無線LAN端末が配備されているので、学生は、自己のID番号により、いつでもLEX-DB等の電子情報にアクセスすることができる。

5 教員研究室

教員研究室については、まず、常勤専任教員の全員について、旧国立大学の基準を充足した広さ及び設備の個人研究室が、国際経済法学研究棟と、これに隣接する経済学部新研究棟とに設けられている。各研究室相互の位置関係も、各教員間の相互交流に役立つように配置されている。

次に、法曹実務客員教授については、出講の日時に応じて、授業等の準備を十分かつ適切に行うことができるよう、共同研究室が配分され、授業準備時には、実質的に個人使用の状況にあることが企図されている。

さらに、兼任教員にも、共同研究室が配置されているほか、コーヒー・紅茶等も飲むことができるよう、講師控室も利用可能となっている。

【資料3】講義棟

A. 国際経済法学研究棟の概要（別紙・棟別平面図 7-223 参照）	
1 F (279 m ²)	①玄関ホール (122 m ² 談話室)、②101号室 (38 m ² 教室)、③102号室 (38 m ² 法廷教室)、④103号室 (38 m ² ロイヤリング・法律相談実習室、兼会議室)、⑤便所・給湯室・倉庫 (31 m ²)
2 F (251 m ²)	①201号室 (38 m ² 教室)、②202号室 (38 m ² 教室)、③203号室 (38 m ² 教室)、④204号室 (23 m ² 法曹実務専攻長室)、⑤便所・給湯室 (13 m ²)
3 F (277 m ²)	①301号室 (38 m ² 管理室等)、②302号室 (19 m ² 教員談話室)、③303号室 (19 m ² 応接室)、④304号室 (36 m ² 系委員長室)、⑤305号室 (59 m ² 会議室、演習室)、⑥便所・給湯室 (13 m ²)
4 F (271 m ²)	①国際経済法学資料室 (401号室、402号室、計 246 m ²)、②便所 (16 m ²)、ロッカーハンガー室 (3 m ²) a. 書架 108、b. 学習用・パソコン用座席 28、c. コピー機 3、d. プリンタードラマー 3、e. PC 13、f. 製本機 2、g. 製本作業台 1、シュレッダー 1、事務用机 4、カウンター・テーブル 2、ロッカー 38 人用
5 F・6 F・7 F (各 271 m ²)	教員研究室 (19 m ²) 27
B. 国際社会科学研究棟の概要（別紙・棟別平面図 7-15-6～8 参照）	
1 F (463 m ²)	①101号室 (92 m ² 事務室)、②102号室 (46 m ² 、研究科長室)
2 F (542 m ²)	①201号室 (92 m ² 会議室)、②202号室 (23 m ² 準備室)、③203号室 (69 m ² 会議室)、④204号室 (46 m ² 会議室)、⑤205号室 (69 m ² 会議室)、⑥リフレッシュコーナー (43 m ²)
3 F (542 m ²)	①301号室 (92 m ² 電算室、法科大学院自習室、座席 20)、②302号室 (92 m ² 博士課程後期電算室)、③303号室 (46 m ² 法科大学院自習室、座席 20)、④304号室 (69 m ² 国際社会科学研究科資料室)、⑤リフレッシュコーナー (43 m ² 院生談話室)
4 F (542 m ²)	①401号室 (138 m ² 院生研究室)、②402号室 (92 m ² 法科大学院自習室、座席 50)、③403号室 (23 m ² コピー室)、④404号室 (46 m ² 院生研究室)、⑤リフレッシュコーナー (43 m ² 院生談話室)
5 F (542 m ²)	①501号室 (138 m ² 院生研究室)、②502号室 (92 m ² 院生研究室)、③503号室 (23 m ² ゼミ室)、④504号室 (46 m ² 院生研究室)、⑤リフレッシュコーナー (43 m ² 院生談話室)
6 F (542 m ²)	①601号室～604号室 (46 m ² ゼミ室)、②605号室～609号室 (23 m ² ゼミ室)、③リフレッシュコーナー (43 m ²)

VII 研究活動

1 教員の教育・研究活動支援体制

(1) 授業負担

専任教員の授業負担を定める際には、各教員の専門教育研究領域にあった、いわゆる属人的科目（特定教員しか担当しえない科目）と、当該教員の専門教育研究領域に関連をもつ関連科目（複数の教員により担当しうる科目）とに分類し、各教員の授業負担コマ数を調整し、これにより、各教員間の授業負担を調整している。たとえば、公法グループ教員（憲法専攻教員・行政法専攻教員・租税法専攻教員）、私法グループ教員（民法専攻教員・商法専攻教員・民事訴訟法専攻教員）、刑法グループ教員（刑法専攻教員・刑事訴訟法専攻教員）、国際法グループ教員（国際公法専攻教員・国際私法専攻教員・国際経済法専攻教員）、先端展開科目グループ教員（社会法専攻教員・環境法専攻教員等）、政治開発政策グループ教員（政治学専攻教員・行政学専攻教員・開発政策専攻教員等）といったグループ内教員により、年度ごとに交代して担当可能な科目と、各教員の専門教育科目とを併せて担当することによって、特定少数の教員にだけ授業負担が偏ることのないように配慮している。

(2) 資料室・Research Assistant (R A)による教育支援

国際経済法学系に所属する専任教員に対する教育・研究上の重要な支援機能を担っているのは、国経法系資料室である。同資料室は、月曜から金曜までは、午前9時から午後10時まで、土曜日は午前10時から午後4時45分まで開室して利用に供されている。

このうち、月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までの時間帯には、3人の非常勤職員が交代で勤務している。これらの職員は、図書・雑誌の整理、検索支援等の本来の資料室職員としての業務を行っているほか、教員の依頼に応じて、教材をコピーする等の教育サービス業務も行っている。

なお、月曜日から金曜日までの午後5時以降及び土曜日の開室、また長期休暇期間中にあたる8月・9月・3月の開室期間については、R Aに負っている。

R Aは、上記業務のほか、教員の求めに応じて、教材のコピー、教育研究資料の検索・収集、授業の際の視聴覚教材の操作等の支援も行っている。

(3) サバティカル

博士課程前期国際関係法専攻、博士課程後期国際経済法学専攻、専門職学位課程法曹実務専攻の3つの組織により構成される、いわゆる国経法系に所属す

る専任教員は、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるサバティカル制度の対象とされる。

上記サバティカル制度の内容は、博士前期課程の教育負担の一部と、1年間の行政負担の免除による研究への専念である。

(4) 海外研究派遣支援

国経法系に所属する専任教員は、それぞれの専攻研究領域に関する最新の情報を収集し、国際的交流を図るために、文部科学省やフルブライト財団・フンボルト財団等の公の研究支援組織の募集する海外研究支援事業の対象者となつたときには、教授会の議により、一定期間の海外研究が認められる。

また、横浜国立大学内の海外研究派遣事業の対象者となつたときにも、同様により、一定期間の海外研究が認められる。

これまでの実績としては、毎年、1～2名程度の教員に長期または短期の海外研究派遣が認められてきている（詳しくは、後掲「VIII 1 (1) (1) 「教員の国際研究派遣状況」参照」。なお、海外研究派遣は、前述したサバティカル期間中にに行うことも可能である。

2 研究会

国経法系に所属する専任教員等によって構成される、「横浜国際経済法学会」は、適宜、研究会を開催している。講師は、横浜国立大学の専任・非常勤の教員のほか、国内外からの客員研究員や外部専門家が、それぞれの研究する最新の関心事項をテーマとして担当している。

研究会の参加者は、国際経済法学系の専任・非常勤の教職員、博士課程前期国際関係法専攻・博士課程後期国際経済法学専攻・専門職学位課程法曹実務専攻に所属する学生のほか、横浜国立大学の他の部局の教職員に対しても開放されている。これまでの研究会の開催日、講師名、テーマ等については、【資料4】「横浜国際経済法学会研究会一覧」を参照されたい。

そのほか、民事系、刑事系の教員によって、それぞれほぼ月1回のペースで研究会が開催されている。これらの同研究会には、本学出身の他大学教員、博士後期課程在学の学生のほか、横浜弁護士会所属の弁護士の参加もある。このうちの横浜民事法研究会の内容は判例研究が主であるが、同研究会の開催日、講師名、テーマ等は国経法系ホームページに掲載されている。

3 研究成果の公表

国経法系においては、専任教員に対して、それぞれの研究成果の公表を強く

勧めている。研究成果公表の手段として、「横浜国際経済法学会」を組織し、機関誌『横浜国際経済法学』を年3回刊行してきている。これには、横浜民事法研究会の席上で発表された判例研究・研究報告の成果も掲載されている。

そのほか、各教員の公表した研究成果については、各教員別の業績一覧（後掲「XII 教員個人の教育・研究活動」）を参照されたい。

4 学会等における活動

国経法系においては、専任教員に対して、それぞれの所属する学会等での研究成果の発表や各種審議会・委員会での活動を広く勧めている。各教員の活動については、各教員別の覧（後掲「XII 教員個人の教育・研究活動」）を参照されたい。

【資料4】横浜国際経済法学会研究会一覧

開催日	講師名	講師肩書	題目
平成13年度			
1 H13.5.29	田口 重憲	横浜國立大学大学院助教授	独立行政法人制度の課題について
2 H13.6.26	庄司 克宏	横浜國立大学大学院助教授	ニース条約と「歐州連邦」構想
3 H13.10.29	魏 在民	駐日本國韓國大使館參事官	ある韓国人法務担当官(検事)の見た日本
4 H13.11.29	津田 玄児	弁護士・日弁連にどもの人権委員会委員	重大な非行を犯す子どもたち 一背景に虐待が一
5 H14.1.10	佐藤 隆之	横浜國立大学助教授	アメリカの刑事司法 Dickerson判決を中心に
6 H14.3.14	天川 晃	横浜國立大学大学院教授	研究と教育をめぐる雑感
平成14年度			
1 H14.4.11	王 家福	中国社会科学院法学研究所元所長	現在の中国の経済立法状況及びWTO加入後の法改正
2 H14.5.14	野村 秀敏	横浜國立大学大学院教授	抵当権に基づく収益管理制度の構想／独立型
3 H14.7.9	齋野 彦弥	横浜國立大学大学院教授	原因について
4 H14.7.11	梁 彰洪	韓国ソウル大学教授	最近の韓国民法典の改正作業について
5 H15.1.28	吉村 政穂	横浜國立大学大学院講師	テリバティープによる法人税回避への対策 アメリカの経験を素材に
6 H15.2.24	曾野 裕夫	九州大学大学院助教授	英語による法学教育および法科大学院に関する九州大学の取り組みについて
平成15年度			
1 H15.6.24	閔 ふ佐子	横浜國立大学助教授	アメリカの高齢者ケア－高齢を理由になぜ高齢者を社会保障の対象とするのか－
2 H15.7.17	石 黒泰	韓国京畿大学助教授	韓国の地方自治における公務員の地位－京畿道公務員訴訟手続と関連して－
3 H15.10.15	桃島 洋美	横浜國立大学大学院助教授	制度としてのAPEC－Social Capitalの視点から－
4 H15.10.27	Brigid Laffen	ダブリン総合大学教授	Towards the European Constitution(欧洲憲法に向けて)
5 H15.10.29	Ulrich Kloeckne	ドイツ連邦共和国大使館参事官	Germany in an Enlarged EU and the relationship with Japan(拡大EUにおけるドイツと対日関係)
6 H15.11.5	八十田 博人	広島県立女子大学非常勤講師	Italy in an Enlarged EU and the relationship with Japan(拡大EUにおけるイタリアと対日関係)
7 H15.11.19	Alfredo C. Robles, Jr.	フイリピン・テラサール大学教授	Free Trade Areas(FTAs) in East Asia : Prospects and Problems
8 H15.12.3	上原 良子	フェリス女子学院助教授	拡大EUにおけるフランクスと対日関係
9 H15.12.17	李 銀漢	漢陽大学教授	日韓検査手続に關する比較研究 一人身拘束制度を中心いて

VIII 国際交流

1 教員・学生の学術交流

(1) 教員の学術交流

(1) 客員教授一覧

年 度 (平成)	氏 名	国 稷、所属機関
13 年度	Gamini Samaranayake	スリランカ、Dept.of Political Science, University of Peradeniya
	Jitendra Kumar Mittal	インド、法政策開発研究センター名誉所長
14 年度	Fernando Delage	スペイン、Politica Exterior 副編集長、 Complutense University 講師
	Stanley Yeo	オーストラリア、Southern Cross University
15 年度	張 勝和	韓国、ソウル大学助教授
	Alfredo C.Robles	フィリピン、De La Salle University 教授
16 年度	Kamel Uddin Ahmed	バングラデイシュ、University of Dhaka 教授
	Jora Silviu	イタリア、ルーマニア政府欧州統合省アドバイザー
17 年度	William P. Streng	アメリカ、University of Houston Law Center 教授
	Alfredo C.Robles	フィリピン、De La Salle University 教授

(2) 外国人研究者受入状況

平成 14 年度

氏名	性別	生年月日	国籍	所属機関	職名	受入期間		経費	本学での身分及び活動内容	
						開始日～	終了日		渡航費・滞在費	身分
アラン・グリフィス	男	1944.8.9	連合王国	Anglia polytechnic University	Reader	H14.4.2 H14.5.20		イギリスの出版社からの日本経済に関する本の出版契約締結による調査費	外国人客員研究員	学術研究情報収集
フェルナンド デラジ	男4	1961.11.1	スペイン	ポリティカ・エクステリオール社	教授	H14.7.1 H14.9.30		一般財源	客員教授	講義「アジアにおける地域主義」「アジア政治経済論」担当
譚 評	女2	1963.09.2	中国	北京市公安局	警察官 (通訳)	H14.10.1 H15.9.30	中国政府		客員研究員	日本及び中国における出入国・管理制度の比較研究
丁 正一	男	1968/1/2	韓国	京畿大学校 法学部	非常勤講師	H15.1.1 H15.2.28	自費		客員研究員	客員研究員として研究に従事
李 銀模	男6	1954.10.2	韓国	漢陽大学校 法科大学	教授	H15.3.1 H16.2.28	自費		客員研究員	客員研究員として研究に従事

平成 15 年度

氏名	性別	生年月日	国籍	所属機関	職名	受入期間		経費	本学での身分及び活動内容	
						開始日～	終了日		渡航費・滞在費	身分
丁 正一	男	1968/1/2	韓国	京畿大学校 法学部	非常勤講師	2003/1/1 2003/2/28	自費		外国人客員研究員	客員研究員として研究に従事
キュンター、ケンチュ	男6	1936/7/2	ドイツ	なし	弁護士	2003/4/4 2003/9/3	外国人教師等招へい旅費		外国人研究員	授業、講演及びゼミナール指導補助
アルフレート・C. ロフレス		1955/2/19	フィリピン	De La Salle 大学	助教授	2003/10/7 2004/1/20	外国人教師等招へい旅費		外国人研究員	客員研究員として研究に従事

コ・ワインターサ ミ・ハラチャン ティラン	男 4	1954/8/2	イン ド 科	テリー大学中 国日本研究教 授待 遇)	講師(助 教 授 等)	2003/10/1 2004/3/31	外国人教師等招 へい旅費	外国人研究 員	客員研究員として研 究に従事
Rainer Frank		1955/2/1	ド イ ツ	アルバート・ル トヴィッヒ大学	教授	2003/11/10 2003/11/19	科学研究費補助 金(15402013)		研究課題に関する知 識提供及び意見交 換
李 水	女	1969/5 /22	中 国	公安部邊 防局海警 処	処員	2004/1/1 2004/12/ 31	中国政府	客員研究 員	海上犯罪に関する 研究

平成 16 年度

氏名	性別	生年月日	国籍	所属機関	職名	受入期間		本学での身分及び活動内容	
						開始日～	終了日		
NAKANO, Cassia Miho	女	1978/11/ 22	ブ ラ ジル	Pricewaterh ouse CC Consulting Company		2004/4/5 2005/3/26	国際協力事業団	日系研修員	研修員として研究に 従事
Kamal Uddin Ahmad	男	1947/1/1 5	バン グ ラ デ シ ュ	ダッカ大学	教授	2004/4/7 2004/9/30	外国人教師等招 へい旅費	客員教授	客員研究員として研 究に従事
ウイリアム・J・デイ ビー	男		ア メ リ カ 合 衆 國	イリノイ大学 法科大学院	講師	2004/5/27 2004/5/27		講師	国際シンポジウム (教育文化ホール) で講演
許 煉	男	1959/10/ 20	大 韓 民 国	大真大学	副教授	2005/3/1 2006/2/28	大真大学	客員研究員	研究

平成 17 年度

氏名	性別	生年月日	国籍	所属機関	職名	受入期間		経費	本学での身分及び活動内容	
						開始日～ 終了日	旅費・滞在費		身分	活動
William Paul Streng	男	1937/10/ 17	アメリカ合衆国	ヒューストン大学	教授	2005/4/1 2005/6/30	一般財源	客員教授	授業・研究	
宋 雙鍾	男	1942/10/ 5	韓国	ソウル市立大学学校 税務大学院	教授	2005/9/6 2006/2/28	ソウル市立大学	客員研究員	研究	
樊 延秦		1947/1/1 7	中国	南京師範大學法學部	院長	2006/1/12 2006/1/16	科学研究費		シンポジウム参加	
張 學軍		1967/10/ 12	中国	南京師範大學法學部	教授	2006/1/12 2006/1/16	科学研究費		シンポジウム参加	
趙 莉		1968/12/ 24	中国	南京師範大學法學部	講師	2006/1/12 2006/1/16	科学研究費		シンポジウム参加	

教員の国際研究派遣状況

本学全体の理念である「国際性」を反映して、国際社会科学研究科法律系においても国際交流は極めて盛んである。このことは、既に上記研究者の受入状況から窺われるところであるが、法律系教員の外国への研究派遣の状況に関してはより強くいうことができる。そのため、個別の事例をすべて掲げることは極めて煩瑣となるので、それは平成 17 年度にとどめ、それ以外は概括的な数字をあげるにとどめることとする。

平成 14 年度においては、延べ 28 名の教員が 20 か国に派遣された。派遣された国の内訳はヨーロッパ 8 カ国（ドイツ、フランス、スイス、オーストリア、イギリス、ノルウェー、オランダ、ベルギー）、北米 2 カ国（アメリカ、カナダ）、アジア 8 か国（中国、韓国、フィリピン、ラオス、モンゴル、ウズベキスタン、ベトナム、バングラデシュ）、アフリカ 2 カ国（ガーナ、タンザニア）であった。派遣期間は最短 3 日、最長 2 ヶ月であった。派遣目的は、「環境問題の一環としてのアウトドア・レクレーション推進状況の調査」「ラオス国短期派遣専門家（法制度セミナー（民商事法））に係る派遣協力のため」「研究課題『企業組

織の再編法制およびコーポレイト・ガバナンスに関する日本と中国の比較法的研究』推進のため、上海市に進出している日系企業の法的諸問題の対応の仕方に関するヒヤリングを行うため」等、様々であった。

平成 15 年度においては、延べ 33 名の教員が 15 カ国に派遣された。派遣された国の内訳はヨーロッパ 5 カ国（ドイツ、スイス、イギリス、オランダ、イタリア）、北米 2 カ国（アメリカ、カナダ）、南米 1 カ国（ブラジル）、アジア 6 カ国（中国、韓国、モンゴル、マレーシア、タイ、カンボディア）、大洋州 1 カ国（オーストラリア）であった。派遣期間は最短 3 日、最長 10 カ月であった。派遣目的は、「在外研究員として滞在するジョンス・ホプキンス大学 S A I S において、研究題目『2001.9.11 テロ事件の国際法秩序及び日本の安全保障に及ぼす影響についての規範的研究』に関する研究に従事する」「ドイツ不正競争防止法の改正論議とドイツにおける消費者団体訴訟の実態調査及び共同研究」「イタリアの精神保健法及び刑法・刑事訴訟法に定める保安処分に関する法制度及び司法・行政に関する施設・運用の現地調査、司法省及び裁判所等の法律家・医療関連者との情報交換を行う」等、様々であった。

平成 16 年度においては、延べ 47 名の教員が 20 カ国に派遣された。派遣された国の内訳はヨーロッパ 8 カ国（ドイツ、フランス、スイス、オーストリア、イギリス、オランダ、スペイン）、北米 2 カ国（アメリカ、カナダ）、アジア 11 カ国・地域（中国、韓国、フィリピン、モンゴル、ベトナム、カンボジア、インドネシア、ミャンマー、タジキスタン、マレーシア、台湾）、大洋州 1 カ国（オーストラリア）であった。派遣期間は最短 4 日、最長 1 年 6 カ月であった。派遣目的は、「アメリカにおける民事訴訟法および倒産法の基礎理論に関する調査」「調査・収集『ハンヤン大学のロースクールに関する現状調査』」「国際会議出席『JICA Vietnam ICT Seminar』、情報収集及び政府開発援助の一環としてベトナム政府関係者に対する通商政策関連技術協力」等、様々であった。

平成 17 年度に関しては、個別の事例をすべて列挙する。

教員名	出張先	期間	費用：旅費	目的	用務先
荒木 一郎	中華人民共和国	2005/4/18 2005/4/22	経済産業省	国際会議出席「東アジア自由貿易圏(EAFTA)の実現可能性に関する研究会」	中国商務部
川端 康之	イタリア ベルギー	2005/5/25 2005/6/5	欧州委員会	国際会議出席「European Association of Tax Law Professors Annual Congress」	European Association of Tax Law Professors Annual

					Congress 及び European Commission Visit Program
柳 赫秀	中華人民共和国	2005/6/10 2005/6/13	一般財源 上海市 太平洋区 経済発展研究会	国際会議出席「日中経済連携についてのシンポジウム」	上海太平洋区域経済発展研究会
柳 赫秀	韓国	2005/6/15 2005/6/19	一般財源	国際会議出席「韓国における望ましい法学専門大学院の教育方向と教育課程」	漢陽大学・延世大学
荒木 一郎	台湾	2005/7/7 2005/7/10	台湾大学	国際会議出席「WTOに関するシンポジウム参加のため」	台湾大学、台湾政治大学
吉村 政穂	米国	2005/8/24 2007/3/31	財団法人学術振興野村基金	調査・収集「組織課税と証券課税の接点に関する研究」	ハーバード大学ロースクール
関 ふ佐子	フランス	2005/7/1 2005/7/10	科学研究費	国際会議出席「XXIXth International Congress on Law and Mental Health」	Universite Rene Descartes:Centre Universitaire des Saints-Peres」
角田 美穂子	ドイツ	2005/8/11 2005/9/21	科学研究費	調査・収集「ドイツ・EU法の動向をフォローアップ調査」	マーブル大学
川端 康之	アルゼンチン共和国	2005/9/8 2005/9/20	私費	国際会議出席「International Fiscal Association 59th Annual Congress」 その他「研究総会出席・2007年日本大会準備委員会出席」	International Fiscal Assosiation :59th Annual Congress」
フィンリー・バリ・リン	アメリカ合衆国	2005/7/25 2005/9/23	私費	その他「カリフォルニア大学で英語語彙の教育方法のワークショップ参加・創作文書作法のワークショップ参加」 及び調査・収集「多文化・他民族研究の資料収集」	カリフォルニア大学バークレー校・ロサンゼルス校
柳 赫秀	大韓民国	2005/8/9 2005/8/23	私費	調査・収集「韓国が進める FTA の実態と課題についての資料収集」	京畿大学
伊東俊明	アメリカ合衆国	2005/10/1 2006/3/31	私費	調査・収集「アメリカ民事訴訟法・倒産法に関する調査、資料収集	カリフォルニア大学バークレー校

岩崎 政明	シンガポール 香港	2005/8/17 2005/8/24	科学研究費	調査・収集「PFI の比較法的研究」	海事港湾局、PSA International Pte Ltd. シンガポール国立大学、香港特別行政区政府港湾海事輸送開発局、香港インターナショナル、モダーンターミナル会社
小池 治	シンガポール	2005/8/17 2005/8/21	科学研究費	調査・収集「PFI の比較法的研究」	シンガポール国立大学、自治体国際化協会 シンガポール事務所
池田 龍彦	シンガポール 香港	2005/8/17 2005/8/24	科学研究費	調査・収集「PFI の比較法的研究」	海事港湾局、PSA International Pte Ltd. シンガポール国立大学、香港特別行政区政府港湾海事輸送開発局、香港インターナショナル、モダーンターミナル会社
來生 新	中華人民共和国	2005/8/24	一般財源	調査・収集「中国における競争法制の定着にかんする調査、海洋管理法制の調査」	中国大連市投資センター・大連海事大学法律学部
桃島 洋美	ドイツ	2005/9/18 2005/9/23	科学研究費	国際会議出席「国際行政学会研究大会」及び調査・収集「EU拡大による市民社会への影響について」	国際行政学会 (International Institute of Administrative Sciences)
岩崎 政明	イギリス	2005/9/11 2005/9/20 (早稲田大学)	科学研究費	調査・収集「高齢富裕層による新たな資産運用手法と金融サービス諸方の研究」	ケンブリッジ大学不動産研究所・ロンドン大学高等法学研究所
小池 治	ドイツ ロンドン	2005/9/19 2005/9/26	科学研究費	国際会議出席「国際行政学会ベルリン会議」及び調査・収集「英国における行政改革の動向調査」	国際行政学会ベルリン会議、自治体国際化協会 ロンドン事務所、ロンドン・スクールオブエコノミックス、英國政府刊行物センター、大英図書

					館
原田 一明	中華人民共和国	2005/10/2 8 2005/11/4	私費	調査・収集「中国での日本語教育プログラムについての調査・資料収集」	南京大学外国語学部
荒木 一郎	インドネシア共和国	2005/11/1 8 2005/11/2 0	経済産業省	国際会議出席「東アジア自由貿易圏(EAFTA)の実現可能性に関する研究会」	インドネシア戦略国際問題研究所
荒木 一郎	中華人民共和国	2005/12/5 2005/12/8	財団法人日本国際協力センター	その他「留学生支援無償事業に係る現地面接」	財団法人国際協力センター
根本 洋一	カンボジア	2005/12/8 2005/12/1 2	財団法人日本国際協力センター	開発途上国等への国際協力「留学生支援無償事業に係る現地面接」	財団法人国際協力センター
川端 康之	マレーシア	2005/12/1 0 2005/12/1 8	財団法人国際協力機構	開発途上国等への国際協力「国際協力機関からの派遣」及びその他「マレーシア歳入庁税務大学校において講義を行う」	National Tax Academy, Inland Revenue Board of Malaysia
小池 治	韓国	2005/12/7 2005/12/9	一般財源	国際会議出席「公共部門業績管理シンポジウム」	OECD 公共ガバナンスアジアセンター
梶島 洋美	韓国	2005/12/7 2005/12/1 1	科学研究費 (小池)	国際会議出席「公共部門業績管理シンポジウム」及び調査・収集「韩国カトリック大学 Chai Won-ho 先生に対し行政改革の現状に関する聞き取り調査を行う」	OECD 公共ガバナンスアジアセンター
梶島 洋美	ミャンマー	2005/1/15 2006/1/19	日本国際協力センター	開発途上国への国際協力「留学生無償支援事業にかかる現地調査面接」	(財)日本国際協力センター
柳 赫秀	韓国	2005/12/2 1 2005/12/2 8	私費	研究調査「韓国におけるロースクール導入の動きの中間決算」および親族訪問	京畿大学、漢陽大学等

小池 治	イギリス	2006/1/28 2006/2/5	教育研究費 高度化経費	調査・収集「高度化経費「新しいグラデュエイト・プログラムの構築」	バーミンガム大学、マン彻スター大学、ロンドン大学
梶島 洋美	フィリピン	2006/1/26 2006/2/4	科学研究費	調査・収集「フィリピン国内の公共政策部門におけるモダニゼーションの現状について」	アジア開発銀行、国際協力銀行マニラ事務所、サント・トーマス大学
池田 龍彦	フィリピン	2006/1/26 2006/2/4	イニシアティブ	調査・収集「海外フィールド調査：平成17年度「魅力ある大学院教育イニシアティブ」リサーチ・プラクティカム調査」	サント・トーマス大学、アジア開発銀行、国際協力銀行マニラ事務所
荒木 一郎	フィリピン	2006/1/26 2006/1/31	一般財源	国際会議出席「Development and Progress in the Philippines」及びその他「学生指導」	サント・トーマス大学
柳 赫秀	フィリピン	2006/1/30 2006/2/3	日本国際協力センター	開発途上国等への国際協力「JSDP Program の学生選抜」	フィリピン、マニラ
柳 赫秀	大韓民国	2006/2/17 2006/2/19	済州大学	国際会議出席「法律専門大学院導入に関するセミナー」	済州大学
川端 康之	オランダ王国	2006/2/2 2006/2/5	私費	国際会議出席「Permanent International Fiscal Scientific Committee, IFA」	Fiscal Association(国際租税協会)
根本 洋一	ドイツ	2006/3/1 2006/9/1	学長裁量・18年度一般財源	調査・収集「国際私法の基礎理論に関する調査、特に、性質決定と外国法の適用をめぐって」	ケルン大学国際私法外國私法研究所
関 ふ佐子	アメリカ合衆国	2006/3/14 2006/3/23	厚生労働科 学 研 究 費 (東京大学)	共同研究「自営業者と公的年金制度に関する研究」及び調査・収集「共同研究に関する調査・資料収集」	ピッツバーグ大学、コロンビア大学、カリフォルニア大学
関 ふ佐子	ウズベキスタン	2006/2/28 2006/3/4	日本国際協力センター	その他「JDS現地面接のため」	JICEウズベキスタン事務所、関連大学ほか
荒木 一郎	カナダ	2006/3/9 2009/3/13	教育研究高 度化経費	調査・収集「高度化経費「新しいグラデュエイト・プログラムの構築」の調査」	ブリティッシュコロンビア大学
円谷 峻	ドイツ	2006/3/15 2006/3/22	科学研究費	調査・収集「比較法研究のあり方についてドイツ法学者の考え方を調査研	フライブルグ大学

				究」及び研究打合「アジア比較法の参考になる資料等を収集し、ドイツ比較法学者と討論するため」	
野村 秀敏	ドイツ	2006/3/15 2006/3/22	科学研究費	調査・収集「比較法研究のあり方についてドイツ法学者の考え方を調査研究」及び研究打合「アジア比較法の参考になる資料等を収集し、ドイツ比較法学者と討論するため」	フライブルグ大学
柳 赫秀	韓国	2006/3/1 2006/3/5	科学研究費	調査・収集「韓国の消費者保護法制の現状と課題」	京畿大学・漢陽大学
小池 治	カナダ	2006/3/8 2006/3/13	寄附金	共同研究「ブリティッシュコロンビア大学において2006年9月に開催される国際会議における研究報告の資料収集及び事前打ち合わせ」	ブリティッシュコロンビア大学
角田 美穂子	ドイツベルギー	2006/3/8 2006/3/30	私費	研究・調査「ドイツ・及び EU の投資サービス法制の調査」	ティルプ・アンドカルベラ法律事務所・チュービンゲン大学、EU 委員会、健康及び消費者保護事務局、ミュンヘン大学、チュービレゲン大学
池田 龍彦	アメリカ合衆国 メキシコ	2006/3/14 2006/3/21	国土交通省	国際会議出席「第4回世界水フォーラムでパネルディスカッション」	第4回世界水フォーラム
久留島 隆	中華人民共和国	2006/3/31 2006/4/5	学長裁量経費・一般財源(18年度)	共同研究「学術交流・教員と学生の交換」	北京師範大学・清華大学・政法大学・中央財經大学
森川 俊孝	アメリカ合衆国	2006/3/29 2006/4/6	私費	国際会議出席「アメリカ国際法学会」及び調査・収集「国際連合に関する資料の収集」	アメリカ国際法学会、国際連合
川端 康之	韓国	2006/3/30 2006/4/1	韓国政府	国際会議出席「Seminar at the Korean Institute of Public Finance」	The University of Seoul Department of Science in Taxation, Korea Institute of Public Finance

荒木 一郎	スイス連邦	2006/3/28	イニシアティ	研究打合「リサーチプラクティカム実施	ベルン大学、世界貿易
		2006/4/1	ブ	のための打合」及びその他「学生指導」	機関事務局

(2) 学生の学術交流

大学間および部局間の交流協定に基づく学生の学術交流については、平成 17 年度にベルン大学（スイス）に博士前期課程の学生を 1 名派遣した。他方、同協定に基づく受け入れはない。

また、交流協定以外の方法による留学生の受入総数は、平成 15 年度 74 人、平成 16 年度 63 人、平成 17 年度 52 人となっている。各年度の留学生の詳細は以下のとおりである。

	H15 年度	H16 年度	H17 年度
国経法系留学生総数	74	63	52
うち私費留学生	35	26	17
うち国費留学生	6	5	2
うち外国政府派遣	4	3	4
うち世界銀行奨学生	15	15	15
うち無償資金協力事業留学生	14	14	14

2 国際交流締結

国際社会科学研究科国際経済法学系は、以下の外国の機関と国際交流協定を結んでいる。

- ・中国・清華大学 法学院（平成 17 年度よりの更新を手続き中）
- ・ギリシャ・アテネ大学 法学部
- ・韓国・キョンボク（慶北）大学 法学部（平成 17 年度 新規締結）

IX 社会貢献

社会貢献は、本系の研究者である教員が、学生に対する教育によって、あるいはそれぞれ研究成果を公表してその内容が適用・応用されあるいは他の研究の発展に役立てられるという形で社会に貢献する、大学本来の社会貢献の形式の他、次の2つの形で行われている。

ひとつは、各教員が国や地方公共団体の審議会・委員会などに参加しそれぞれの対象事項について特に専門的意见を述べ、あるいは講演会に招かれることなどによって社会一般に対して啓蒙的活動を行い、その研究・教育の成果を、新たに社会のニーズに応じ社会に還元するものである。その具体的な内容は、各教員別の欄（後掲「XII 教員個人の教育・研究活動」）を参照されたい。

もうひとつは、本系教員による教育研究の成果を基礎として、本系が組織として、特に社会のニーズに応え、特定のテーマについての公開講座を開講し、あるいは特定の機関の研修プログラムを協力して提供するというものである。

平成13年度から17年度までに開催した公開講座は、次のとおりである。

年度	テーマ	講義担当者
平成13年度	市民と法	田中、三邊、岩崎、円谷、久留島、森川 (東郷、永井弁護士)
平成15年度	ロー・スクールの模擬授業 in 横浜国大	田中、三邊、今村、川島、君塚、角田
平成16年度	市民生活における国際化と法	森川、荒木、加藤、小池、根本、柳

平成13年度から17年度までに提供した研修プログラムは次のとおりである。

年度	テーマ	講義担当者
平成16年度	税理士のための基本法研修講座 民法、商法、民事訴訟法、 行政訴訟法、租税法	角田、高橋、今村、渡辺、奥山、 野村、三邊、岩崎
平成17年度	税理士のための基本法研修講座 民法、商法、租税法	高橋、渡辺、今村、奥山、岩崎

X 管理・運営

1 管理運営の組織・構成

本系は、学部組織を持たないことから、組織構成・意思決定に関して学部との関係は生じることがなく、独立固有に運営されている。

本系固有の3専攻、すなわち博士課程前期国際関係法専攻、専門職学位課程法曹実務専攻、博士課程後期国際経済法学専攻のそれぞれの構成員は異なっている。専門職学位課程法曹実務専攻は、研究者専任教員と実務家専任教員で構成されている。それ以外の研究者専任教員、実務家出身教員、客員教員によって博士課程前期の国際関係法専攻が構成されている。博士課程後期の国際経済法学専攻は、法曹実務専攻の研究者教員の一部と国際関係法専攻の研究者教員の一部とによって構成されている。

のことから、各専攻固有の問題については、それぞれの専攻会議で意思決定がなされる。しかし、各専攻に共通の事柄については、合同の合議体である系委員会で意思決定される。また、法曹実務専攻の教育は、国際関係法専攻の教員も必ず担当していることから、法曹実務専攻会議に出席する。これに対し、法曹実務専攻の実務家専任教員は国際関係法専攻の教育に関与する余地はないため、その専攻会議には出席しない。

博士課程後期国際経済法学専攻会議は、それを構成する研究者専任教員が限定的であるため、系委員会とは別に開催され、その固有の事項につき審議・決定する。国際経済法学専攻に所属しない研究者教員の一部は、経済系、経営系と合同で運営している博士課程後期国際開発専攻に所属し、その意思決定に参加する。

本系を統括する職として系長を置き、各専攻を統括する職として各専攻長が置かれる。系長および各専攻長は、選出規則にしたがってそれぞれその構成員の中から構成員により選ばれる。

各専攻に関する教務委員会、入試委員会、FD委員会、評価委員会、図書資料委員会等の委員会は、系委員会のもとで、教務委員会、入試委員会、教育研究高度化委員会、自己点検評価委員会、施設研究図書委員会として、設置され、活動を行う。その他、隨時必要な委員会、WG（ワーキンググループ）が設置される。また、全学の委員会には、担当委員が出席して意思決定に参加する。

国際社会科学研究科内の申し合わせに従い、研究科長候補者を選出する時は、評議員が1名が置かれ、研究科長候補者を選出しないときは、評議員2名が置かれる。

2 予算

予算の審議は、系委員会によって行われ、決定される。

予算は、学内予算と文部科学省・大学経由の一般公募外部資金と本系独自のプロジェクトにより学外から導入する予算とで構成されている。学内予算は、部局配分予算と学内プロジェクト応募配分予算とに分かれる。部局配分予算は、国際社会研究科を経由して内部配分される。学内予算および一般公募外部資金と、本系プロジェクト外部導入資金とは、分けて、系委員会で審議決定される。

学内プロジェクト応募配分予算には、教育研究高度化経費と学長裁量経費とがあり、毎年数件個別のプロジェクトを立てて応募し、経費を交付されている。一般公募外部資金のうち、法科大学院形成支援経費が「持続可能な実務教育—横浜方式の導入—」に対して、平成16年度から17年度に交付され、3年計画のため18年度も交付の予定である。

系固有のプロジェクトによる予算としては、世銀インフラプロジェクト（これは全学の協力も得ている）、JICA/JICEプロジェクトからの交付金の他、税理士会の研修プロジェクトに対しプログラムの立案・実施を提供し、交付金を得ている。

3 施設

系専用の建物として、国経法棟1,881m²があり、研究室、資料室、事務室、会議室（一部教室兼用）、教室（ゼミ室）が配置されている。国際社会科学研究科の建物（国社棟）のうち、系専用の利用スペースとして368m²があり、院生自習室、電算室、教室（ゼミ室）が配置されている。しかし、研究室、事務室、教室、資料室、自習室、電算室の面積が著しく不足している。

そのため、国際社会科学研究科3系共用スペースから158m²を専用使用にして、教室（ゼミ室）、自習室、討論・談話室として使用し、経済学部から300m²を借用して、教室、研究室として使用し、経営学部から296m²を借用し、自習室、電算室、教室（ゼミ室）として使用している。

事務室は、国際社会科学研究科全体の事務に統合する形で、国際社会科学研究科全体の置かれた国社棟などの建物に分散配置されている。

狭隘な資料室については、適当なスペースが見つからないことから、拡充できない状況である。

法科大学院が設立されて、必要面積が大幅に増大したが、新設の建物がないため、最少限の教育研究環境にとどまっているばかりでなく、施設があちこちに分散して、教育研究の高度化を阻害している。

なお、以上については、前掲「VI 教育・研究施設」も参照されたい。

4 事務体制

事務体制は、総務、学務とも、通常の課程に関するものについては、国際社会科学研究科の中で、事務処理が行われている。国際社会科学研究科事務長の下で、本系の担当者は、総務関係にあっては、会計における専担常勤職員1名、庶務における他の系との兼担常勤職員3名と、専担非常勤職員1名、兼担非常勤職員数名が、学務関係にあっては、2名の専担常勤職員、1名の専担非常勤職員が、それぞれ配置され、事務を担当している。資料室事務は、2名相当の非常勤職員によって処理されている。

世銀インフラプロジェクト、JICA/JICE プロジェクトの事務は、別に、それぞれ1名相当、2名相当の非常勤職員によって行われ、それぞれのプロジェクト予算から支出されている。

XI 自己点検及び評価

1 自己点検・評価の体制

(1) 内部評価の体制

自己点検・評価を担当するものとして評価委員が置かれていたが、平成15年度にFD委員会が設置された際にFD委員会が自己点検・評価を担当することとした。FD委員会は16年度に教育研究高度化委員会として拡充強化された。これにより自己点検・評価の結果を教育研究面に、より一層効果的、体系的に反映させるための体制が意図されている。

3年ごとを基本に外部評価者を加えた体制で自己点検評価報告書を作成し、途中の年度については教育活動等の状況報告書をまとめて、公表することを予定している。教育研究高度化委員会は、法曹実務専攻設置後第1回の自己点検評価報告書の公表を開設から3年後の平成19年に設定したが、本報告書は法曹実務専攻の発足の前後を跨いで、平成13年度から平成17年度までの状況について、法曹実務専攻のほか、博士課程前期国際関係法専攻、博士課程後期国際経済法学専攻をも含めて、自己点検・評価の結果を報告するものである。このように法曹実務専攻の発足を跨いでいるため、国際経済法学専攻の廃止と法曹実務専攻の設置、それに伴う国際関係法専攻の改組等と、組織改変があり、本報告書の内容も十分な整理がなされているとは言いがたい面があるが、このような時期に刊行するのは、だからこそ、可能な範囲内でいったん点検・評価をしておくことが有益であるとの判断によるものである。

自己点検評価書をまとめた作業を担当しているのは教育研究高度化委員会であり、その選定した項目について、教務厚生委員会、LS入試委員会、施設研究図書委員会等が資料を提供し、かつ、各教員の情報等を加えて、教育研究高度化委員会が本報告書に纏め上げた。

自己点検評価を統括する教育研究高度化委員会は、FDの実施についても責任を果たす委員会である。そのことにより、FDの集積を自己点検評価に結びつけるとともに、自己点検評価の結果を直ちにFDに反映させていくことができる。委員会は、学生の授業アンケートに基づき、各科目について教育改善の意見を各教員に提示している。また、その他にも、学期毎の教育内容方法のグループによる検討、全科目公開授業の参観、試験問題の相互点検、成績分布の公表・点検、解答講評の公表などを実施している。

(2) 外部評価の体制

自己点検評価報告書には、法曹関係者・他法科大学院関係者を含む外部評価

者による評価書を付加することを予定している。

2 自己点検・評価の実施と公表

(1) 自己点検・評価の実施

本学国際社会科学研究科法律系においては、平成6年、平成9年の2回、自己点検・評価報告書を作成・公表してきた。その後、本報告書作成に至るまでの間においても、教育内容・方法についての自己点検自体は、厳格な成績評価の点も含めて、着実かつ先端的に実施されてきた。特に法曹実務専攻においては以下のように精力的に自己点検・評価及びその反映・実施がなされてきた。

- ①平成16年度からFD委員会の機能を果たす教育研究高度化委員会を設置し、自己点検・評価を実施している。
- ②平成16年度（初年度）講義開始前の3月に入学前準備学習用資料を作成するため、FDに関する会議を開催し、同時に前学期教材・教え方についても再検討して、「法曹実務専攻（法科大学院）用教材案内資料」を学生に配布した。
- ③6月に前学期開講各科目の授業を公開し、他の教員が相互に参観し、意見交換を行い、授業改善に役立てた。
- ④専攻長・教育研究高度化委員会の依頼に基づき、前学期末試験前に公法系・民事系などの法分野ごとに試験問題の相互点検を行い、適切なものにまとめた。
- ⑤試験実施後の9月に専攻長・教務委員長を中心に、各科目毎の成績分布を検討し、10月開催の専攻会議へ「平成16年度法曹実務専攻前学期（夏期開講科目）成績集計」として提出し、意見交換をした。
- ⑥専攻長・教育研究高度化委員会において、前学期終了後、学生の授業アンケートを実施し、その結果を9月に各科目担当者に通知し、次年度に反映させることとした。同時に「2004年度前学期末学生アンケート結果」を10月開催の専攻会議に提出した。
- ⑦教務委員会から、後学期シラバスの再検討・修正を依頼し、学生に「平成16年度後学期法曹実務専攻開講科目担当教員からの連絡事項」を配付した。
- ⑧10月に前学期各科目について、学生に配布した授業資料のコピー一式を各教員から提出させ、専攻長・教育研究高度化委員長、教務委員長において、検討の基礎資料として集積した。
- ⑨12月にカリキュラム全体に対する「2004年度前学期末学生アンケート結果」を、教育研究高度化委員会において実施し、改善検討に着手し、一部を平成17年度から実施に移した。

- ⑩ 1月に後学期開講各科目的授業を公開し、他の教員が相互に参観し、意見交換を行い、授業改善に役立てた。
- ⑪ 12月から1月にかけて、各法分野毎に学生の学力状況と教育内容・方法との関連及び改善の必要性の有無を検討した。
- ⑫ 1月に学外から法曹実務家の有識者を講師に招き、FDについて意見交換を行って、認証評価という外部評価のほかに外部の有識者を加えた評価委員会を学内に設けて、自己点検・評価を実施することの効率性及びその場合の実施方法を検討する素材とした。それに基づき平成17年度中に自己点検・評価報告書を作成するための作業を開始した。
- ⑬ 専攻長・教育研究高度化委員会の依頼に基づき、後学期末試験前に公法系・民事系・刑事系などの各法分野ごとに試験問題の相互点検を行い、適切なものにまとめた。
- ⑭ 後学期末試験終了後に専攻長・教務委員長を中心に各科目ごとの成績分布を検討し、4月開催の専攻会議へ意見交換の資料として提出した。
- ⑮ 専攻長・教育研究高度化委員会において後学期終了後、学生の授業アンケートを実施し、その結果を次年度に反映させることにした。同時に「平成16年度後学期末学生アンケート」を4月の専攻会議に提出した。
- ⑯ 平成15年度及び平成17年度前学期に研究者教員が司法研修所の授業見学を行い、自己の教育方法をチェックした。
- ⑰ 平成16年度以降、民事法研究会と刑事法研究会を各9回程度開催し、判例等を素材に、研究者・実務家双方から意見を述べあうことにより、双方それぞれの視点の拡張を行った。また、うち数回は教育内容・方法への反映の仕方を検討した。

本報告書は、これらを含めて作成されたものである。

(2) 自己点検・評価の公表

本報告書は、冊子体にして広く配布するとともに、ホームページ(HP)においても公開することが予定されている。

そのほか、従来より、教育活動等の状況などについて、HP、パンフレットなどで広く公表することとしている。特に、法曹実務専攻に関しては、同専攻の開設に向けた平成15年度パンフレットのほかに、開設後もすでに簡易カラー印刷4頁の平成16年版パンフレットで可能な情報を公表するとともに、HPを全面的に改定している。そこでは専攻紹介、授業時間割、開講科目一覧、修了要件・履修細目、履修モデル、年次配当表、教員紹介、学習環境、教員、学生からの声、FAQが掲載されている。

17年度においては、6月末に入試結果を含む16頁の法曹実務専攻のカラー印刷パンフレットを新たに発行し、教育活動等に関する一層多くの情報を提供している。そこでは、学生の生の声を中心に教育の実際がわかるような内容も掲載し、教育活動の現状が具体的に伝えられるよう工夫している。その結果、同専攻の特色、カリキュラム、学生生活、バックアップ体制、入試概要・結果が目に鮮やかに映る、他に例を見ない、活き活きとした学生本位の画期的なものとなっている。HPの更新による情報提供も同時に行われている。パンフレットの配布先は全国の大学、大学院（法科大学院を含む）、地方自治体、経済団体、企業、同窓会組織、法曹会、放送局、新聞社、雑誌社、資格学校予備校、県内主要高校などであり、公共の場を含め広く配布し、HPからも直接ダウンロードできるものとしている。こうして外部に対して十分な情報提供を行い、かつ外部からメール等による意見を受け付けて、外部からの客観的な評価を知るように努めている。

また、法曹実務専攻の説明会情報、募集要項などは迅速にHP上に公開し、その旨を外部の法科大学院関連サイトへも通知して、志願者等の便宜を図っている。

説明会においては、在学生による忌憚のない現状報告・意見を加えて、利用者本位の内容となるようにしている。

XII 教員個人の教育・研究活動報告

教授 荒木 一郎

1. 教育活動

(1) 担当した授業科目

平成 13 年度	博士前期 Peaceful Settlement of Int'l Economic Disputes 博士後期 学部
平成 14 年度	博士前期 Peaceful Settlement of Int'l Economic Disputes 博士後期 学部
平成 15 年度	博士前期 国際通商法 Peaceful Settlement of Int'l Economic Disputes 博士後期 学部
平成 16 年度	博士前期 国際通商法・通商規制法 Peaceful Settlement of Int'l Economic Disputes 博士後期 通商政策論 学部
平成 17 年度	博士前期 国際通商法・通商規制法 Peaceful Settlement of Int'l Economic Disputes 博士後期 通商政策論 学部

(2) 教育内容・方法の工夫

(教育内容・方法について工夫した点を記入してください)

平成 13 年度	英語による双方向の授業を心がけた（非常勤講師として）。
平成 14 年度	英語による双方向の授業を心がけた（非常勤講師として）。
平成 15 年度	実務経験に基づく面白い授業を心がけた。
平成 16 年度	通商規制法については、横浜税関見学など講義以外の要素も取り入れた。
平成 17 年度	博士課程後期の通商政策論に関しては、教科書に用いた本の著者（米国人）を本学に招き、授業の一環としてセミナーを開催した。

(3) 作成した教科書、教材、参考書

(4) その他教育活動上特記すべき事項

2. 研究活動等

(1) 研究業績（学会誌、著名商業誌に掲載されたものについては、*を付記）

【著書】

- ・『全訳 中国 WTO 加盟文書』、共訳、平成 15 年 3 月、蒼蒼社
- ・『WTO 体制下のセーフガード制度—実効性ある制度の構築に向けて』、共編著、平成 16 年 7 月、東洋経済新報社
- ・『WTO 紛争解決手続における履行制度』、共編著、平成 17 年 11 月、三省堂

【学術論文】

- ・「グローバリゼーションと GATS」、単著、平成 14 年 10 月、ジュリスト No. 1232
- ・「カンクン閣僚会議の評価」、単著、平成 15 年 10 月、ジュリスト No. 1254
- ・「紛争解決手続の実際と課題」、単著、平成 15 年 3 月、渡邊頼純編著『WTO ハンドブック—新ラウンドの課題と展望』所収論文、ジェトロ
- ・「世界貿易機関と FTA」、単著、平成 16 年 3 月、渡辺利夫編著『東アジア市場統合への道—FTA への課題と挑戦』所収論文、勁草書房
- ・“China and the Agreement on Technical Barriers to Trade” in Deborah Cass and Brett Williams, eds. China and the World Trading System, Cambridge: Cambridge University Press, 2003.
- ・“Beyond Aggressive Legalism: Japan and the GATT/WTO Dispute” in Mitsuo Matsushita and Dukgeun Ahn, eds. WTO and East Asia: New Perspectives, London: Cameron May, 2004.

(2) 学術論文には該当しないような、教養書的な業績

(3) 科学研究費など外部研究資金の獲得状況

(4) 学会役員、審議会（検討会委員等も含む）、学会報告等

学会役員

学会名及び役職名	
平成 17 年度	日本国際経済法学会・研究運営委員

(5) 学外の研究機関等との共同研究

(6) 国際共同研究プロジェクトまたは国際会議での報告・講演

	国際共同プロジェクトまたは国際会議の名称 (報告・講演の場合、題目も記入して下さい)
平成 16 年度	ミシガン大学にて論文発表(The Evolution of Japan's Aggressive Legalism)
平成 17 年度	Santo Tomas 大学(マニラ)において講演(The Case for an East Asia Free Trade Area)

(7) (6) 以外の形(海外調査、海外研究者招聘、講演会主催等々)での外国等との人事交流実績

平成 15 年度	William J. Davey 教授(イリノイ大学法科大学院)招聘
平成 17 年度	Werner Zdouc 氏(世界貿易機関上級委員会事務局長)招聘 I. M. Destler 教授(メリーランド大学公共政策学部)招聘

(8) 「研究」についてのホームページでの公開の有無、内容

(9) その他、研究面の活動実績・評価についての特記事項

3. 法律実務に関する活動

4. 社会における活動

(1) 政府・地方自治体の審議会・委員会等への参加

(2) 地域諸団体・民間諸団体の委員等

	団体名(例えば日本経団連など)	委員会・研究会等の名称	職務(または活動内容)
平成 13 年度	財団法人日中経済協会	中国貿易投資適正化調査委員会	副委員長
平成 14 年度	財団法人日中経済協会	中国貿易投資適正化調査委員会	副委員長
平成 15 年度	財団法人日中経済協会	中国貿易投資適正化調査委員会	委員長

5. 管理・運営

平成 15 年度	教務委員(博士課程前期)
平成 16 年度	全学国際交流委員・教務厚生委員(博士課程後期)
平成 17 年度	全学厚生委員・教務厚生委員(博士課程後期)

教授 池田 龍彦

1. 教育活動

(1) 担当した授業科目

平成 13 年度	博士前期 開発協力論、開発協力行政、開発協力ケーススタディー、開発協力フィールドワーク、開発協力行政演習、Environmentally Sound Infrastructure Development 博士後期 学部
平成 14 年度	博士前期 開発協力論、開発協力行政、開発協力ケーススタディー、開発協力フィールドワーク、開発協力行政演習、21世紀の開発途上国の開発戦略 博士後期 開発援助行政、開発援助行政演習 学部
平成 15 年度	博士前期 開発協力論、開発協力ケーススタディー、開発協力フィールドワーク、開発協力行政演習、21世紀の開発途上国の開発戦略 Environmentally Sound Infrastructure Development、 博士後期 開発援助行政、開発援助行政演習 学部
平成 16 年度	博士前期 開発協力論、開発協力行政、開発協力フィールドワーク、開発協力論演習、21世紀の開発途上国の開発戦略 博士後期 開発援助行政、開発援助行政演習 学部
平成 17 年度	博士前期 開発協力論、開発協力行政、開発協力論特殊講義、開発協力フィールドワーク、開発協力論演習、Environmentally Sound Infrastructure Development、開発協力ワークショップ 博士後期 開発援助行政、開発援助行政演習 学部

(2) 教育内容・方法の工夫

平成 13 年度	開発プロジェクトの実例をアジア開発銀行のプロジェクトから精選した。
平成 14 年度	学外から開発協力の実務家を講師に招き、新しい科目である「21世紀の開発途上国の開発戦略」を開講した。
平成 15 年度	開発プロジェクトの実例を JICA のプロジェクトから精選した。
平成 16 年度	新たに作成した教科書「トダロとスミスの開発経済学（2004）」を有效地に使用した。
平成 17 年度	「21世紀の開発途上国の開発戦略」を「開発協力ワークショップ」に改め、学生と講師の議論の時間を多く取るように努めた。

(3) 作成した教科書、教材、参考書

平成 16 年度	国際協力の法と政治（2004）国際協力出版会（共編著） トダロとスミスの開発経済学（2004）国際協力出版会（共訳）
----------	---

(4) その他教育活動上特記すべき事項

2. 研究活動等

(1) 研究業績（学会誌、著名商業誌に掲載されたものについては、*を付記）

【著書】

国際協力の法と政治（2004）国際協力出版会（共編著）

トダロとスミスの開発経済学（2004）国際協力出版会（共訳）

【学術論文】

(2) 学術論文には該当しないような、教養書的な業績

(3) 科学研究費など外部研究資金の獲得状況

	研究助成金の名称	研究題目
平成 17 年度	科学研究費補助金	PFI の比較法的研究

(4) 学会役員、審議会（検討会委員等も含む）、学会報告等

学会役員

	学会名及び役職名
平成 15 年度	国際開発学会誌編集委員
平成 16 年度	国際開発学会誌編集委員
平成 17 年度	国際開発学会誌編集委員

(5) 学外の研究機関等との共同研究

(6) 国際共同研究プロジェクトまたは国際会議での報告・講演

	国際共同プロジェクトまたは国際会議の名称 (報告・講演の場合、題目も記入して下さい)
平成 14 年度	第 3 回世界水フォーラム、水と交通分科会「水運と地域振興」パネルディスカッション座長
平成 17 年度	第 4 回世界水フォーラム、水と交通分科会パネルディスカッションパネラー

(7) (6)以外の形（海外調査、海外研究者招聘、講演会主催等々）での外国等との人事交流実績

平成 14 年度	タンザニア・ダルエスサラーム大学セミナー講師
平成 17 年度	東南アジア PFI プロジェクト調査

(8) 「研究」についてのホームページでの公開の有無、内容

(9) その他、研究面の活動実績・評価についての特記事項

3. 法律実務に関する活動

4. 社会における活動

(1) 政府・地方自治体の審議会・委員会等への参加

	機関名・県名（例 えば内閣府など）	審議会・委員会等の名称	職務（または活動 内容）
平成 14 年度	北九州市	北九州市地方港湾審議会	委員
平成 15 年度	北九州市 横浜市 那覇港管理組合	北九州市地方港湾審議会 横浜市港湾審議会 那覇港港湾審議会	委員 委員 委員
平成 16 年度	北九州市 横浜市 那覇港管理組合	北九州市地方港湾審議会 横浜市港湾審議会 那覇港港湾審議会	委員 委員 委員
平成 17 年度	北九州市 横浜市 那覇港管理組合	北九州市地方港湾審議会 横浜市港湾審議会 那覇港港湾審議会	委員 委員 委員

(2) 地域諸団体・民間諸団体の委員等

平成 14 年度	国際港湾交流協力 会	企画委員会	委員長
平成 15 年度	国際港湾交流協力 会	企画委員会	委員長
平成 16 年度	国際港湾交流協力 会	企画委員会	委員長
平成 17 年度	国際港湾交流協力 会	企画委員会	委員長

5. 管理・運営

委員会等の名称、活動実績等	
平成 13 年度	総合情報処理センター運営委員、スペースコラボレーションシステム事業実施委員、外国人留学生委員・短期プロ運営委員・留学生センター運営委員、教務厚生委員、将来計画委員
平成 14 年度	留学生センター運営委員、英語教育委員、将来計画委員、後期教務委員長
平成 15 年度	評議員、世界銀行運営委員
平成 16 年度	評議員、世界銀行運営委員
平成 17 年度	教育研究評議員、後期研究図書委員長、世界銀行運営委員

助教授 伊東 俊明

1. 教育活動

(1) 担当した授業科目

平成 16 年度	博士前期 日本の裁判 博士後期 学部 社会生活と法（経済学部）、法学入門（全学教養）
----------	--

(2) 教育内容・方法の工夫

平成 15 年度	民事訴訟法理論を立体的に位置づけることを目指して教育を行った。
平成 16 年度	初学者にも理解できるような基礎的な法学教育を行った。

(3) 作成した教科書、教材、参考書

平成 15 年度	民事訴訟法理論に関する諸論文（日本語、英語、独語）
平成 16 年度	野村豊弘『民事法入門』（有斐閣）

(4) その他教育活動上特記すべき事項

2. 研究活動等

(1) 研究業績（学会誌、著名商業誌に掲載されたものについては、*を付記）

【著書】

『判例講義 民事訴訟法』、共著、平成 13 年 10 月

『法学講義 民事訴訟法』、共著、平成 18 年 3 月

【学術論文】

「ドイツ法における宣誓要求制度の意義と機能(1)、(2)、(3・完)」、単著、平成 13 年 1 月・平成 13 年 3 月・平成 13 年 7 月、商学討究（小樽商科大学）51 卷 2/3 号・51 卷 4 号・52 卷 1 号

「証拠へのアクセス拡充をどう図るか」、単著、平成 14 年 8 月、カウサ 2 号

「民事訴訟における自白の撤回の規律について」、単著、平成 15 年 3 月、横浜国際経済法学 11 卷 3 号

「証明責任の分配(1)」、単著、平成 15 年 12 月、別冊ジュリスト 169 号（民事訴訟法判例百選[第三版]）

「契約の性質決定と弁論主義」，単著，平成 16 年 9 月，横浜国際経済法学
「ドイツ法における『評価宣誓』の機能」，単著，平成 17 年 9 月，福永有利古稀記念『企
業紛争と民事手続法理論』

(2) 学術論文には該当しないような、教養書的な業績

(3) 科学研究費など外部研究資金の獲得状況

	研究助成金の名称	研究題目
平成 13 年度	科学研究費（若手研究 B）	民事訴訟における「規範的規準」の審理
平成 14 年度	科学研究費（若手研究 B）	民事訴訟における「規範的規準」の審理
平成 15 年度	民事紛争処理基金	民事訴訟における損害額の認定

(4) 学会役員、審議会（検討会委員等も含む）、学会報告等

(5) 学外の研究機関等との共同研究

(6) 共同研究プロジェクトまたは国際会議での報告・講演

(7) (6) 以外の形（海外調査、海外研究者招聘、講演会主催等々）での外国等との
人事交流実績

(8) 「研究」についてのホームページでの公開の有無、内容

(9) その他、研究面の活動実績・評価についての特記事項

3. 法律実務に関する活動

4. 社会における活動

(1) 政府・地方自治体の審議会・委員会等への参加

(2) 地域諸団体・民間諸団体の委員等

5. 管理・運営

委員会等の名称、活動実績等	
平成 15 年度	広報委員、エコテクノロジー・システム・ラボラトリ－運営委員、大学教育総合センターF D推進部会委員、教務厚生委員、電算委員
平成 16 年度	L S 入試委員（前期のみ）、施設・研究図書委員（前期のみ）

1. 教育活動

(1) 担当した授業科目

平成 15 年度	博士前期	リスク回避の法技術、同演習、債権管理、総合演習
	博士後期 学部	財産法特殊 私法原論
平成 16 年度	博士前期	リスク回避の法技術、同演習、総合演習
	専門職学位課程	民法VI（債権担保法）、民法演習 I
	博士後期 学部	債権法特殊 私法原論
	博士前期 専門職学位課程	債権管理 民法VI（債権担保法）、民法演習 I、民法演習 III、民事法総合演習 I
平成 17 年度	博士後期 学部	債権法特殊 担保物権法

(2) 教育内容・方法の工夫

平成 15 年度	リスク回避の法技術や債権管理も講義では、最新判例などの具体的な事例にひきつけながら、金融取引または不動産取引という観点から民法を横断的に学習する授業方法を用いた。
	リスク回避の法技術演習では、修士論文執筆中の学生と共に、フランスにおける公務員の民間委託（PFI）事業に関する主要文献を網羅的に講読した。
平成 16 年度	財産法特殊では、「担保法のパラダイム」の転換が主張され、不動産担保離が生じていると指摘される今日的な現象を正確にとらえるため、我妻栄『近代法における債権の優越的地位』の原典講読を皮切りに、新たな担保形態として注目される「集合債権譲渡担保」に関する最近の判例の分析検討を行った。
	債権管理の講義では、破産法の全面改正を目前に控えていた時期でもあり、破産法の視点から民法の諸問題を考える授業方法を用いた。法曹実務専攻の授業では、内容上の取捨選択に関する裁量の余地はほとんどなく、初年度でもあり、試行錯誤の面を否めなかつたが、受講生の主体性を引き出し、民法全般にわたる立体的な理解が可能となるような授業方法、教材の工夫に努めた。
	リスク回避の法技術演習では、3名の中国留学生と共に、不動産譲渡担保の立法化、保証法の改正、商品安全の法システムの各テーマを取り組んだ。
	債権法特殊では、任意整理（私的整理）のプロセスにおける民法上の諸制度の機能とその問題点について検討を加えた。

平成 17 年度	法曹実務専攻の特に 3 年次の授業では、民法理解の不足を補う意味で、さまざまな事例問題を通じて基本知識の点検確認を行い、より高度の応用問題への対応が可能となる能力向上に努めた。このため、毎回の答案添削や、詳しい解説講評を加える授業法を用いながら、自習用教材の作成にも工夫を凝らした。 債権法特殊では、フランス民法典制定 200 周年にちんだ基本文献として、ポリタリス『民法典序論』を取り上げ、日仏両原語を比較対照しつつ授業を進めた。
----------	---

(3) 作成した教科書、教材、参考書

平成 15 年度	「債権担保法講義要綱」、「私法原論講義要綱」
平成 16 年度	「債権担保法講義要綱」、「債権担保法講義案（抄）」、「民法演習 I 教材」、「私法原論講義要綱」
平成 17 年度	「債権担保法講義要綱」、「債権担保法講義案（抄）」、「民法演習 III 教材」

(4) その他教育活動上特記すべき事項

2. 研究活動等

(1) 研究業績（学会誌、著名商業誌に掲載されたものについては、* を付記）

【著書】

『プリメール民法 2 物権・担保物権法』、共著、第 2 版、2004 年 3 月、法律文化社
 『プリメール民法 2 物権・担保物権法』、共著、第 3 版、2005 年 10 月、法律文化社

【学術論文】

「意思主義と公証人職」、単著、2003 年 3 月、岡山大学法学会雑誌 52 卷 3 号 (61-115 頁)
 「意思主義と書証主義」、単著、2004 年 12 月、日仏法学 23 号 (142-178 頁)
 「偽造防止のために導入された登記済印番号が記載されていない偽造の登記済証であるにもかかわらず、これを看過して登記申請を却下しなかった登記官の過失と、その登記申請が却下されていたならば返還されたはずの登録免許税相当額の損害との因果関係が認められた事例（東京高裁平成 14 年 12 月 10 日判決・判時 1815 号 95 頁）」、2004 年 1 月、判例時報 1837 号（判例評論 539 号）

「判例研究・賃金業法 43 条 1 項のいわゆるみなし弁済規定の適用要件」、2005 年 3 月、横浜国際経済法学 13 卷 3 号

(2) 学術論文には該当しないような、教養書的な業績

「資料・フランスにおける大学教育の実情について」、2003年3月、岡山大学法学会雑誌53巻4号(169-186頁)

「一民法学者が見た『耐震強度偽装事件』の問題点」、2006年3月、NBL829号(4-5頁)

(3) 科学研究費など外部研究資金の獲得状況

	研究助成金の名称	研究題目
平成13年度	科学研究費補助金 基盤研究B	高齢者契約をめぐる諸問題に関する比較法的総合的研究
平成14年度	全国銀行学術研究振興財団研究助成金(法律分野)	フランス抵当制度の歴史と理論
平成17年度	科学研究費補助金 基盤研究C	PFIの比較法的研究:公共性原理の変容と新たな構築の視点から

(4) 学会役員、審議会(検討会委員等も含む)、学会報告等

(5) 学外の研究機関等との共同研究

(6) 国際共同研究プロジェクトまたは国際会議での報告・講演

(7)(6)以外の形(海外調査、海外研究者招聘、講演会主催等々)での外国等との人事交流実績

(8)「研究」についてのホームページでの公開の有無、内容

(9) その他、自身の研究面の活動実績・評価についての特記事項

3. 法律実務に関する活動

4. 社会における活動

(1) 政府・地方自治体の審議会・委員会等への参加

(2) 地域諸団体・民間諸団体の委員等

5. 管理・運営

委員会等の名称、活動実績等	
平成 15 年度	法科大学院入試WG、教務厚生委員、保健管理センター運営委員
平成 16 年度	教育研究高度化委員長、博士後期教務厚生委員、保険管理センター運営委員、法科大学院開設記念事業WG
平成 17 年度	全学教務委員長、国社法律系博士前期教務厚生委員長、代議員会

教授 岩崎 政明

1. 教育活動

(1) 担当した授業科目

平成 13 年度	博士前期 租税と法、租税行政、企業行動と租税、演習（研究指導） 博士後期 企業活動の多様化と租税法制、演習（研究指導） LSDP Tax Law 学部 公共財政法、ゼミナール（3年）、ゼミナール（4年）
平成 14 年度	博士前期 租税と法、租税行政、企業行動と租税、演習（研究指導） 博士後期 企業活動の多様化と租税法制、演習（研究指導） LSDP Tax Law 学部 公共財政法、ゼミナール（3年）、ゼミナール（4年）
平成 15 年度	博士前期 租税と法、租税行政、企業行動と租税、演習（研究指導） 博士後期 企業活動の多様化と租税法制、演習（研究指導） LSDP Tax Law 学部 公共財政法 ゼミナール（3年） ゼミナール（4年）
平成 16 年度	博士前期 専門職学位課程 租税法総論、租税政策と所得税法、公法演習Ⅱ、 法情報学 博士後期 企業活動の多様化と租税法制、演習（研究指導） LSDP Tax Law 学部 公共財政法、ゼミナール（3年）、ゼミナール（4年）
平成 17 年度	博士前期 専門職学位課程 租税法総論、租税政策と所得税法、公法演習Ⅱ、 法情報学 博士後期 企業活動の多様化と租税法制、演習（研究指導） LSDP Tax Law 学部 公共財政法、ゼミナール（3年）、ゼミナール（4年）

(2) 教育内容・方法の工夫

(教育内容・方法について工夫した点を記入してください)

平成 13 年度	
平成 14 年度	
平成 15 年度	
平成 16 年度	専門職 司法試験出題範囲に即してレベルを落とさず教える 事前の予習を前提にレジュメを配布する
平成 17 年度	専門職 司法試験出題範囲に即してレベルを落とさず教える

	事前の予習を前提にレジュメを配布する
--	--------------------

(3) 作成した教科書、教材、参考書

平成 13 年度	博士前期 講義用レジュメ 博士後期 講読用資料集（英語論文集）
平成 14 年度	博士前期 講義用レジュメ 博士後期 講読用資料集（英語論文集）
平成 15 年度	博士前期 講義用レジュメ 博士後期 講読用資料集（英語論文集）
平成 16 年度	専門職 岩崎政明『ハイポセティカル・スタディ租税法』（弘文堂） 講義用レジュメ 博士後期 講読用資料集（英語論文集）
平成 17 年度	専門職 岩崎政明『ハイポセティカル・スタディ租税法』（弘文堂） 講義用レジュメ 博士後期講義用資料集

(4) その他教育活動上特記すべき事項

2. 研究活動等

(1) 研究業績（学会誌、著名商業誌に掲載されたものについては、*を付記）

【著書】

- 1 金子宏=中村雅秀編『電子取引と国際税制』、共著、「電子商取引に対する消費課税の執行方法」（単著）、平成 14 年 3 月、清文社
- 2 知的財産総合研究所編『「ブランド」の考え方』、共著、「ブランド使用料と税務」（単著）、平成 15 年 3 月、中央経済社
- 3 南博方=高橋滋編『条解行政事件訴訟法（第 2 版）』、共著、「租税訴訟における証明責任」（単著）、平成 15 年 12 月、弘文堂
- 4 大塚直編『地球温暖化をめぐる法政策』、共著、「租税・補助金による環境対策手法の法的検討」（単著）、平成 16 年 2 月、昭和堂
- 5 岩崎政明『ハイポセティカル・スタディ租税法』、単著、平成 16 年 8 月、弘文堂
- 6 水野正一編『改訂版 資産課税の理論と課題』、共著、「相続税を巡る諸問題」（単著）、平成 17 年 5 月、税務経理協会
- 7 小川英明=松沢智=今村隆『新裁判実務体系 租税争訟』、共著、「立証責任」（単著）、平成 17 年 6 月、青林書院
- 8 広瀬義州編『特許権価値評価モデル（PatVM）活用ハンドブック』、共著、「移転価格

【学術論文】 以下すべて*

- 1 岩崎政明「特別徴収・源泉徴収制度の課題と方向」、単著、平成 13 年 1 月、月刊「税」56巻 1 号 52 頁
- 2 岩崎政明「デジタル・プロダクトのインターネット取引と源泉所得税」、単著、平成 13 年 7 月、税務事例研究 62 号 25 頁
- 3 岩崎政明「電子申告納税のための環境整備」、単著、平成 13 年 8 月、税理 44 卷 9 号 2 頁
- 4 岩崎政明「租税法規・条例の遡及立法の許容範囲」、単著、平成 14 年 3 月、月刊「税」57巻 3 号 4 頁
- 5 岩崎政明「ストック・オプションとしての新株予約権の行使と所得課税」、単著、平成 14 年 7 月、税務事例研究 68 号 25 頁
- 6 岩崎政明「ブランド使用料の授受と法人税法の整備の課題」、単著、平成 14 年 9 月、企業会計 54 卷 9 号 106 頁
- 7 岩崎政明「金融仲介機関の経済的機能と所得課税のあり方—金融仲介機関に対する法人税は撤廃されるべきか」、単著、平成 14 年 9 月、租税法研究（租税法学会誌）30号 72 頁
- 8 岩崎政明「独禁法違反行為の調査と脱税の犯則調査」、単著、平成 15 年 3 月、公正取引 629 号 50 頁
- 9 岩崎政明「ブランド価値評価・使用料と租税法の対応」、単著、平成 15 年 4 月、ジャーリスト 1242 号 120 頁
- 10 岩崎政明「東京都外形標準課税条例訴訟と地方税の解釈」、単著、平成 15 年 6 月、ジャーリスト 1245 号 118 頁
- 11 岩崎政明「ブランド使用料の授受に関する商法・租税法上の検討課題」、単著、平成 15 年 6 月、ビジネス・インサイト（神戸大学経営学研究科紀要）11巻 2 号 8 頁
- 12 岩崎政明「中間法人・人格のない社団の残余財産の分配と所得税」、単著、平成 15 年 7 月、税務事例研究 74 号 25 頁
- 13 法人・団体責任研究会「非営利の法人・団体と責任の諸相」、共著、平成 15 年 10 月、法律時報 75巻 11 号 80 頁
- 14 碓井光明ほか「法定外地方税を利用したエネルギー課税の諸問題」、共著、平成 15 年 12 月、日本エネルギー法研究所報告書 JELI-R-98
- 15 岩崎政明「地方行政サービスに適った地方税法制のあり方」、単著、平成 16 年 3 月、横浜国際経済法学 12巻 3 号 1 頁
- 16 Masaaki Iwasaki, Double non-taxation in Japan:Branch Report in IFA 2004 Vienna Congress, 2004, Cahies de droit fiscal international, vol.89a, pp483-

- 17 岩崎政明「一律源泉分離所得税額の過誤の是正方法」、単著、平成16年7月、税務事例研究80号27頁
- 18 岩崎政明「非営利法人・団体および構成員と納税義務」、単著、平成16年12月、金融法務事情1726号49頁
- 19 岩崎政明「無形固定資産と税制」、単著、平成17年3月、税研120号13頁
- 20 岩崎政明「デジタルコンテンツの電子取引と課税問題」、単著、平成17年7月、租税研究669号64頁
- 21 岩崎政明「心身の機能不全補填支出と所得控除」、単著、平成17年7月、税務事例研究86号25頁
- 22 岩崎政明「無形資産の評価と使用料をめぐる課税問題」、単著、平成17年12月、租税研究674号123頁
- 23 岩崎政明「租税制度における行政手続の課題」、単著、平成18年1月、ジュリスト1304号32頁
- 24 岩崎政明「特別土地保有税の課税停止措置と徵収猶予への影響」、単著、平成18年3月、横浜国際経済法学14巻3号1頁

【判例評釈】

- 1 岩崎政明「子会社株式の高価引受と同族会社の行為計算否認」、単著、平成14年1月、ジュリスト1215号192頁
- 2 岩崎政明「東京都の銀行業外形標準課税条例と地方税法の解釈」、単著、平成14年4月、NBL735号4頁
- 3 岩崎政明「買戻特約付土地譲渡契約に基づく買戻権の実行と特別土地保有税」、単著、平成15年8月、税務事例35巻8号19頁
- 4 岩崎政明「住宅取得棟特別控除の対象となる『改築』の意義」、単著、平成15年9月、ジュリスト1252号193頁
- 5 岩崎政明「国会議員選挙の執行経費の支出」、単著、平成15年10月、別冊ジュリスト「地方自治判例百選【第3版】」144頁
- 6 岩崎政明「土地譲渡契約の詐害行為取消と特別土地保有税の課税」、単著、平成15年12月、判例評論538号168頁
- 7 岩崎政明「合併法人の欠損金を被合併法人の所得に繰り戻すことの可否」、単著、平成17年7月、ジュリスト1294号176頁

(2) 学術論文には該当しないような、教養書的な業績

- 1 金子宏監修『租税法辞典』、共著、平成13年4月、中央経済社
- 2 岩崎政明ほか編『税法用語辞典』、共著、平成13年11月、大蔵財務協会
- 3 吉牟田勲=成道秀雄編『税務会計学辞典』、共著、平成14年2月、中央経済社

(3) 科学研究費など外部研究資金の獲得状況

	研究助成金の名称	研究題目
平成 13 年度	財団法人学術野村基金 国際交流基金日米センター	電子商取引に対する消費課税の執行方法 企業活動の国際化と企業課税（申請団体：租税法学会、代表者：水野忠恒、事業担当責任者：岩崎政明）
平成 14 年度		
平成 15 年度		
平成 16 年度		
平成 17 年度	日本学術振興会科学研究費 補助金	基盤研究 B : PFI の比較法的研究（研究代表者：来生新）

(4) 学会役員、審議会（検討会委員等も含む）、学会報告等

学会役員

	学会名及び役職名
平成 13 年度	租税法学会 国際交流担当理事 International Fiscal Association 日本支部理事 資産評価政策学会 理事 日本公法学会 会員
平成 14 年度	同上
平成 15 年度	同上 資産評価政策学会 副会長 法と経済学会 理事
平成 16 年度	同上
平成 17 年度	同上

学会報告

	学会名、報告題名、報告年月日
平成 13 年度	・立命館大学国際課税京都フォーラム第3回シンポジウム「電子商取引に対する消費課税の執行方法」平成 13 年 1 月 26 日 ・租税法学会第 30 回総会「金融仲介機関に係る法人税の課税根拠」平成 13 年 10 月 14 日
平成 14 年度	・資産評価政策学会平成 14 年度秋期研究大会「固定資産税のあるべき姿を問う」平成 14 年 10 月 1 日 ・経済産業省モデル「ブランド価値評価」公開セミナー「ブランド使用料と税務」平成 14 年 10 月 30 日

平成 15 年度	
平成 16 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・国際比較環境法センターシンポジウム「温暖化対策税制をめぐる諸論点」平成 16 年 4 月 1 日 ・資産評価政策学会平成 16 年度総会・シンポジウム「時価評価とは何か—不動産、特許権、無体財産権」平成 16 年 6 月 19 日
平成 17 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・第 103 回全国土地収用研究会講演「日本の財政状況と租税法改革の将来」平成 17 年 10 月 27 日

(5) 学外の研究機関等との共同研究

	学外の研究者や研究機関との共同研究の名称と内容
平成 13 年度	租税法研究会（東京大学） 租税判例研究会（法務省） 日本税務研究センター・税務事例研究会所得税部会
平成 14 年度	同上
平成 15 年度	同上
平成 16 年度	同上
平成 17 年度	同上

(6) 国際共同研究プロジェクトまたは国際会議での報告・講演

	国際共同プロジェクトまたは国際会議の名称 (報告・講演の場合、題目も記入して下さい)
平成 13 年度	
平成 14 年度	UC バークレー校=慶應義塾大学学術交流事業:電子金融取引に係る国際租税法セミナー：報告「電子金融商品に係る所得税ルールの提案（Proposal for Income Tax Rules relating to Digital Financial Innovation）」慶應義塾大学、平成 14 年 6 月 6 ・ 7 日
平成 15 年度	
平成 16 年度	
平成 17 年度	

(7) (6) 以外の形（海外調査、海外研究者招聘、講演会主催等々）での外国等との人
事交流実績

(8) 「研究」についてのホームページでの公開の有無、内容

(9) その他、研究面の活動実績・評価についての特記事項

研究活動については、次の論点に関する研究に力を入れている。

第1は、経済の多様化に伴う新種経済取引に対する租税法の解釈適用論

第2は、課税の適正手続と納税者の権利救済に関する法理の研究

第3は、多国籍企業の国際的経済取引や電子商取引に関する国際課税問題

教育活動については、JICA・JICEによる外国人留学生プログラムにおいて、日本の租税法・政策を英語で教育することに力を入れている。

3. 法律実務に関する活動

4. 社会における活動

(1) 政府・地方自治体の審議会・委員会等への参加

	機関名・県名（例えば内閣府など）	審議会・委員会等の名称	職務（または活動内容）
平成13年度	国税庁税務大学校	専科研修「租税法通論」	講師
	国税庁税務大学校	初任者基礎研修「行政法」	講師
	東京研修所	個人の金融所得に対する課税に関する勉強会	委員
	経済産業省	入札監視委員会	委員
	国土交通省関東地方整備局	自主財源強化研究会	座長
	神奈川県大和市	富士スバルラインへの法定外目的税導入検討に関する委員会	委員
	山梨県	土地収用委員会	委員
平成14年度	神奈川県		
	国税庁税務大学校	専科研修「租税法通論」	講師
	国税庁税務大学校	研究科特別講義	講師
	林野庁森林技術総合研修所	林業関係税制研修	講師
	経済産業省	ブランド価値評価研究会	委員
	国土交通省関東地方整備局	入札監視委員会	委員
	公正取引委員会	独占禁止法研究会措置体系見直し検討部会	委員

	日本学術振興会 神奈川県大和市 神奈川県 岐阜県	特別研究員等審査会 自主財源強化研究会 土地収用委員会 乗鞍環境保全税検討委員会	専門委員 座長 委員 委員
平成 15 年度	国税庁税務大学校 国税庁税務大学校 国土交通省関東地方整備局 国土交通省関東地方整備局 経済産業省産業構造審議会 日本学術振興会 静岡県 神奈川県	専科研修「租税法通論」 研究科特別講義 入札監視委員会 事業評価監視委員会 金融所得課税一元化のあり方に 関する検討小委員会 特別研究員等審査会 森づくり百年の計委員会 土地収用委員会	講師 講師 委員 委員 臨時委員 専門委員 委員 委員
平成 16 年度	国税庁税務大学校 国税庁税務大学校 国土交通省関東地方整備局 国土交通省関東地方整備局 静岡県 神奈川県	専科研修「租税法通論」 研究科特別講義 入札監視委員会 事業評価監視委員会 森づくり百年の計委員会 土地収用委員会	講師 講師 委員 委員 委員 委員
平成 17 年度	国税庁税務大学校 国税庁税務大学校 国土交通省関東地方整備局 国土交通省関東地方整備局 経済産業省 山梨県 神奈川県	専科研修「租税法通論」 研究科特別講義 入札監視委員会 事業評価監視委員会 グローバル財務戦略研究会 ミネラルウォーターに関する税 検討会 土地収用委員会	講師 講師 委員 委員 委員 会長 委員

(2) 地域諸団体・民間諸団体の委員等

	団体名(例えば日本)	委員会・研究会等の名称	職務(または活動)
--	------------	-------------	-----------

	経団連など)		内容)
平成 13 年度	横浜商工会議所 横浜商工会議所	税制問題研究会 税制研究小委員会	委員 委員
平成 14 年度	日本エネルギー法 研究所 日本税理士会連合 会 産業再生機構	エネルギー税制をめぐる法的問 題研究会 第 30 回公開研究討論会 税制問題研究会	委員 指導教授 委員
平成 15 年度	知的財産総合研究 所 不動産証券化協会	ブランド価値評価研究会 海上執行法制研究会 不動産証券化税制研究会	主任研究員 座長
平成 16 年度	知的財産総合研究 所 不動産証券化協会	ブランド価値評価研究会 不動産証券化税制研究会	主任研究員 座長
平成 17 年度	不動産証券化協会 信託協会	不動産証券化税制研究会 信託税制研究会	座長 委員

5. 管理・運営

	委員会等の名称、活動実績等
平成 13 年度	
平成 14 年度	経済学部教務委員会 委員長 全学教務委員会 委員長
平成 15 年度	
平成 16 年度	国経法系入試委員会 委員長
平成 17 年度	国経法系施設研究図書委員会 委員長

教授 大澤 康孝

1. 教育活動

(1) 担当した授業科目

平成 13 年度	博士前期 保険法演習	市場秩序と企業形態、保険法、日本の社会と法、
	博士後期 学部	企業活動と保険、保険法演習 企業法、企業法演習
平成 14 年度	博士前期 保険法演習、Japans Development Experience	市場秩序と企業形態、保険法、日本の社会と法、
	博士後期 学部	企業活動と保険、保険法演習 企業法、企業法演習
平成 15 年度	博士前期 保険法演習	市場秩序と企業形態、保険法、日本の社会と法、
	博士後期 学部	企業活動と保険、保険法演習 企業法、企業法演習
平成 16 年度	博士前期 専門職学位課程	市場秩序と企業形態、保険法演習 商法 I、商法演習、TutorialIV
	博士後期 学部	企業活動と保険、保険法演習 企業法、企業法演習
平成 17 年度	博士前期 専門職学位課程	商法 I、商法演習、TutorialIV
	博士後期 学部	企業活動と保険、保険法演習 企業法演習

(2) 教育内容・方法の工夫

平成 16 年度	実例に即した事例問題により、有機的な理解の促進を図った。 双方向授業を試みた。
平成 17 年度	事例問題の改善。

(3) 作成した教科書、教材、参考書

平成 16 年度	実例を考慮した事例問題の作成
平成 17 年度	実例を考慮した事例問題の作成

(4) その他教育活動上特記すべき事項

2. 研究活動等

(1) 研究業績（学会誌、著名商業誌に掲載されたものについては、*を付記）

【著書】

【学術論文】

「商号使用許諾者の責任を生じる取引の範囲」(判例解説)、単著、平成 14 年 10 月、商法総則商行為判例百選(4版)

「生命保険契約における自殺免責期間経過後の自殺」(判例評釈)、単著、平成 14 年 10 月、ジュリスト 1231 号

「生命保険金請求権の消滅時効起算点」(判例評釈)、単著、平成 15 年 3 月、ジュリスト 1240 号

「生命保険契約における保険金請求権の消滅時効の起算点」(判例解説)、単著、平成 16 年 6 月、ジュリスト平成 15 年度重要判例解説

「振出人の債務の時効消滅を裏書人が抗弁とすることの可否」(判例解説)、単著、平成 16 年 10 月、ジュリスト手形小切手判例百選 No73

「火災保険約款の免責条項にいう「取締役」の意義」(判例批評)、単著、平成 17 年 5 月、民商法雑誌 132 卷 2 号

「無保険車傷害保険の保険給付の範囲」(判例評釈)、単著、平成 17 年 12 月、ジュリスト 1302 号

(2) 学術論文には該当しないような、教養書的な業績

(3) 科学研究費など外部研究資金の獲得状況

(4) 学会役員、審議会(検討会委員等も含む)、学会報告等

(5) 学外の研究機関等との共同研究

(6) 国際共同研究プロジェクトまたは国際会議での報告・講演

(7) (6)以外の形(海外調査、海外研究者招聘、講演会主催等々)での外国等との
人事交流実績

平成 14 年度	カナダ British Columbia 大学ロースクール調査
平成 15 年度	カナダ British Columbia 大学ロースクール調査

(8) 「研究」についてのホームページでの公開の有無・内容

(9) その他、研究面の活動実績・評価についての特記事項

3. 法律実務に関する活動

4. 社会における活動

(1) 政府・地方自治体の審議会・委員会等への参加

	機関名・県名（例えれば内閣府など）	審議会・委員会等の名称	職務（または活動内容）
平成 13 年度	横須賀市	行政改革推進委員会	学識委員
平成 14 年度	横須賀市	行政改革推進委員会	学識委員
平成 15 年度	横須賀市	行政改革推進委員会	学識委員
平成 16 年度	横須賀市	行政改革推進委員会	学識委員

(2) 地域諸団体・民間諸団体の委員等

5. 管理・運営

	委員会等の名称、活動実績等
平成 13 年度	人事委員
平成 14 年度	研究図書委員、人事委員
平成 15 年度	研究図書委員長、人事委員
平成 16 年度	教育研究高度化委員、国際化推進委員長、機器分析センター運営委員
平成 17 年度	教育研究高度化委員長、自己評価委員、機器分析センター専門委員

1. 教育活動

(1) 担当した授業科目

平成 16 年度	博士前期	比較家族法、市民と法
	専門職学位課程	民法VII
	博士後期 学部	私法の国際化と個人・家族 法学入門(社会生活と法)
平成 17 年度	博士前期	比較家族法
	専門職学位課程	民法VII、民事法総合演習 2
	博士後期 学部	私法の国際化と家族 法学入門(社会生活と法)、民法VI

(2) 教育内容・方法の工夫

平成 16 年度	博士前期「比較家族法」は留学生と日本人学生の混成のため、受講生別課題の習得を可能にするよう、オフィスアワーを利用して個別指導をおこなった。
----------	---

(3) 作成した教科書、教材、参考書

平成 17 年度	比較家族法；事例集の作成。
----------	---------------

(4) その他教育活動上特記すべき事項

2. 研究活動等

(1) 研究業績（学会誌、著名商業誌に掲載されたものについては、*を付記）

【著書】

『基本法コンメンタール 親族 [第四版]』、共著、平成 13 年 10 月、日本評論社
『これからの家族の法 2 相続法編』、単著、平成 13 年 12 月、不磨書房
『プログラム民法』、共著、平成 14 年 5 月、酒井書店
『家族一世紀を超えて』、共著、平成 14 年 10 月、日本評論社
『家族法講義—これからの家族と法』、単著、平成 15 年 12 月、不磨書房
『ラテンアメリカの家族法制度』、単著、平成 16 年 1 月、不磨書房
『プログラム民法』(改訂版)、共著、平成 17 年、酒井書店

【学術論文】

「立法学—法は自然科学の進展といかに向き合うか—『臓器移植法』の見直し論争を素材に」、単著、平成 13 年 10 月、『レクチャー法社会学』(法律文化社) 所収
「親子関係確認訴訟と戸籍・国籍との錯綜—推定の及ばない嫡出子出生届方式の問題性」

単著、平成 18 年 3 月、横浜国際経済法学 14 卷 3 号(横浜国立大学国際経済法学会)

【その他】

『ペルー共和国家族法制度調査研究報告書』単著、平成 13 年 8 月

『ボリビア共和国家族法制度調査研究報告書』単著、平成 15 年 3 月

(2) 学術論文には該当しないような、教養書的な業績

(3) 科学研究費など外部研究資金の獲得状況

	研究助成金の名称	研究題目
平成 14 年度	文科省科研費(共同研究者として参加)	沖縄における近代法の形成と発展
平成 15 年度	同上	同上
平成 16 年度	同上	同上
平成 17 年度	同上	沖縄法の普遍性と特殊性

(4) 学会役員、審議会(検討会委員等も含む)、学会報告等

学会役員

	学会名及び役職名
平成 17 年度	比較家族史学会理事

(5) 学外の研究機関等との共同研究

	学外の研究者や研究機関との共同研究の名称と内容
平成 17 年度	「先住民と環境研究会」主催。「スペイン法研究会」立ち上げ、発起人。

(6) 国際共同研究プロジェクトまたは国際会議での報告・講演

(7) (6) 以外の形(海外調査、海外研究者招聘、講演会主催等々)での外国等との人事交流実績

(8) 「研究」についてのホームページでの公開の有無、内容

(9) その他、研究面の活動実績・評価についての特記事項

3. 法律実務に関する活動

4. 社会における活動

(1) 政府・地方自治体の審議会・委員会等への参加

(2) 地域諸団体・民間諸団体の委員等

5. 管理・運営

委員会等の名称、活動実績等	
平成 16 年度	セクシャルハラスメント相談員、
平成 17 年度	セクシャルハラスメント相談員、広報委員(全学広報委員会の出席)

1. 教育活動

(1) 担当した授業科目

平成 13 年度	博士前期 環境法、自然保護法、Social Systems for Environmental Management 博士後期 環境政策、国際開発協力ワークショップ 学部 国際環境法、環境問題ゼミナール
平成 14 年度	博士前期 環境法、自然保護法、Social Systems for Environmental Management 博士後期 環境政策、国際開発協力ワークショップ 学部 国際環境法、環境問題ゼミナール、基礎演習
平成 15 年度	博士前期 環境法、自然保護法、Social Systems for Environmental Management 博士後期 環境政策、国際開発協力ワークショップ 学部 国際環境法、環境問題ゼミナール
平成 16 年度	博士前期 環境法、自然保護法、Social Systems for Environmental Management 博士後期 環境政策、国際開発協力ワークショップ 学部 国際環境法、市民社会と法、環境問題ゼミナール
平成 17 年度	博士前期 環境法、自然保護法、Social Systems for Environmental Management 博士後期 環境政策、国際開発協力ワークショップ 学部 国際環境法、環境問題ゼミナール

(2) 教育内容・方法の工夫

平成 13 年度	博士前期課程については環境法政策分野の基礎的知識のバランスのとれた習得を、また博士後期課程においては各自の研究分野に密接に関係する個別的な環境問題の理解を進めるよう、講義の内容と進行について配慮した。さらに、学部においても大学院においても、教科書や参考書には未掲載の最新情報を紹介し検討するよう意識した。
平成 14 年度	博士前期課程については環境法政策分野の基礎的知識のバランスのとれた習得を、また博士後期課程においては各自の研究分野に密接に関係する個別的な環境問題の理解を進めるよう、講義の内容と進行について配慮した。さらに、学部においても大学院においても、教科書や参考書には未掲載の最新情報を紹介し検討するよう意識した。
平成 15 年度	博士前期課程については環境法政策分野の基礎的知識のバランスのとれた習得を、また博士後期課程においては各自の研究分野に密接に関係する個別的な環境問題の理解を進めるよう、講義の内容と進行について配慮した。さらに、学部においても大学院においても、教科書や参考書には未掲載の最新情報を紹介し検討するよう意識した。

平成 16 年度	博士前期課程については環境法政策分野の基礎的知識のバランスのとれた習得を、また博士後期課程においては各自の研究分野に密接に関係する個別的な環境問題の理解を進めるよう、講義の内容と進行について配慮した。さらに、学部においても大学院においても、教科書や参考書には未掲載の最新情報を紹介し検討するよう意識した。
平成 17 年度	博士前期課程については環境法政策分野の基礎的知識のバランスのとれた習得を、また博士後期課程においては各自の研究分野に密接に関係する個別的な環境問題の理解を進めるよう、講義の内容と進行について配慮した。さらに、学部においても大学院においても、教科書や参考書には未掲載の最新情報を紹介し検討するよう意識した。

(3) 作成した教科書、教材、参考書

平成 13 年度	『京都議定書－21世紀の国際気候政策』(The Kyoto Protocol—International Climate Policy for the 21st Century)、共訳（担当部分：第 12 章「約束の共同達成」）、S. オーバーテュア／H.E. オット著、国際比較環境法センター／(財) 地球環境戦略機関 翻訳、岩間 徹／磯崎博司 監訳、2001 年 7 月、シュプリング・フェアラーク東京株式会社。
平成 14 年度	『リサイクルの百科事典』、共著（編集委員長 安井 至）、2002 年 2 月、丸善出版事業部。 “Governance for Sustainable Development - Five OECD Case Studies - ”, 共著 (OECD PUMA (Public Management Service) Project)、担当部分 “Japan”, pp. 155～216、2002 年、OECD (Organization for Economic Co-operation and Development) (ISBN 92-64-18747-2). 『環境法辞典』、共著（編集代表・淡路剛久）有斐閣、2002 年 5 月、有斐閣。 『環境ハンドブック』、共著、2002 年 10 月、(財)産業環境管理協会。
平成 15 年度	『化学物質規制・関連法辞典』、共著、2003 年 3 月、丸善出版。 『コンサイス法律学用語辞典』、共著、2003 年 12 月、三省堂。 『環境政策と環境法体系』、共著（担当部分：第 2 部 § 2 「環境基本法」、§ 6 「自然保護関連法」）、2004 年 1 月、(財)産業環境管理協会。 『地球温暖化をめぐる法政策』、共著（大塚 直 編）、2004 年 2 月、昭和堂、担当部分は 第Ⅲ部 (アメリカ)・1 章の 1 「エネルギー政策法」(p.154～160)、4 「アメリカ提案の温暖化対策 – ブッシュ・イニシアティブ」(p.171～180)、第Ⅲ部 5 章 「デンマーク」(p.229～234)。
平成 16 年度	『経済連携協定 (EPA) / 貿易自由協定 (FTA) に対する環境影響評価手法に関するガイドライン』、共著（環境と経済学部連携協定に関する懇談会）、2004 年 3 月、(株)三菱総合研究所。
平成 17 年度	『魅力ある自然ガイドツアーブックの手引』、共著（「アドバイザー」としての参加・協力）、3 月、国土交通省 総合政策局 監修、(財)日本交通公社。2005 年

(4) その他教育活動上特記すべき事項

私が常に意識するよう心がけているのは、「その研究や教育は、現実の社会とどう関係しているのか？ そして、その研究教育は、現在と将来の社会にどんな影響を与えることができるのか？」という点である。

その結果、教育の分野では、いわゆる「定評ある教科書」（そのいくつかは、私も参加して作成したものではあるが …）を利用して、単に「法学の一分野としての環境法」を講義するのではなく、対応する法律や制度の概要や詳細に関する説明は前提とした上で、現実に生じている環境関係の問題を対象に、学生諸君に「そもそも何が問題となっていて、どんな対応が望ましいのか？ そして、君たちならどんな法律（あるいは社会）制度を設け、どう実施・運用するのか？」という面に重点を置いた、やはり問題解決的かつ政策指向的な色彩の強い講義や演習を行っている。これは、教える方にも相手にとっても手間がかかるやり方ではあるが、常に古くなる運命を持つ法律条文や教科書・参考書だけに従った講義よりも、学生諸君に「現実の環境問題と法律・社会制度の関係」を理解してもらうには大きな効果があると考えている。

さらに、こういった教育の一部としては、勤務校（横浜国立大学）が世界銀行と協力して途上国の人材育成支援のために立ち上げた、世界銀行奨学生（留学生）を対象に講義および研究指導はすべて英語で行う、全学体制の分野横断的 修士課程プログラムである「インフラストラクチャーマネージメントプログラム」（社会基盤管理学課程）に、その立案・立ち上げ段階から関わり、これまで十数年間、英語での講義と論文指導、世界銀行との交渉、学内および学外の各組織との相互調整といった活動にも携わっている。

2. 研究活動等

(1) 研究業績（学会誌、著名商業誌に掲載されたものについては、*を付記）

【著書】

『循環型社会基礎データ調査（海外）』（平成 12 年度 環境省（環境庁）請負業務結果報告書）、共著（「平成 12 年度 循環型社会基礎データ調査（海外）」研究会）、2001 年 1 月、（社）商事法務研究会。

『貿易自由化の環境影響評価に関する調査（中間報告書）』、共著、（平成 12 年度 環境省「貿易自由化の環境影響評価に関する検討会」報告書）、2001 年 2 月、（株）三菱総合研究所。

『世界の環境政策分析』（（財）電力中央研究所委託調査）、分担執筆、2001 年 2 月、（社）商事法務研究会、担当部分：第 1 部「はじめに」p. 1 ~ 2。

『目的地は国立公園 — アメリカとカナダの国立公園を訪ね歩いたひと夏の旅から—』（SBC 市民双書 7）、単著、2001 年 3 月、信山社。

『農林水産業の環境便益に関する評価検討調査報告書』(農林水産省大臣官房総務課環境対策室委託調査報告)、分担執筆、2001年3月、(社)商事法務研究会、担当部分：第1部：現地調査報告、第5章「伝統的なまちなみを守り育てる住民協定 — 山梨県南巨摩郡早川町赤沢宿一」、p.19~22、第8章「農業活動とISO環境マネージメント — 静岡県浜松市農業生産法人『アップ』一」、p.33~38、第2部：項目別検討、第1章「食料・農業・農村基本法における環境問題の取り扱い方の現状と展望」、p.39~49、第3部：まとめ—新たな手法の可能性—、「農業と環境保全をより積極的に統合するための新たな政策手法の可能性」、p.79~85。

『京都議定書—21世紀の国際気候政策』(The Kyoto Protocol—International Climate Policy for the 21st Century)、共訳(担当部分：第12章「約束の共同達成」)、S.オーバーテュア／H.E.オット著、国際比較環境法センター／(財)地球環境戦略機関翻訳、岩間徹／磯崎博司監訳、2001年7月、シュプリンガー・フェアラーク東京株式会社。

『リサイクルの百科事典』、共著(編集委員長安井至)、2002年2月、丸善出版事業部。

『平成13年度斜里町知床国立公園・内外連携基本構想検討調査・委託事業報告書』、共著、2001年3月、(株)北電興業株式会社。(加藤は会議全体のコーディネーターを務めた。)

『平成13年度環境省知床国立公園・内外連携基本構想検討調査・委託事業報告書』、共著、2001年3月、(株)北電興業株式会社。

『循環型社会基礎データ調査(海外)』(平成13年度環境省(環境庁)請負業務結果報告書)、共著(「平成13年度循環型社会基礎データ調査(海外)」研究会)、2002年3月、(社)商事法務研究会。

“Governance for Sustainable Development - Five OECD Case Studies -”,共著(OECD PUMA(Public Management Service) Project)、担当部分“Japan”, pp. 155~216、2002年、OECD(Organization for Economic Co-operation and Development)(ISBN 92-64-18747-2)。

『環境法辞典』、共著(編集代表・淡路剛久)有斐閣、2002年5月、有斐閣。

『生物資源の持続可能な保全と利用に関する原則とガイドライン報告書』(英語版名称：“Legal Principles and Guidelines for Conservation and Sustainable Use of Living Resources Report”)、共著、2002年7月、国際比較環境法センター生物多様性研究会。

『山岳自然公園のオーバーユース問題を考える—(財)日本自然保護協会50周年記念シンポジウム講演録一』、共著、2002年8月、(財)日本自然保護協会(加藤はシンポジウム「乗鞍岳の明日を考える」(於高山)のパネリストを務めた)。

『環境ハンドブック』、共著、2002年10月、(財)産業環境管理協会。

『化学物質規制・関連法辞典』、共著、2003年3月、丸善出版。

『至仏山保全対策』、至仏山保全対策緊急会議(加藤は座長を務めた)、2003年2月20日、尾瀬保護財団。

『平成14年度自主的取組の在り方に関する検討会報告書』(環境省検討会報告)、2003年

3月、共著、富士通総研。

『平成14年度 環境省 自然公園における生態系特定管理施策検討調査報告書』、共著、2003年3月、(財)国立公園協会。

『平成14年度 世界各国の環境法制に係る比較法調査報告』(環境省請負調査)、分担執筆、2003年3月、(社)商事法務研究会、担当部分:「アメリカの環境権訴訟」p.49~53。

『コンサイス法律学用語辞典』、共著、2003年12月、三省堂。

『環境政策と環境法体系』、共著(担当部分:第2部§2「環境基本法」、§6「自然保護関連法」)、2004年1月、(財)産業環境管理協会。

『地球温暖化をめぐる法政策』、共著(大塚直編)、2004年2月、昭和堂、担当部分は第III部(アメリカ)1章の1「エネルギー政策法」(p.154~160)、4「アメリカ提案の温暖化対策 - ブッシュ・イニシアティブ」(p.171~180)、第III部5章「デンマーク」(p.229~234)。

『瀬戸内海沿岸域における総合的管理の在り方調査報告書』、共著(瀬戸内海沿岸域における総合的管理の在り方調査委員会)、2004年3月、(財)日本システム開発研究所。

『経済連携協定(EPA) / 貿易自由協定(FTA)に対する環境影響評価手法に関するガイドライン』、共著(環境と経済学部連携協定に関する懇談会)、2004年3月、(株)三菱総合研究所。

『魅力ある自然ガイドツアーブックの手引』、共著(「アドバイザー」としての参加・協力)、2005年3月、国土交通省 総合政策局 監修、(財)日本交通公社。

『至仏山環境共生推進計画調査の概要』、共著(調査専門委員および利用動態調査チームメンバーとしての参加)、2005年3月、群馬県(環境・森林局 尾瀬保全推進室)。

『平成16年度 屋久島世界自然遺産地域保全対策調査業務報告書(環境省請負調査)』、共著(屋久島地域山岳利用適正化推進検討会委員としての参加・協力)、2005年3月、プレック研究所。

『平成15年度 世界各国の環境法制に係わる比較法調査報告書 - 環境法制基本問題の比較調査 - (環境省請負調査)』、共著(調査研究委員としての参加)、2005年3月、商事法務研究会。

『平成15年度 世界各国の環境法制に係わる比較法調査報告書 - 各論編 Part-2 自然保護・物質循環 - (環境省請負調査)』、共著(調査研究委員としての参加)、2005年3月、商事法務研究会。

『平成16年度 アジア森林パートナーシップ(AFP)推進支援事業報告書(林野庁補助事業)』、共著(調査研究委員としての参加)、2005年3月、(社)全国木材組合連合会。

『平成16年度 世界の森林保全のための違法伐採問題に関する検討調査業務報告書(環境省請負事業)』、共著(調査研究委員としての参加)、2005年3月、(社)全国木材組合連合会。

【学術論文】

- * 「国立公園内の私有地と公園の『利用』－利用者と地権者の双方の理解と協力を得るために－」、単著、2001年3月、『国立公園』((財)国立公園協会) 591号、p.18～23。
 - * 「国立公園内の土地所有者は公園利用者を排除できるか？－国立公園としての私有地利用の現状と課題」、単著、2001年3月、『横浜国際経済法学』(横浜国立大学大学院国際経済法学研究科紀要) 第9巻第3号、p.121～143。
 - * 「国立公園を自然体験と環境教育の場に」、単著、2001年5月、『東京新聞 サンデー版：世界と日本 大図解シリーズ No.479 「誕生70年 日本の国立公園』、東京新聞 2001年5月27日(日)。
 - * 「運輸・交通政策との関係」(環境法政策学会シンポジウム「地球温暖化対策のさらなる推進」報告)、単著、2001年6月、日本環境法政策学会 2001年度学術大会論文報告要旨集、p.119～124。
 - * 「デンマークの協定的手法の概要－温暖化対策例として－」、単著、2001年9月、『季刊・環境研究』((財)日立環境財団) 第122号、p.181～183。
 - * 「改正自然公園法『利用調整地区制度』活用に際しての課題」、単著、環境法政策学会 2003年度大会(鳥取環境大学) 分科会報告、2003年6月7日(なお、本報告に基づく論文は、『環境法政策学会誌 第7号(総括・環境基本法の10年)』、2004年6月、(株)商事法務、p.156～162に掲載)。
 - 「『環境キップ』の可能性と課題」、単著、2003年10月、『屋久島 世界自然遺産登録10周年記念シンポジウム 資料集』、屋久島世界自然遺産登録10周年記念事業実行委員会、p.34～40。
 - * 「自然公園制度の新たな展開と課題－利用調整地区を例として－」、単著、2003年11月、『国立公園』((財)国立公園協会) 618号、p.8～11。
 - 「山岳トイレ問題への『制度的アプローチ』の提案」、単著、2003年11月、『第5回 全国山岳トイレシンポジウム 資料集』、富士山憲章制定5周年実行委員会(富士山憲章制定5周年記念フォーラム)、p.65～70。
 - * 「改正自然公園法『利用調整地区制度』活用に際しての課題」、単著(2003年度 環境法政策学会 報告)、2004年6月、『環境法政策学会誌 第7号(総括・環境基本法の10年)』、(株)商事法務、p.156～162。
 - 「『オーバーユース問題』の現状と対策への取り組み」、単著、2004年10月、『登山時報』2004年10月号(No.356)、p.4～12。
- “Utilization of GIS on Visitor Use Management in National Parks”, Yuko AOKI, Mineo Kato, ESRI International User Conference Proceedings 2004, December, 2004.
- 「絶滅種の人為的導入に関する法制度および社会的側面の課題－オオカミとカワウソを例として－」、単著、2005年3月、『知床博物館研究報告』2005年号(第26集)、p.47～54。

* 「自然保護法の新潮流 -『生物多様性』を確保するために」、単著、2005年5月、『環境管理』((社)産業環境管理協会)、2005年5月号、p.56~63 (同論文は『CEAR (Center of Environmental Auditors Registration)』、(社)産業環境管理協会・環境マネージメントシステム審査員評価登録センター広報誌、No.17 (2005年6月)、p.75~82 にも転載されている)。

* "A Guideline for Ecological Risk Management Procedures"、共著 (横浜国立大学「生態系リスクマネジメント COE」の研究活動の一環、共著者は Axel G. Rossberg, Hiroyuki Matsuda, Fumito Koike, Takashi Amemiya, Mitsutaku Makino, Mari Morino, Takashi Kubo, Shinji Shimoide, Satoshi Nakai, Mineo Kato, Kohei Urano)、『Landscape and Ecological Engineering』、2005年7月。

「自然公園における浄化槽の設置および維持管理のための合理的費用負担制度に関する研究 - いわゆる『山岳トイレ』を例として - 」、単著、2005年10月、『全国浄化槽技術研究集会 要旨集 (講演・研究発表)』、p. 87~92。

* 「『地域』が支える『国立公園』 - 日本の国立公園制度の『本当の姿』と「発展可能性の在りか」を探る - 」、単著、2005年12月、『国立公園』((財)国立公園協会) 639号、p. 6~9。

(2) 学術論文には該当しないような、教養書的な業績

「国立公園 - 整備、保全、および適切な利用」(英語報告)、単著、(財)国際観光開発研究センター (IDDIJ) 担当、JICA 研修「観光開発と環境保全 II」コース、2001年~2003年
「地域から地球規模までの環境保全」、単著、2001年度 横浜国立大学 経済学部公開講座、
2001年10月20日

「自然公園管理をめぐる最近の動向と今後の課題 -- 北海道からの積極的な提言と行動を期待して」、単著、北海道自然公園研究会報告、2002年3月22日

「NHK 岐阜『ナビゲーション』コメンテーター」、単著、2003年9月19日放送

「国立公園の利用と管理」(英語報告)、単著、(財)国際観光開発研究センター (IDDIJ) 担当、JICA 研修「観光開発と環境保全」コース、2003年10月20日

「『環境キップ』の可能性と課題」、単著、2003年10月、屋久島世界自然遺産登録 10周年記念事業実行委員会 主催、『屋久島 世界自然遺産登録 10周年記念シンポジウム』、2003年10月29日

「山岳トイレ問題への『制度的アプローチ』の提案」、単著、富士山憲章制定 5周年実行委員会 主催、『第5回 全国山岳トイレシンポジウム』、2003年11月19日

「高山植物保護のための取引規制に関する法制度の現状と課題」、単著、特定非営利活動法人「山の ECHO」主催、「山の自然と文化研究会」第2回「高山植物盗掘・踏み荒らしを考える会」報告、2004年9月14日 (於・東京)

「改正自然公園法とこれからの自然保護法制 — 効果的な自然保護のために求められる

『地域と市民』の積極的な関与 一、単著、中部弁護士会連合会 第 52 回定期大会シンポジウム・基調報告、2004 年 10 月 15 日

「自然公園における浄化槽の設置および維持管理のための合理的費用負担制度に関する研究 一 いわゆる『山岳トイレ』を例として 一」、単著、2005 年 10 月 12 日、全国浄化槽技術研究集会（於・富山市） 報告

「自然公園の適正収容力」、単著、信州大学山岳科学総合研究所主催、長野県環境保全協会、信濃毎日新聞社、大町市立山岳博物館、松本市、市民タイムス、日本山岳会信濃支部、長野県山岳協会 後援、「第 4 回山岳科学フォーラム・『未来に引き継ぐ日本アルプスの自然』」基調講演、2006 年 3 月 11 日

（3）科学研究費など外部研究資金の獲得状況

	研究助成金の名称	研究題目
平成 13 年度	横浜国立大学 エコテクノロジー・システム・ラボラトリープロジェクト	「国際的および国内的な温暖化対策が既存の諸産業に及ぼす影響と、新たに生じる温暖化対策関連ビジネスの可能性に関する法制度面からの基礎的研究」（研究代表者：久留島 隆 国際社会科学研究科 教授）
平成 14 年度	横浜国立大学 エコテクノロジー・システム・ラボラトリープロジェクト	「国際的および国内的な温暖化対策が既存の諸産業に及ぼす影響と、新たに生じる温暖化対策関連ビジネスの可能性に関する法制度面からの基礎的研究」（研究代表者：久留島 隆 国際社会科学研究科 教授）
平成 15 年度	横浜国立大学 エコテクノロジー・システム・ラボラトリープロジェクト	「自然環境の「賢明な利用」（ワイス・ユース）としてのエコ・ツーリズム産業を促進する社会的制度のありかたに関する研究」（研究代表者：加藤峰夫）
平成 16 年度	横浜国立大学 エコテクノロジー・システム・ラボラトリープロジェクト 日本環境整備教育センター 横浜国立大学 COE	「自然環境の「賢明な利用」（ワイス・ユース）としてのエコ・ツーリズム産業を促進する社会的制度のありかたに関する研究」（研究代表者：加藤峰夫） 自然公園における浄化槽の設置および維持管理のための合理的費用負担制度に関する研究（加藤 単独） 生態系リスクマネージメント」研究分担者
平成 17 年度	横浜国立大学 COE	生態系リスクマネージメント」研究分担者

（4）学会役員、審議会（検討会委員等も含む）、学会報告等

学会役員

	学会名及び役職名
平成 13 年度	環境法政策学会 理事 国際比較環境法センター 運営委員

平成 14 年度	環境法政策学会 理事 国際比較環境法センター 運営委員
平成 15 年度	環境法政策学会 理事 国際比較環境法センター 運営委員
平成 16 年度	環境法政策学会 理事 国際比較環境法センター 運営委員
平成 17 年度	環境法政策学会 理事 国際比較環境法センター 運営委員 「自然公園研究集会」呼掛け人・世話役

学会報告

	学会名、報告題名、報告年月日
平成 13 年度	環境法政策学会 2001 年大会シンポジウム「地球温暖化対策のさらなる推進」第 1 部報告、「交通・運輸政策との関係」、単著、2001 年 6 月 9 日、甲南大学 日本環境法政策学会 2001 年大会報告（第 3 分科会「国際・外国環境法」富井報告（第 2 報告）へのコメントーターとして、「富井報告『貿易における環境法の要請：アメリカにおける軍と環境法』へのコメント」、単著、2001 年 6 月 9 日、甲南大学
平成 15 年度	環境法政策学会 2003 年度大会（鳥取環境大学）分科会報告、「改正自然公園法『利用調整地区制度』活用に際しての課題」、単著、2003 年 6 月 7 日（なお、本報告に基づく論文は、『環境法政策学会誌 第 7 号（総括・環境基本法の 10 年）』、2004 年 6 月、（株）商事法務、p.156～162 に掲載）
平成 16 年度	環境法政策学会、分科会座長、コメンテーター 日本沿岸域学会 2004 年大会シンポジウム・パネリスト報告、「『合意形成』を支援・促進する法制度のありかた」、単著、2004 年 7 月 24 日（於・東京海洋大学）
平成 17 年度	環境法政策学会、分科会座長、コメンテーター 自然公園研究集会、「オーバーユース対策としての自然公園の適正利用の概念」、単著、第 1 回 自然公園研究集会 報告、2005 年 11 月 30 日、於・東京大学

（5）学外の研究機関等との共同研究

	学外の研究者や研究機関との共同研究の名称と内容
平成 13 年度	OECD PUMA (Public Management Service) Project)
平成 14 年度	OECD PUMA (Public Management Service) Project) JICA 国際協力（人材育成）プロジェクト 講師
平成 15 年度	JICA 国際協力（人材育成）プロジェクト 講師 「タイ国立公園 適正収容力調査プロジェクト」、国際開発銀行案件
平成 16 年度	中部弁護士連合会、地域制自然公園制度研究

平成 17 年度	「自然公園研究集会」の立ち上げと報告
----------	--------------------

(6) 国際共同研究プロジェクトまたは国際会議での報告・講演

	国際共同プロジェクトまたは国際会議の名称 (報告・講演の場合、題目も記入して下さい)
平成 13 年度	OECD PUMA (Public Management Service) Project)
平成 14 年度	OECD PUMA (Public Management Service) Project)、"Governance for Sustainable Development - Five OECD Case Studies - ",共著(担当部分 "Japan", pp. 155~216、2002 年、OECD (Organization for Economic Co-operation and Development) (ISBN 92-64-18747-2).
平成 15 年度	"The Concept of Carrying Capacity in National Park" (英語報告)、单著、「タイ国立公園 適正収容力調査プロジェクト」現地調査およびワークショップ、2003 年 11 月 24 日 (チェンマイ)、26 日 (バンコク)
平成 16 年度	アジア森林パートナーシップ (AFP) (環境省・林野庁支援事業)
平成 17 年度	アジア森林パートナーシップ (AFP) (環境省・林野庁支援事業)

(7) (6) 以外の形（海外調査、海外研究者招聘、講演会主催等々）での外国等との人事交流実績

平成 14 年度	2002 年 7 月 19 日～9 月 18 日 (フランス、スイス、オーストリア) : 平成 14 年度「海外研究開発動向調査」(エコテクノロジー・システム・ラボラトリ) に携わる文部科学省在外研究員として、フランス (シャモニ) にあるフランス国立スキー登山学校 (ENSA : Ecole Nationale de Ski et d'Alpinisme)、および、スイス、ツェルマットのツェルマット・アルパインセンター) 等で、ヨーロッパアルプス地域における、アウトドア・レクリエーションを利用した環境教育の普及・推進状況、および地域活性化対策等を調査する。
平成 15 年度	2003 年 12 月、タイ : 国際協力銀行 (JBIC) のプロジェクトである「タイ国立公園 適正収容力調査」に協力し、タイの国立公園において管理状況とその改善対策に関する調査を行なうとともに、タイ政府の国立公園管理関係者を対象としたセミナーの講師を務める。 2004 年 3 月 1 日～3 月 31 日 (スイス、フランス) : 平成 15 年度「海外研究開発動向調査」(エコテクノロジー・システム・ラボラトリ) に携わる文部科学省在外研究員として、スイス観光協会 (ツェルマット) 等の協力を得て、「エコツーリズム (エコツアー)」を推進するための、フランスおよびスイスの山岳レクリエーション地域の冬季 (積雪期) における管理状況を調査する。
平成 16 年度	2005 年 3 月 1 日～3 月 23 日 (スイス) : 平成 16 年度「海外研究開発動向調査」(エコテクノロジー・システム・ラボラトリ) に携わる文部科学省在外研究員として、スイスのツェルマット観光局およびグリンデルバルト観光局等の協力を得て、地域の自然環境を適切に保全しつつ「エコツーリズム (エコツアー)」を推進するための、スイスの山岳レクリエーション地域の管理状況を調査する。

(8) 「研究」についてのホームページでの公開の有無、内容

個人としては特に意識しておりませんが、共同で研究を進めております COE、政府関係機関、民間団体等々のホームページで研究や活動を公開しております。

(9) その他、研究面の活動実績・評価についての特記事項

私が常に意識するよう心がけているのは、「その研究や教育は、現実の社会とどう関係しているのか？ そして、その研究教育は、現在と将来の社会にどんな影響を与えることができるのか？」という点である。

その結果、たとえば、私の研究論文や学会発表は、環境問題に関わる基礎的理論の考究に向けたものというよりも、現実の問題解決的あるいは政策立案的な性格が極めて強いものであり、そうでないものも、日本あるいは他国の具体的問題や政策状況を分析し紹介するものとなっている。そして、そのような研究を現実の社会制度の改革に組み込むために、環境省や地方自治体の行政機関の活動に積極的に参加・協力するというのも、私の研究（および社会連携）活動の重要な要素となっている。こういった活動として、特に近年は、自然公園等の自然地域の管理（環境の保護保全および適正利用）対策に大きく関与している（具体的地域は、知床国立公園、尾瀬（日光国立公園）、小笠原国立公園を含む東京都内自然地域全体、中部山岳国立公園、南アルプス国立公園、屋久島（霧島屋久国立公園）等々である）。

3. 法律実務に関する活動

4. 社会における活動

(1) 政府・地方自治体の審議会・委員会等への参加

(2) 地域諸団体・民間諸団体の委員等

社会貢献活動 等

尾瀬保護財団 評議員、国立公園協会 評議員、等

環境省 関係

「主要先進国における環境総合計画の策定状況に関する調査検討委員会」委員

「地球温暖化対策の共同実施に関する調査検討委員会」委員

「主要国における温暖化法制に関する調査検討委員会」委員

「諸外国の環境影響評価制度調査にかかる調査検討委員会」委員

「木材認証・ラベリング制度に関する調査検討委員会」委員

「地域環境基本計画マニュアル策定に関する調査検討委員会」委員
「地球規模の環境問題に関する懇談会（地球懇）」参考人
「地域環境計画・地域環境指標調査検討委員会」委員
「世界各国の環境法制に関わる邦訳等比較法調査」委員
「国立公園 集団施設地区等適正化管理運営方策に関する調査」講師
「諸外国における先進的環境政策事例調査」委員
「国立公園利用適正化システム策定調査委員会」委員
「京都議定書の遵守問題に関する検討会」委員
「貿易自由化の環境影響評価に関する検討会」委員
「主要国の地球温暖化対策に関わる自主協定に関する調査」委員
「平成12年度 ミレニアム・プロジェクト：循環型社会基礎データ調査」委員
「知床国立公園・内外連携基本構想検討調査」委員
「野生鳥獣保護管理検討会」委員
「自主的取組の在り方に関する検討会」委員
国連山岳年関連シンポジウム・コーディネーター
「自然公園における生態系特定管理施策検討調査」委員
「環境と経済連携協定に関する懇話会」委員
「違法伐採問題検討会」委員
「屋久島世界自然遺産地域利用適正化対策検討委員会」委員 等々
他省庁・地方自治体・NGO/NPO 関係
農林水産省「農地・森林維持管理適正化に関する調査検討委員会」委員
農林水産省「農山漁村外部経済評価調査検討委員会」委員
通産省「環境保全目的の貿易措置と途上国における環境保全に関する調査」委員
農林水産省「農林水産業の環境便益に関する評価検討調査委員会」委員
国土交通省、「瀬戸内海における沿岸域管理のあり方調査委員会」委員
北海道、「自然環境及び野生動物に関する調査研究委員会」委員
北海道 上川町「大雪山委員会」委員
北海道 斜里町、「知床国立公園・内外連携基本構想検討調査」委員（コーディネーター）
北海道 千歳市、「支笏湖まちづくりプロジェクト」講演会講師
群馬県、「至仏山環境共生推進計画調査専門委員会」委員
東京都、「自然公園等の適正利用・管理検討会」委員
山梨県、「希少野生生物保護対策検討委員会」委員
日本学術会議 環境法学・環境政策学 研究連絡委員会委員
(財) 尾瀬保護財団、「尾瀬適正利用推進対策検討会」
電力中央研究所「世界の環境政策調査」委員
(財) 日本自然保護協会「保護委員会・国立公園制度検討小委員会」

(財) 海外技術者研究会（AOTS）「ベトナム・環境管理プログラム」研修会（横浜研修センター）講師
(財) 日本自然保護協会「保護研究委員会」委員
(財) 国際観光開発研究センター（IDDIJ）担当、JICA 研修「観光開発と環境保全 II」コース 講師
(財) 尾瀬保護財団、「至仏山保全緊急対策会議」委員（座長）
国際協力銀行、「タイ国立公園 適正収容力調査プロジェクト」検討会委員
司法研修所「現代社会と環境」講師、等々

5. 管理・運営

委員会等の名称、活動実績等	
平成 13 年度	インフラストラクチャー管理学修士課程コース 運営委員会員、同 学務委員
平成 14 年度	インフラストラクチャー管理学修士課程コース 運営委員会員、同 学務委員、英語教育委員会員、電算委員会委員
平成 15 年度	インフラストラクチャー管理学修士課程コース 運営委員会員、同 学務委員、英語教育委員会委員、研究図書委員会委員
平成 16 年度	インフラストラクチャー管理学修士課程コース 運営委員会員、同 学務委員、将来計画委員会委員、国際化プロジェクト推進・実施委 員会員、施設・研究図書委員会委員
平成 17 年度	留学生センター運営委員会員、国際交流委員会委員、インフラスト ラクチャー管理学修士課程コース 運営委員会員、同 学務委員（委 員長）、国際化プロジェクト推進・実施委員会委員（委員長）、將來 計画検討委員会委員、経済学部教務担当委員、自己評価委員会委員

助教授 桃島 洋美

1. 教育活動

(1) 担当した授業科目

平成 15 年度	博士前期 日本の政治、国際政治、国際政治演習、総合演習 D、 Seminar、Japan's Development Experiences 博士後期 学部
平成 16 年度	博士前期 政治学、国際政治学、国際政治演習、合同演習 E、 Seminar、Politics in Japan 博士後期 学部
平成 17 年度	博士前期 政治学、国際政治学、国際政治演習、合同演習 E、 Seminar 博士後期 学部 政治学概論

(2) 教育内容・方法の工夫

平成 15 年度	講義科目については、政治学及び国際政治学の基礎を重視しながら、大学院レベルのイシューを取り上げて議論を行った。演習科目では学生の関心にあわせてグローバリゼーションを政治学の視点から分析した。
平成 16 年度	講義科目のうち、政治学については法科大学院の学生と国際関係法専攻の学生がともに受講していることを鑑み、政策決定過程の論文を探り上げ、方法論に関しても考察を行った。国際政治学については受講者のほとんどが国際関係法専攻だったため、国際政治の基本事項の整理とそれに基づく議論を展開させた。演習科目については、学生の関心にあわせ、市民権の問題を取り上げた。
平成 17 年度	講義科目のうち、政治学については法科大学院の学生と国際関係法専攻の学生がともに受講していることを鑑み、政策決定過程の教科書として定評のある文献を利用して考察を行った。国際政治学については国際関係法専攻の学生の関心にあわせ、国際紛争を取り扱った。演習科目については学生の求めに応じ、グローバリゼーションに伴う問題に関する論文を取り扱った。

(3) 作成した教科書、教材、参考書

平成 15 年度	ハンドアウト (国際政治、Japan's development Experiences)
平成 16 年度	ハンドアウト (国際政治学、政治学)
平成 17 年度	ハンドアウト (国際政治学、政治学)

(4) その他教育活動上特記すべき事項

2. 研究活動等

(1) 研究業績（学会誌、著名商業誌に掲載されたものについては、*を付記）

【学術論文】

「APEC の制度化に関する一考察——アメリカの制度化に関する一考察」、単著、平成 14 年 3 月、政治研究 49 号

「ソーシャル・キャピタル論からみる APEC の可能性」、共著、平成 16 年 12 月、石川明編『国際経済法と地域協力』信山社

「APEC の制度化に関する理論的視角」、単著、平成 17 年 9 月、横浜国際経済法学 14 卷 1 号

(2) 学術論文には該当しないような、教養書的な業績

(3) 科学研究費など外部研究資金の獲得状況

平成 17 年度	科学研究費（海外学術調査、研究分担）	アジア太平洋諸国における公共部門モダニゼーションの多様性に関する比較分析
----------	--------------------	--------------------------------------

(4) 学会役員、審議会（検討会委員等も含む）、学会報告等

学会報告

	学会名、報告題名、報告年月日
平成 16 年度	国際政治学会「ソーシャル・キャピタル論の国際政治学への応用 ——ソーシャル・キャピタル論からみる APEC の可能性」 平成 16 年 10 月 16 日
平成 17 年度	Association for Asia Studies, "Economic Reforms and Trade in Asian Economies", 平成 17 年 4 月 3 日

(5) 学外の研究機関等との共同研究

(6) 国際共同研究プロジェクトまたは国際会議での報告・講演

(7) (6) 以外の形（海外調査、海外研究者招聘、講演会主催等々）での外国等との人事交流実績

平成 15 年度	University of Santo Tomas (フィリピン) にてセミナー：“Social Capital and the Institutionalization of APEC”
----------	--

(8) 「研究」についてのホームページでの公開の有無、内容

(9) その他、研究面の活動実績・評価について、特記事項

3. 法律実務に関する活動

4. 社会における活動

(1) 政府・地方自治体の審議会・委員会等への参加

(2) 地域諸団体・民間諸団体の委員等

5. 管理・運営

委員会等の名称、活動実績等	
平成 15 年度	留学生センター運営委員、保健管理センターカウンセラー、教務厚生委員、英語教育委員
平成 16 年度	厚生委員、教務厚生委員、国際化推進委員
平成 17 年度	留学生センター運営委員、国際化推進実施委員

教授 川島 清嘉

1. 教育活動

(1) 担当した授業科目

平成 16 年度	博士前期 専門職学位課程 法曹倫理 I、商法演習 博士後期 学部
平成 17 年度	博士前期 専門職学位課程 法曹倫理 I、商法演習、民事模擬裁判、法律相談、 民事法総合演習 II 博士後期 学部

(2) 教育内容・方法の工夫

平成 16 年度	法曹倫理 I では、横浜地方裁判所、横浜地方検察庁等を訪問し、学生と現役裁判官及び検事とが、直接に質疑応答ができる場を設定した。 横浜弁護士会バックアップチームと協力して、商法演習の教材を作成した。
平成 17 年度	商法演習の教材を改善するとともに、横浜弁護士会バックアップチームと協力して、民事法総合演習 II の教材を作成した。 模擬裁判については同チームの協力を得て、法律相談については和田町商店街の協力を得て実施した。

(3) 作成した教科書、教材、参考書

平成 16 年度	商法演習の教材
平成 17 年度	民事法総合演習 II の教材

(4) その他教育活動上特記すべき事項

2. 研究活動等

(1) 研究業績（学会誌、著名商業誌に掲載されたものについては、*を付記）。

【著書】

「Taniguchi-Reich-Miyake,eds., Hattori-Henderson "Civil Procedure in Japan", 2nd ed.」共著、平成 12 年 5 月、Juris Pub.Co

「民事訴訟審理」共著、平成 12 年 5 月、判例タイムズ社

【学術論文】

「Japanese Software Protection」共著、昭和 58 年 1 月、Computer Law Reporter
Vo.1 No.4

「争点整理の実践と教育〈座談会〉」共著、平成 9 年 6 月、判例タイムズ 936 号

(2) 学術論文には該当しないような、教養書的な業績

(3) 科学研究費など外部資金の獲得状況

(4) 学会役員、審議会（検討会委員等も含む）、学会報告等

(5) 学外の研究機関等との共同研究

(6) 国際共同研究プロジェクトまたは国際会議での報告・講演

(7) (6) 以外の形（海外調査、海外研究者招聘、講演会主催等々）での外国等との
人事交流実績

(8) 「研究」についてのホームページでの公開の有無、内容

(9) その他、研究面の活動実績・評価についての特記事項

3. 法律実務に関する活動

(1) 資格・免許・職歴

1) 司法試験合格 昭和 51 年 10 月

司法修習終了 昭和 54 年 4 月

弁護士登録 昭和 54 年 4 月から現在 法科大学院開校時において弁護士
経験 26 年
(第 16506 号)

2) 職歴

平成 16 年度	弁護士・川島法律事務所
平成 17 年度	弁護士・川島法律事務所

(2) 実務家教員についての特記事項

1) 法律関係の公職（平成 7 年 4 月から 3 年間）

最高裁判所司法研修所教官として48期後期から51期前期の司法修習生を対象に、民事弁護科目を指導した。

2) 横浜弁護士会研修委員会関係 (平成12年から現在まで)

- ①研修委員会委員長として、横浜弁護士会の会員弁護士及び事務職員に対する研修全般（倫理研修を含む）に関する事項を統括。
- ②平成12年10月に新設された新規登録弁護士会員研修の企画・立案・実施に関与。
- ③毎年11月に実施される会員弁護士を対象とした倫理研修会を主催し、研修委員長としての見解を公表。

3) 横浜弁護士会司法修習委員会関係 (平成10年4月から2年間)

司法修習委員会の委員として、司法修習生に対する実務修習の企画及び立案に関与。また、この期間中、修習生が起案に使用する民事弁護教材を作成した。

4) 実務修習生の担当 (平成元年から現在まで)

平成元年から現在まで、実務修習指導担当として、ほぼ隔年ごとに司法修習生を事務所に受け入れて指導。

5) 司法試験合格者に対する研修 (平成12年4月から現在まで)

横浜弁護士会が神奈川県内の司法試験合格者に対して毎年2月に実施する研修会の講師として、法曹の氏名と責任等について講義。

6) 日弁連新規登録弁護士研修 (平成12年10月から平成14年10月)

日弁連が実施する新規登録弁護士研修（弁護士倫理、報酬、弁護士会活動）の講師。

7) 法律事務所での後進の指導 (平成13年10月から現在まで)

54期の新人弁護士を勤務弁護士として採用し、法律事務所において指導。

4. 社会における活動

(1) 政府・地方自治体の審議会・委員会等への参加

	機関名・県名（例えれば内閣府など）	審議会・委員会等の名称	職務（または活動内容）
平成16年度	法務省	司法試験委員会（旧司法試験）	二次試験考查委員（商法）
平成17年度	法務省	司法試験委員会（旧司法試験）	二次試験考查委員（商法）

(2) 地域諸団体・民間諸団体の委員等

	団体名（例えれば日本経団連など）	委員会・研究会等の名称	職務（または活動内容）
平成16年度	アジア刑政財団（N G O）	横浜支部	主幹

平成 17 年度	同上	同上	同上
----------	----	----	----

5. 管理・運営

	委員会等の名称、活動実績等
平成 16 年度	教育研究高度化委員会（L S）
平成 17 年度	教育研究高度化委員会（L S）

教授 君塚 正臣

1. 教育活動

(1) 担当した授業科目

平成 14 年度 (10月着任)	博士前期 学部	比較統治機構論、総合演習 憲法 憲法専門演習 2 (関西大学非常勤)
平成 15 年度	博士前期 学部	比較統治機構論、総合演習、日本の社会と法 憲法、ゼミナール
平成 16 年度	博士前期 専門職学位課程 博士後期 学部	比較憲法、総合演習 憲法 2、公法演習 1、Tutorial 1 憲法学 憲法、ゼミナール
平成 17 年度	博士前期 専門職学位課程 博士後期 学部	比較憲法 憲法 1、公法演習 1、Tutorial 1 憲法学 日本国憲法 (教養科目)

(2) 教育内容・方法の工夫

平成 14 年度	横浜国立大学着任に当たり、学生のレベルの把握に努めた。通常、法学部の憲法講義は8~10単位が多く、これに慣れていながら、4卖講義に合わせるべく、内容を精査して、学部「憲法」の講義ノートを作成した(これは後に LS 講義科目的授業ノート作成の際に役立った)。以下、同講義では憲法の全分野の講義を行っている(平成 15 年度は、最終講義日をやむを得ず休講としたため、憲法総論のごく一部を講義できなかったのが唯一の例外)。 大学院「比較統治機構論」のテーマは内閣と行政権。報告の仕方、その水準に問題のある者が多く(平成 15 年度も同じ)、指導に困難をきたした。「総合演習」後期初回において、憲法訴訟に関する講義を行ったが、多人数教員による総合演習という形式に非常に疑問をもつた。 関西大学「憲法専門演習 2」のテーマは幸福追求権(憲法 13 条)。
平成 15 年度	学部「ゼミナール」では、前期は憲法の統治機構に関する部分を取り扱い、後期は、ゼミ生の希望に沿い、内田貴『民法 1~3』を順に一緒に読む、ということにした。教員も民法の勉強になった。 大学院「比較統治機構論」では、司法権を中心に、統治機構の諸問題を取り扱った。4講分担した「日本の社会と法」では主要憲法判例を概説した。

平成 16 年度	<p>法科大学院の発足に伴い、「憲法 1」の授業ノートを開講までに完成させた。授業計画がしっかりとしていること、それからぶれない授業進行をすることは、学生の授業満足度において大きなウエイトを占めることが、過去の自分の講義に対する授業評価からはつきりしていたので、この点は特に注意した。演習科目である「公法演習 1」では、取り上げる裁判例について、主要論点が司法権、憲法訴訟であるものに限り、2 年次で学ぶべきポイントを明快にした。「Tutorial 1」では、討論によりながら、憲法の基本問題にどのようにアプローチするかを初学者にも伝える実験的な試みや、学説状況の教示などを行った。</p> <p>IR 「総合演習」では主担当教員を半期勤めた。メインテーマを人権総論の諸問題として、通説・判例の再検討を行った。「比較憲法」では人権条項の諸問題を取り扱った。</p> <p>学部「ゼミナール」では、前期は昨年度に引き続き内田貴『民法 1~3』を順に一緒に読み切った。後期は、憲法の人権条項に関する部分をテーマにした。</p>
平成 17 年度	<p>法科大学院 2 年目であるにも関わらず、授業科目の変更を余儀なくされた。そのため、新科目「憲法 2」の授業ノートを開講までに完成させた。「公法演習 1」で取り上げる判例を一部変更した。</p> <p>IR 「比較憲法」では統治機構の諸問題を取り扱った。</p> <p>教養科目「日本国憲法」では、教科書の刊行に伴い、その一読を前提とする講義を展開したが、教科書の刊行が遅れたことと、授業のレベルが高すぎた（詳し過ぎた）という課題を残した。</p>

(3) 作成した教科書、教材、参考書

平成 14 年度	川岸令和ほか・憲法（青林書院）
平成 16 年度	野田進=松井茂記編・シネマで法学（新版、有斐閣） 川岸令和ほか・憲法（新版、青林書院）
平成 17 年度	浦部法穂=戸波江二編・法科大学院ケースブック憲法（日本評論社） 君塚正臣ほか・Virtual 憲法（悠々社）

(4) その他教育活動上特記すべき事項

平成 13 年度	<p>着任前担当科目（関西大学 何れも学部） 憲法一部、比較憲法、憲法専門演習 1、憲法専門演習 2、一般演習、総合分野特殊講義・差別問題と法、法学入門 平成 13 年 5 月 関西大学における教育・研究活動について、「専任教員の教育研究活動 アンケート調査結果」を『関西大学法学部自己点検・評価報告書 2000 年度』107-112 頁に掲載</p>
平成 14 年度	<p>着任前担当科目（関西大学 何れも学部） 憲法二部、比較憲法、補充特殊講義・憲法基本判例特論、憲法専門演習 2 平成 15 年 3 月 関西大学における教育・研究活動について、「専任教員の教育研究活動 アンケート調査結果」を『関西大学法学部自己点検・評価報告書 2002 年度』157-163 頁に掲載。</p>

平成 15 年度	学部「憲法」の授業評価「教官が授業に対し意欲的に臨んでいたと思いますか」で 3.60 (4 点満点) をマーク。 多忙な外部委員と、経済学部教務委員を勤め、青柳幸一教授の退職願が出され、その他大変な 1 年間であった中で、法科大学院の授業等の準備に追われた。
平成 16 年度	LS 「憲法 1」の総合授業評価で 4.26 (5 点満点)、LS 「Tutorial 1」で 4.38 (5 点満点) をマーク。 法科大学院初年度から LS 科目で中間テスト・アンケートを実施し、それに基づき、成績分析を行う。 青柳幸一教授の退職に伴い、後期課程の政治学の留学生 1 名の責任指導教員 (この者は年度末に博士号を取得した)、憲法の学生 2 名の指導教員となった。また、単位取得中退者 1 名の事実上の責任指導教員として活動することとなる。 本年度は、法科大学院初年度でありながら、本研究科唯一の憲法教員 (助教授) となり、合計 19 単位を担当したほか、あらゆる入試に関わるなど、教育面での活動量はピークであった。
平成 17 年度	平成 17 年 5 月 「実録・新時代の横浜の院生たち」を『横浜国立大学法科大学院』12 頁に掲載。 指導教員であった後期課程の憲法の学生うち、1 名について、責任指導教員となった。

2. 研究活動等

(1) 研究業績 (学会誌、著名商業誌に掲載されたものについては、* を付記)。

【著書】

長谷部恭男編『Best Selection 憲法本 41』(平凡社)、共著、平成 13 年 7 月 (190-195 頁「中村睦男『社会権の解釈』」、326-327 頁「国家からの自由／国家への自由／社会権」、327-328 頁「平等」を執筆)

川岸令和ほか『憲法』(青林書院)、共著、平成 14 年 4 月 (29-43 頁「平和主義」、187-198 頁「身体的自由権と手続的権利」、273-304 頁「裁判所」を執筆)

野田進=松井茂記編『シネマで法学』[新版] (有斐閣)、共著、平成 16 年 5 月 (69-84 頁「国家による殺人——戦争と平和——『プラトーン』」、101-113 頁「知らないものへの恐怖——外国人差別の根源——『E. T.』」、336-350 頁「宇宙——『2001 年宇宙の旅』」を執筆)

『平等権と司法審査——性差別を中心として』(自由人権協会)、単著、平成 16 年 12 月

川岸令和ほか『憲法』[新版] (青林書院)、共著、平成 17 年 3 月 (29-44 頁「平和主義」、197-208 頁「身体的自由権と手続的権利」、287-318 頁「裁判所」を執筆)

浦部法穂=戸波江二編『法科大学院ケースブック憲法』(日本評論社)、共著、平成 17 年 7 月 (117-134 頁「出生による法定相続分の差別——非嫡出子法定相続分差別事件」、381-397 頁「障害福祉年金と児童福祉手当との併給禁止——堀木訴訟」645-662 頁「立法の不作為に対する違憲訴訟——在宅投票制度廃止事件」を執筆)

君塚正臣=藤井樹也=毛利透『Virtual 憲法』(悠々社)、共著、平成 17 年 11 月 (1-10 頁「は

じめの一歩——ようこそ(魔?)法の世界へ」、145-158 頁「裁判所は怖い? 優しい? ——権力分立・裁判所・裁判を受ける権利」、159-171 頁「御奉行様のいない法廷で——法の支配・刑事手続上の権利・国家賠償請求権」、173-188 頁「最高裁は違憲の法律を消せるか——憲法訴訟・憲法保障」、189-204 頁「わかったようでわからない『主権』なる魔物——国民民主権・参政権・天皇」、205-220 頁「民主主義の学校は『学校』らしいか? ——選挙・地方自治」、221-235 頁「国会は衆参あわせて立法府です——国会(1) ——性格・構成・立法機能」、237-252 頁「国会は『立法』府というけれど——国会(2) ——国会の諸機能・議院の機能・議員の特権」、253-256 頁「COLUMN 2 国の基本設計は再び変わるのか——憲法改正問題」、257-270 頁「行政は日本最大のコンビニか? ——内閣」、271-278 頁「さよならは別れのことばじやなくて」を執筆)

自由人権協会編『憲法の現在』(信山社)、共著、平成 17 年 11 月 (23-62 頁「司法審査と平等権——性差別事例を中心として」を執筆)

【学術論文】

〔論説〕

「憲法と条約の関係・序説——国内法と国際法の理論上の二元的理解とその帰結について」、单著、平成 13 年 9 月、関西大学法学論集 51 卷 2 = 3 号 128-168 頁

「アメリカにおけるスティート・アクション理論の現在——いわゆる私人間効力論再検討の道標として」、单著、平成 13 年 12 月、関西大学法学論集 51 卷 5 号 1 - 61 頁

「日本国憲法二一条の『表現』と『通信』の間に——放送・通信技術の進歩と憲法の人権保障の行方」、单著、平成 14 年 2 月、関西大学法学論集 51 卷 6 号 1 - 53 頁

「日本国憲法二四条解釈の検証——或いは「『家族』の憲法学的研究」の一部として」、单著、平成 14 年 6 月、関西大学法学論集 52 卷 1 号 1 - 72 頁

「大学における『比較憲法』の存在意義——一般教養・法学部・法科大学院・法学研究科」、单著、平成 14 年 7 月、関西大学法学論集 52 卷 2 号 1 - 56 頁

「法律行為と憲法の第三者効力論——日本の憲法学は憲法の私人間効力をどのように考えていくべきか(一)」、单著、平成 15 年 3 月、関西大学法学論集 52 卷 4 = 5 号 377-448 頁

「付隨的違憲審査制の活性化に向けて」、单著、平成 15 年 3 月、関西大学法学論集 52 卷 6 号 81-110 頁

「不法行為における女児逸失利益と憲法の第三者効力論——日本の憲法学は憲法の私人間効力をどのように考えていくべきか(二)」、单著、平成 15 年 5 月、エコノミア 54 卷 1 号 9 - 29 頁

「表現による不法行為と憲法の第三者効力論(一)——日本の憲法学は憲法の私人間効力をどのように考えていくべきか(三の一)」、单著、平成 15 年 9 月、横浜国際経済法学 12 卷 1 号 39-70 頁

「第三セクターの憲法学——第三者効力論の射程に関する一考察」、单著、平成 15 年 11 月、

エコノミア 54 卷 2 号 41-56 頁

「表現による不法行為と憲法の第三者効力論（二・完）——日本の憲法学は憲法の私人間効力をどのように考えていくべきか（三の二）」、単著、平成 16 年 1 月、横浜国際経済法学 12 卷 2 号 41-84 頁

「団体内部紛争と第三者効力論——政党、宗教団体における憲法上の権利の調整の一場面として」、単著、平成 16 年 7 月、横浜国際社会科学研究 9 卷 1 号 1-22 頁

* 「暴力表現・自殺唱導表現と憲法——多数者が不快と感じる・不快な行動を勧めていると感じる表現の規制はどこまで可能か」、単著、平成 16 年 8 月、法律時報 76 卷 9 号 55-59 頁

「日本国憲法 31 条の射程について——行政の適正手続保障の憲法上の根拠の議論を中心に」、単著、平成 17 年 1 月、横浜国際経済法学 13 卷 2 号 31-71 頁

* 「学生無年金障害者問題の憲法学——差別包囲状況における『緩やかな合理性の基準』の想定外の可能性」、単著、平成 17 年 7 月、法律時報 77 卷 8 号 75-79 頁

「憲法判断回避の『法理』について」、単著、平成 14 年 2 月、横浜国際経済法学 14 卷 1 号 1-27 頁

* 「憲法とジェンダー——日本国憲法は性別をどのように考えているのか」、単著、平成 18 年 1 月、法律時報 78 卷 1 号 4-9 頁

[研究ノート]

「憲法保障システムとしての選挙制度考——『護憲』する小選挙区比例代表並立制」、単著、平成 13 年 6 月、関西大学法学論集 51 卷 1 号 140-169 頁

「欧米各国における積極的差別是正とその示唆するもの——アファーマティヴ・アクション、ポジティブ・アクション、クオータ」、単著、平成 13 年 10 月、関西大学法学論集 51 卷 4 号 58-100 頁

「『憲法二部』授業評価アンケートからの考察」、単著、平成 14 年 12 月、関西大学法学論集 52 卷 3 号 254-278 頁

「法科大学院・未修者への憲法教育——初年度前期実績からの考察」、単著、平成 16 年 11 月、エコノミア 55 卷 2 号 79-96 頁

「私立大学入学試験『政治・経済』における日本国憲法の扱いについて——出題の法社会学?」、単著、平成 17 年 11 月、エコノミア 56 卷 2 号 51-67 頁

[判例研究]

* 「均等法施行前入社労働者の男女別雇用管理——住友電気工業事件」、単著、平成 13 年 6 月、ジュリスト 1202 号『平成 12 年度重要判例解説』209-211 頁

* 「女性の再婚禁止期間の合憲性」、単著、平成 14 年 5 月、久貴忠彦=米倉明=水野紀子編『家族法判例百選』〔第 6 版〕 8-9 頁

- * 「交通事故死女児の逸失利益の算定方法と男女平等」、単著、平成 14 年 6 月、ジュリスト 1224 号『平成 13 年度重要判例解説』10-11 頁
- * 「国外で生まれた婚外子についての米国市民である親の性別による差別の合憲性——TUAN ANH NGUYEN and Joseph Boulais v. IMMIGRATION AND NATURALIZATION SERVICE, 533 U.S. 53, 121 S. Ct. 2053 (2001)」、単著、平成 15 年 1 月、ジュリスト 1237 号 237-242 頁
- * 「死刑事件における陪審決定欠如違憲判決の遡及可能性——DORA B. SCHIRO v. WARREN WESLEY SUMMERLIN, 542 U.S. 348, 124 S. Ct. 2519 (2004)」、単著、平成 17 年 11 月、ジュリスト 1301 号 86-90 頁
- * 「ミランダ警告なしの自発的供述から得られた物的証拠の証拠能力——UNITED STATES v. SAMUEL FRANCIS PATANE, 542 U.S. 630, 124 S. Ct. 2620 (2004)」、単著、平成 17 年 12 月、ジュリスト 1303 号 149-155 頁
- * 「個人鑑賞目的のわいせつ表現物の輸入と税関での水際阻止論」、単著、平成 17 年 12 月、堀部政男=長谷部恭男編『メディア判例百選』126-127 頁

[判例批評・紹介]

- * 「戦没者遺族等援護法の国籍等差別の合憲性——在日韓国人元日本軍属障害年金訴訟」、単著、平成 14 年 3 月、法学教室 258 号・判例セレクト'01 8 頁
- * 「暴力的なテレビゲーム規制条例を違憲とする連邦控訴裁判決——Interactive Digital Software Ass'n et al., v. St. Louis County et al., 329 F.3d 954, 2003 U.S. App. LEXIS 11069 (8th Cir., Jun. 3, 2003)」、単著、平成 15 年 10 月、ジュリスト 1253 号 205-207 頁

(2) 学術論文には該当しないような、教養書的な業績

- * 「キーワードでみるみるわかる法律学マッピング公法・行政法分野」、単著、平成 13 年 4 月、別冊法学セミナー・法学入門 2001 99-101 頁
- * 「キーワードでみるみるわかる法律学マッピング憲法・行政法分野」、単著、平成 14 年 4 月、別冊法学セミナー・法学入門 2002 36-38 頁

市原靖久ほか「座談会・大学でなにをしたか。」、共著、平成 13 年、『法学部学習案内 ACCESS2003』で座談会に参加・発言

(3) 科学研究費など外部研究資金の獲得状況

	研究助成金の名称	研究題目
平成 13 年度	科研費奨励研究(A) 科研費基盤研究(C) * 研究代表：戸松秀典 関西大学学内共同研究	「家族」の憲法学的研究 アメリカ憲法判例の総合的分析に基づく 憲法訴訟の研究 表現の自由と情報規制

平成 14 年度	科研費若手研究(B)	「家族」の憲法学的研究
平成 17 年度	科研費基盤研究(C)	「家族」再検討に伴う社会権規定の再考

(4) 学会役員、審議会（検討会委員等も含む）、学会報告等

学会役員

	学会名及び役職名
平成 15 年度	ジェンダー法学会設立賛同者

(5) 学外の研究機関等との共同研究

(6) 国際共同研究プロジェクトまたは国際会議での報告・講演

(7) (6) 以外の形（海外調査、海外研究者招聘、講演会主催等々）での外国等との人事交流実績

(8) 「研究」についてのホームページでの公開の有無、内容

横浜国立大学の HP を更新している

(9) その他、研究面の活動実績・評価についての特記事項

平成 13 年 6 月 第 30 回吹田市民大学教養講座（於関西大学）にて「平等権と司法審査-性差別を中心として」というテーマで講演

平成 15 年 6 月 平成 15 年度横浜国立大学公開講座（於横浜国立大学）「ロー・スクールの模擬授業 in 横浜国大- 憲法」というテーマで模擬授業

平成 15 年 11 月 日外アソシエーシェーツ『現代日本執筆者大事典第 4 期』に掲載（憲法学者として最年少）

平成 16 年 10 月 自由人権協会主催（於弁護士会館）「連続講演・憲法の現在」の 2 回目として、「平等権と司法審査- 性差別を中心として」というテーマで講演

研究会報告

平成 14 年 11 月・憲法訴訟研究会 「平等原則——母と父との生殖についての違いに基く法律上の扱いは合憲か——Tuan Anh Nguyen v. INS, 121 S. Ct. 2053 (2001)」

平成 17 年 10 月・憲法訴訟研究会 「United States v. Patane, 124 S. Ct. 2620 (2004)——ミランダ警告なしの任意の供述に基づいて得られた証拠（拳銃）の証拠能力」及び「Schrivo v. Summerlin, 124 S. Ct. 2519 (2004)——Ring 判決準則の遡及効」

平成 14 年 10 月 日本公法学会第一部会シンポジウムで発言（公法研究 65 号に掲載）

所属学会・研究会：日本公法学会、日米法学会、ジェンダー法学会、関西アメリカ公法学会、憲法訴訟研究会、関西憲法判例研究会

3. 法律実務に関する活動

4. 社会における活動

（1）政府・地方自治体の審議会・委員会等への参加

	機関名・県名（例 えば内閣府など）	審議会・委員会等の名称	職務（または活動 内容）
平成 13 年度	大阪府高槻市	個人情報保護運営審議会	委員
平成 14 年度	大学入試センター	教科科目第一委員会政治・経済 部会	委員
平成 15 年度	大学入試センター	教科科目第一委員会政治・経済 部会	委員

（2）地域諸団体・民間諸団体の委員等

5. 管理・運営

	委員会等の名称、活動実績等
平成 14 年度	全学附属図書館運営委員（経済学部選出）、経済学部図書委員
平成 15 年度	研究図書委員、LS 入試 WG 委員、経済学部教務委員、貿易資料セ ンター運営委員
平成 16 年度	全学公開講座委員、教務厚生委員、教育研究高度化委員、法学教育 協議会委員、教養教育委員会オブザーバー
平成 17 年度	LS 入試委員、後期研究図書委員、法学教育委員

教授 久留島 隆

1. 教育活動

(1) 担当した授業科目

平成 13 年度	博士前期	企業取引と法、企業組織と法
	博士後期	企業活動とコーポレート・ガバナンス
	学部	企業取引法・商法Ⅲ、有価証券法・商法Ⅳ
平成 14 年度	博士前期	企業取引と法、企業組織と法
	博士後期	企業活動とコーポレート・ガバナンス
	学部	企業取引法、有価証券法
平成 15 年度	博士前期	企業取引と法、企業組織と法
	博士後期	企業活動とコーポレート・ガバナンス
	学部	企業取引法、有価証券法
平成 16 年度	博士前期	企業取引と法、企業組織法
	専門職学位課程	企業活動とコーポレート・ガバナンス
	博士後期	企業取引法、有価証券法
平成 17 年度	博士前期	商法Ⅱ（企業資金調達と法）、企業取引と法
	専門職学位課程	企業活動とコーポレート・ガバナンス
	博士後期	企業取引法・商法Ⅲ、有価証券・商法Ⅳ

(2) 教育内容・方法の工夫

平成 13 年度	抽象論にとどまらず、新聞等の切抜きを利用して、現実に生じている身近な問題であることを認識させる努力をしてきた。
平成 14 年度	同上
平成 15 年度	同上
平成 16 年度	同上
平成 17 年度	同上

(3) 作成した教科書、教材、参考書

(4) その他教育活動上特記すべき事項

2. 研究活動等

(1) 研究業績（学会誌、著名商業誌に掲載されたものについては、*を付記）。

【学術論文】

2001年（平成13年） 3月：

「企業組織の再編法制」

横浜経済法学（横浜国立大学大学院国際経済法学研究科）

9巻3号

2001年（平成13年） 5月：

「ゴルフ場が商法594条1項所定の「場屋」に該当するとしてキャディバッカを紛失したゴルフ場経営者に損害賠償責任が認められた事例」

ゴルフ法判例72（金融・商事判例別冊）

2001年（平成13年） 12月：

「船舶の積荷を船荷証券を所持しない者に引き渡したことにより生じた損害賠償請求権と船舶の所有者等の責任の制限に関する法律95条1項の先取特権の成否」

判例評論514号

2003年（平成15年） 9月：

「平成14年改正商法とコーポレート・ガバナンス」

横浜国際社会科学研究（横浜国立大学大学院国際社会科学研究科）

8巻3号1頁乃至25頁

2003年（平成15年） 9月：

「平成14年改正商法と計算関係」

横浜国際経済法学（横浜国立大学大学院国際社会科学研究科）

12巻1号1頁乃至37頁

2004年（平成16年） 1月：

「平成13年および平成14年改正商法と種類株式の多様化」

横浜国際経済法学（横浜国立大学大学院国際社会科学研究科）

12巻2号1頁乃至39頁

2004年（平成16年） 3月：

「平成13年および平成14年改正商法と株主総会」

横浜国際経済法学（横浜国立大学大学院国際社会科学研究科）

12巻3号141頁乃至163頁

（2）学術論文には該当しないような、教養書的な業績

（3）科学研究費など外部研究資金の獲得状況

	研究助成金の名称	研究題目
平成14年度	科学研究費補助金	企業組織の再編法制およびコーポレート・ガバナンスに関する日本と中国の比較法的研究

平成 15 年度	科学研究費補助金	同上
平成 16 年度	科学研究費補助金	同上

(4) 学会役員、審議会（検討会委員等も含む）、学会報告等

(5) 学外の研究機関等との共同研究

学外の研究者や研究機関との共同研究の名称と内容	
平成 14 年度	清華大学大学院・法学院 企業組織の再編法制およびコーポレート・ガバナンスに関する日本と中国の比較法的研究
平成 15 年度	同上
平成 16 年度	同上

(6) 国際共同研究プロジェクトまたは国際会議での報告・講演

国際共同プロジェクトまたは国際会議の名称 (報告・講演の場合、題目も記入して下さい)	
平成 14 年度	清華大学大学院・法学院 企業組織の再編法制およびコーポレート・ガバナンスに関する日本と中国の比較法的研究
平成 15 年度	同上
平成 16 年度	同上

(7) (6) 以外の形で海外調査、海外研究者招聘、講演会主催等々）での外国等との人事交流実績

平成 16 年度	清華大学大学院・法学院 5 名の教授招聘（セミナーの開催） 「中国会社法の改正動向と外資企業法の概要」
----------	--

(8) 自身の「研究」についてのホームページでの公開の有無、内

(9) その他、研究面の活動実績・評価についての特記事項

3. 法律実務に関する活動

4. 社会における活動

(1) 政府・地方自治体の審議会・委員会等への参加

	機関名・県名（例えれば内閣府など）	審議会・委員会等の名称	職務（または活動内容）
平成 13 年度	神奈川県	神奈川県政府調達苦情検討・公共工事入札監視委員会	意見提言
平成 14 年度	神奈川県	同上	同上
平成 15 年度	神奈川県	同上 かながわ産業活性化推進懇話会（平成 15 年度のみ）	同上
平成 16 年度	神奈川県	同上	同上
平成 17 年度	神奈川県	同上	同上

(2) 地域諸団体・民間諸団体の委員等

	団体名（例えれば日本経団連など）	委員会・研究会等の名称	職務（または活動内容）
平成 16 年度	NPO 法人 YUVEC		監事
平成 17 年度	同上		同上

5. 管理・運営

	委員会等の名称、活動実績等
平成 14 年度	世界銀行運営委員会
平成 15 年度	国際交流委員会、教務委員会、
平成 16 年度	教育委員会、人事委員会
平成 17 年度	产学連携部門運営委員会、人事委員会、外部資金導入 Project

1. 教育活動

(1) 担当した授業科目

平成 13 年度	博士前期 比較公共政策、情報と政策決定、政治経済学、Public Administration and Management 博士後期 開発政策論 学部
平成 14 年度	博士前期 比較公共政策、情報と政策決定、政治経済学、Public Administration and Management 博士後期 開発政策論 学部
平成 15 年度	博士前期 比較公共政策、情報と政策決定、政治経済学、Public Administration and Management 博士後期 開発政策論 学部
平成 16 年度	博士前期 比較公共政策、ガバナンスと行政改革、比較公共政策特講、Public Administration and Management 博士後期 開発政策論 学部
平成 17 年度	博士前期 比較公共政策、ガバナンスと行政改革、Public Administration and Management 博士後期 開発政策論 学部 現代政治（国際）

(2) 教育内容・方法の工夫

平成 13 年度	英語の講義について、Readings を作成
平成 14 年度	英語の講義について、Readings を作成
平成 15 年度	英語の講義について、Readings を作成
平成 16 年度	英語の講義について、Readings を作成
平成 17 年度	学部の教養科目について、パワーポイントで資料を作成

(3) 作成した教科書、教材、参考書

平成 13 年度	Selected Readings: Public Administration and Management
平成 14 年度	Selected Readings: Public Administration and Management
平成 15 年度	Selected Readings: Public Administration and Management

平成 16 年度	Selected Readings: Public Administration and Management
平成 17 年度	Selected Readings: Public Policy and Management

(4) その他教育活動上特記すべき事項

平成 13 年度	留学生プログラムにおけるワークショップ、フィールドトリップ、新潟大学との国際交流セミナーの開催
平成 14 年度	留学生プログラムにおけるワークショップ、フィールドトリップ、新潟大学との国際交流セミナーの開催
平成 15 年度	留学生プログラムにおけるワークショップ、フィールドトリップ、新潟大学との国際交流セミナーの開催
平成 16 年度	留学生プログラムにおけるワークショップ、フィールドトリップ、国際交流セミナーの開催
平成 17 年度	留学生プログラムにおけるワークショップ、フィールドトリップ、新潟大学との国際交流セミナーの開催

2. 研究活動等

(1) 研究業績（学会誌、著名商業誌に掲載されたものについては、*を付記）

【著書】

- ・『行政の未来』（共著）成文堂、2006 年 [担当部分] 「『新しいガバナンス』と行政の課題—学校給食事業の日米比較を通じて」 pp.83-115。
- ・『基礎自治体の構造と再編』日本都市センター、2005 年 3 月。[担当部分] 「アメリカの基礎自治体」 pp.40-60.
- ・『開発協力の法と政治』（共著）国際協力出版会、2004 年 [担当部分] 「開発援助の新潮流」 pp.82-101. 「開発と政治・行政・公共政策」 pp.104-129.
- ・Policy Choices in a Globalized World （共著）Nova Science Publishers, 2002 年 [担当部分] “Decentralizing Welfare Programs: Intergovernmental Conflict over Nursing Care Insurance in the 1990s,” pp.133-145.
- ・『行政改革の影響分析』（共著）行政管理研究センター 2001 年 [担当部分] 「オーストラリアにおける NPM の展開と行政システム改革：センターリンクを事例に」 pp.218-239.
- ・National Development and Local Governance （共著）EROPA Local Autonomy Center, 2001. [担当部分] “National Development and Local Autonomy in Japan.” pp.61-76.

【学術論文】

- ・ "Civic Engagement in Public Management: A Case of School Lunch Program in

Japan," 『横浜国際社会科学研究』 10 卷 1 号(2005 年 7 月)pp.1-10.

・「政府の近代化と省庁連携—英国・カナダ・日本の比較分析」『会計検査研究』第 31 号(2005 年 3 月)pp.27-40.

・「行政におけるインセンティブ管理の意義と課題」『行政におけるインセンティブ管理に関する調査研究報告書』総務省大臣官房企画課(2005 年 8 月) pp.5-15.

・「アメリカ学校給食プログラムの改革課題」『横浜国際経済法学』12 卷 3 号(2004 年 3 月),pp.165-188.

・「公共部門改革と開発援助」『横浜国際社会科学研究』 8 卷 5 号 (2004 年 1 月) pp.1-23.

・「カナダ」『諸外国の公務員数の管理に関する調査研究報告書』総務省行政管理局(2004 年 4 月)。

・「省庁再編」『行政のボーダーレス化と機能的再構築に関する調査研究報告書 (平成 11 年度)』総務庁長官官房企画課(2003 年 2 月)pp.65-81.

・「クレティエン政権のプログラムレビューと公務員制度改革」『横浜国際経済法学』11 卷 1 号 (2002 年 7 月) pp.25-45.

・「開発途上国のガバナンスと行政改革」『季刊行政管理研究』96 号(2001 年 12 月)pp.24-39.

・「オーストラリアにおける行政改革の理念と政治過程」『横浜国際経済法学』9 卷 3 号 (2001 年 3 月) pp.47-77.

(2) 学術論文には該当しないような、教養書的な業績

・「人材育成と人事管理の連携」『自治フォーラム』第 547 号(2005 年 4 月号)pp.4-9.

・「分権・自立と自治体改革」『地方自治職員研修』第 522 号(2005 年 1 月)pp.14-15.

・「自治体職員のエンパワーメントと職員研修」『ガバナンス』第 44 号(2004 年 12 月)pp.26-28.

・「マニフェスト評価の手法と課題」『ガバナンス』39 号(2004 年 6 月)pp.48-50..

・「地方分権と人材育成」『地方公務員月報』487 号 (2004 年 2 月号)。

(3) 科学研究費など外部研究資金の獲得状況

	研究助成金の名称	研究題目
平成 17 年度	科研費基盤研究 B	アジア太平洋諸国における公共部門のモダニゼーションに関する国際比較研究

(4) 学会役員、審議会（検討会委員等も含む）、学会報告等

(5) 学外の研究機関等との共同研究

学外の研究者や研究機関との共同研究の名称と内容

平成 13 年度	総務省委託研究「カナダの行政に関する研究」 アジア経済研究所「民主化と法」研究
平成 14 年度	総務省委託研究「諸外国の公務員定数管理に関する基礎調査（カナダ）」
平成 15 年度	総務省委託研究「行政におけるインセンティブ管理に関する調査研究」
平成 17 年度	総務省委託研究「行政の信頼性向上方策に関する調査研究」 国連大学高等研究所との連携研究「持続可能な開発のための教育の地域実践」（平成 17 年度学長裁量経費）

(6) 国際共同研究プロジェクトまたは国際会議での報告・講演

(7) (6) 以外の形（海外調査、海外研究者招聘、講演会主催等々）での外国等との人事交流実績

(8) 「研究」についてのホームページでの公開の有無、内容

(9) その他、研究面の活動実績・評価についての特記事項

内閣府経済社会総合研究所主任客員研究官（H17～）

総務省人材育成アドバイザー（H13～）

国連大学高等研究所客員教授（H17～）

放送大学大学院客員教授（H16～）

3. 法律実務に関する活動

4. 社会における活動

(1) 政府・地方自治体の審議会・委員会等への参加

	機関名・県名（例 えば内閣府など）	審議会・委員会等の名称	職務（または活動 内容）
平成 15 年度	神奈川県知事	松沢マニフェスト進捗評価委員会	委員長
平成 16 年度	神奈川県知事	松沢マニフェスト進捗評価委員会	委員長
平成 17 年度	神奈川県知事	松沢マニフェスト進捗評価委員会	委員長

(2) 地域諸団体・民間諸団体の委員等

	団体名（例えば日本経団連など）	委員会・研究会等の名称	職務（または活動内容）
平成 14 年度	日本都市センター	近隣政府に関する研究会	委員
平成 16 年度	日本都市センター	基礎自治体に関する研究会	委員
平成 17 年度	藤沢市 公務研修協議会	藤沢市の自治基本条例について 考える広場 研修評価のあり方に関する研究会	アドバイザー 委員

5. 管理・運営

	委員会等の名称、活動実績等
平成 13 年度	全学教務委員会、国経法系教務委員会（教務委員長）
平成 14 年度	全学教務委員会、国経法系教務委員会（教務委員長）
平成 15 年度	国経法系将来計画委員長
平成 16 年度	国経法系将来計画委員長
平成 17 年度	国経法系将来計画委員長（前期）

教授 齋野 彦弥

1. 教育活動

(1) 担当した授業科目

平成 16 年度	博士前期	国際経済刑法
	専門職学位課程	刑法 I (刑法総論) 刑事法総合演習
	博士後期	犯罪論
	学部	
平成 17 年度	博士前期	国際経済刑法
	専門職学位課程	刑法 I (刑法総論) 刑事法総合演習
	博士後期	犯罪論
	学部	刑法 I

(2) 教育内容・方法の工夫

平成 15 年度	ロースクール用教材の作成
平成 16 年度	上記改訂
平成 17 年度	同上

(3) 作成した教科書、教材、参考書

平成 15 年度	刑法 2 各論 (有斐閣・共著) 第 2 版
----------	------------------------

(4) その他教育活動上特記すべき事項

2. 研究活動等

(1) 研究業績 (学会誌、著名商業誌に掲載されたものについては、*を付記)

- ① 「刑法学の機能とその新展開」 単著、平成 13 年 2 月、刑法雑誌 40 卷 2 号
- ② 「原因の複数と因果性について」 単著、平成 13 年 6 月、現代刑事法 26 号
- ③ 「因果関係・共犯と自律・自己決定」 単著、平成 14 年 2 月、刑法雑誌 41 卷 2 号
- ④ 「環境刑法の保護法益」 単著、平成 14 年 2 月、現代刑事法 4 卷 2 号
- ⑤ 「中止未遂の因果論的構造と中止故意について」 単著、平成 15 年 2 月、『田宮裕博士追悼論文集 (下)』、信山社
- ⑥ 『刑事法辞典』 共著、平成 15 年 3 月、信山社

- ⑦ 「立法問題としての性的自己決定の保護」 単著、平成15年3月、現代刑事法47号
- ⑧ 「不作為の因果関係」 単著、平成15年4月、別冊ジュリスト166号
- ⑨ 「キセル乗車」 単著、平成15年4月、別冊ジュリスト167号
- ⑩ 「経済現象と法」 平成15年8月、別冊NBL83号
- ⑪ 「社会的法益と同意」 平成16年3月、現代刑事法6巻3号
- ⑫ 「結果回避可能性（上）（中）—最近の最高裁判例を契機として」 平成16年4月、7月、
現代刑事法6巻4号、7号

（2）学術論文には該当しないような、教養書的な業績

（3）科学研究費など外部研究資金の獲得状況

（4）学会役員、審議会（検討会委員等も含む）、学会報告等

学会報告

学会名、報告題名、報告年月日	
平成17年度	日本刑法学会第83回大会ワークショップ・オーガナイザー

（5）学外の研究機関等との共同研究

（6）国際共同研究プロジェクトまたは国際会議での報告・講演

（7）（6）以外の形で（海外調査、海外研究者招聘、講演会主催等々）外国等との
人事交流実績

（8）「研究」についてのホームページでの公開の有無、内容

（9）その他、研究面の活動実績・評価についての特記事項

3. 法律実務に関する活動

4. 社会における活動

（1）政府・地方自治体の審議会・委員会等への参加

(2) 地域諸団体・民間諸団体の委員等

5. 管理・運営

教授 佐藤 光代

1. 教育活動

(1) 担当した授業科目

平成 17 年度	博士前期 専門職学位課程 刑事訴訟演習、刑事法総合演習 I・II、刑事模擬 裁判、裁判員制度と刑事訴訟、 刑事実務演習 博士後期 学部
----------	---

(2) 教育内容・方法の工夫

平成 17 年度	基本的理解を定着させるとともに、具体的な事案に応じて臨機応変に 思考することが出来るような事案問題を作成した。全員が発表でき、 自由な討議ができるよう質問設定を工夫した。
----------	---

(3) 作成した教科書、教材、参考書

平成 17 年度	刑事訴訟の事例問題集及びその解説レジュメ。
----------	-----------------------

(4) その他教育活動上特記すべき事項

2. 研究活動等

(1) 研究業績（学会誌、著名商業誌に掲載されたものについては、*を付記）

【著書】

『供述調書作成の実務』、共著、平成 15 年 6 月、近代警察社

『（法科大学院向け）事件記録教材第 3 号』、単著、平成 16 年 2 月、法務省法務総合研究所

『（法科大学院向け）事件記録教材第 4 号』、単著、平成 16 年 2 月、法務省法務総合研究所

『（法科大学院向け）刑法演習問題』、単著、平成 16 年 2 月、法務省法務総合研究所

『（法科大学院向け）事例研究教材第 2 号』、単著、平成 17 年 3 月、法務省法務総合研究所

『（法科大学院向け）事例研究教材第 4 号』、単著、平成 17 年 3 月、法務省法務総合研究所

『（法科大学院向け）公判演習教材第 3 号』、単著、平成 17 年 3 月、法務省法務総合研究所

- (2) 学術論文には該当しないような、教養書的な業績
- (3) 科学研究費など外部研究資金の獲得状況
- (4) 学会役員、審議会（検討会委員等も含む）、学会報告等
- (5) 学外の研究機関等との共同研究
- (6) 国際共同研究プロジェクトまたは国際会議での報告・講演
- (7) (6)以外の形で海外調査、海外研究者招聘、講演会主催等々）での外国等との
人事交流実績
- (8) 「研究」についてのホームページでの公開の有無、内容
- (9) その他、研究面の活動実績・評価についての特記事項

3. 法律実務に関する活動

(1) 資格・免許・職歴

昭和62年10月 司法試験合格
昭和63年 4月 司法研修所入所（第42期）
平成 2年 4月 東京地方検察庁（刑事部、公判部、交通部）
平成 3年 4月 仙台地方検察庁（刑事部）
平成 5年 4月 横浜地方検察庁（刑事部、公判部）
平成 7年 4月 水戸地方検察庁（捜査、公判）
平成10年 4月 浦和地方検察庁（公判部）
平成13年 4月 東京地方検察庁（総務部、特別捜査部）
平成15年 4月 法務省法務総合研究所総務企画部付兼法務教官（平成17年3月）

(2) 実務家としての特記事項

①仙台地方検察庁において、警察学校での講義（平成3年9月）

仙台管区の警察学校において、各種の刑事事件を題材にして、捜査手法について講義を行った。

②水戸地方検察庁において、警察官を対象に実施した研修での講義（平成8年6月）

検察庁で一定期間研修を行う警部補クラスの警察官に対し、捜査、取り調べの指導、公

判から見た捜査のあり方等につき、指導を行った。

③東京地方検察庁において、司法修習生に対する実務修習指導（平成13年4月1日～1年間）

東京地方検察庁において実務修習を行った司法修習生（合計約220名）に対し、総務部指導係検事として、捜査、取調べ方法等の指導を行った。

④東京地方検察庁において、郵政監察官に対する講義（平成13年10月）

郵政業務に関する犯罪に係る捜査手法や留意点等について講義を行った。

⑤法務総合研究所教官として、検事・副検事に対する実務研修指導（平成15年4月1日～平成17年3月）

検事に対する個別事件についての捜査手法の指導、商人尋問技術の指導などを行った。

⑥仙台地方検察庁（平成3年4月1日～2年間のうち合計10回）

検察事務官の一斉考試（法務総合研究所主催）のための検察事務官に対する刑法の講義

⑦水戸地方検察庁（平成7年4月1日～3年間のうち合計15回）

検察事務官の一斉考試（法務総合研究所主催）のための検察事務官に対する刑法の講義

⑧浦和地方検察庁（平成10年4月1日から3年間のうち合計6ヶ月間）

公判部検事として実務修習中の司法修習生に対し、公判実務を指導

4. 社会における活動

（1）政府・地方自治体の審議会・委員会等への参加

	機関名・県名（例 えば内閣府など）	審議会・委員会等の名称	職務（または活動 内容）
平成17年度	独立行政法人大学 評価・学位授与機 構	法科大学院認証評価委員会	法科大学院の認証 評価

（2）地域諸団体・民間諸団体の委員等

5. 管理・運営

	委員会等の名称、活動実績
平成17年度	F D委員会委員

1. 教育活動

(1) 担当した授業科目

平成 13 年度	博士前期 博士後期 学部	情報と行政活動 共同体と法 経済学部・行政法
平成 14 年度	博士前期 博士後期 学部	情報と行政活動 共同体と法 経済学部・行政法
平成 15 年度	博士前期 博士後期 学部	情報と行政活動 共同体と法 経済学部・行政法
平成 16 年度	博士前期 専門職学位課程 博士後期 学部	行政法、公法演習Ⅱ 共同体と法 経済学部
平成 17 年度	博士前期 専門職学位課程 博士後期 学部	行政法、公法演習Ⅱ、公法総合演習 経済学部

(2) 教育内容・方法の工夫

平成 16 年度	レジュメ、資料の作成
平成 17 年度	レジュメ、資料の作成

(3) 作成した教科書、教材、参考書

(4) その他教育活動上特記すべき事項

2. 研究活動等

(1) 研究業績（学会誌、著名商業誌に掲載されたものについては、*を付記）

【学術論文】

「まちづくり条例のポイント」単著、平成一五年三月、自治フォーラム 522 号

「地域社会の訴訟参加」単著、平成一六年八月、三邊他編『法治国家と行政訴訟－原田先生古稀記念』有斐閣所収

- (2) 学術論文には該当しないような、教養書的な業績
- (3) 科学研究費など外部研究資金の獲得状況
- (4) 学会役員、審議会（検討会委員等も含む）、学会報告等
- (5) 学外の研究機関等との共同研究
 - 学外の研究者や研究機関との共同研究の名称と内容
 - 平成 14 年度 日本エネルギー研究所「海の利用に関する法制とその課題」
 - 平成 15 年度 日本エネルギー研究所「海の利用に関する法制とその課題」
 - 平成 16 年度 日本エネルギー研究所「海の利用に関する法制とその課題」
- (6) 国際共同研究プロジェクトまたは国際会議での報告・講演
- (7) (6) 以外の形（海外調査、海外研究者招聘、講演会主催等々）での外国等との人事交流実績
- (8) 「研究」についてのホームページでの公開の有無、内容
- (9) その他、研究面の活動実績・評価についての特記事項

3. 法律実務に関する活動

4. 社会における活動

- (1) 政府・地方自治体の審議会・委員会等への参加

	機関名・県名（例 えば内閣府など）	審議会・委員会等の名称	職務（または活動 内容）
平成 13 年度	横浜市	情報公開・個人情報保護審査会	会長

平成 14 年度	横浜市	情報公開・個人情報保護審査会	会長
平成 15 年度	横浜市	情報公開・個人情報保護審査会	会長
平成 16 年度	横浜市	情報公開・個人情報保護審査会	会長
平成 17 年度	横浜市	情報公開・個人情報保護審査会	会長

（2）地域諸団体・民間諸団体の委員等

5. 管理・運営

教授 杉原 光昭

1. 教育活動

(1) 担当した授業科目

平成 16 年度	博士前期 専門職学位課程 民事実務演習 博士後期 学部
平成 17 年度	博士前期 専門職学位課程 民事訴訟演習・民事実務演習・法律相談・民事模擬裁判 博士後期 学部

(2) 教育内容・方法の工夫

平成 16 年度	民事実務演習 後期から始まる民事実務演習のために、前期期間中、関連科目の講義・演習に出席し、学生たちの習熟度を見極め、民事実務演習に臨んだ。 実際の事件をもとに、独自の教材を作成した。 双方向授業を意識し、学生たちに活発な発言を求め、議論させた。 毎回、起案を提出させた。
平成 17 年度	民事訴訟演習 裁判教官作成の事件記録に即して、実務家として作成すべき書類を起案させた。 民事実務演習 実際の事件をもとに、独自の教材を作成した。 双方向授業を意識し、学生たちに活発な発言を求め、議論させた。 毎回、起案を提出させた。 法律相談 和田町商店会・町内会と協力して授業を行い、地域との密着性を深めた。 民事模擬裁判 実際の事件を基に、学生たちに証人からの事情聴取、証人尋問を体験させることにより、弁護士として備なうべき法的素養の教育を行った。

(3) 作成した教科書、教材、参考書

平成 16 年度	民事訴訟演習 教材 101 号、102 号、201 号、202 号、 301 号、302 号、303 号、401 号
平成 17 年度	民事訴訟演習 教材 201 号改、203 号、301 号改、303 号 改、401 号改、教材 204 号 民事模擬裁判 事件記録一式

(4) その他教育活動上特記すべき事項

2. 研究活動等

(1) 研究業績（学会誌、著名商業誌に掲載されたものについては、*を付記）

【著書】

「差止訴訟の法理と実務」共著、平成6年8月、第一法規

「手形の取立て・支払禁止の仮処分」(p 278～p 284)、「株式（株券）の処分に関する差止め」(p 307～p 309)執筆。横浜弁護士会編。分担執筆者、鈴木敏次、中村宏、久保博道、杉原光昭ほか34名。

(2) 学術論文には該当しないような、教養書的な業績

(3) 科学研究費など外部研究資金の獲得状況

(4) 学会役員、審議会（検討会委員等も含む）、学会報告等

(5) 学外の研究機関等との共同研究

(6) 国際共同研究プロジェクトまたは国際会議での報告・講演

(7) (6) 以外の形（海外調査、海外研究者招聘、講演会主催等々）での外国等との人事交流実績

(8) 「研究」についてのホームページでの公開の有無、内容

(9) その他、研究面の活動実績・評価についての特記事項

3. 法律実務に関する活動

(1) 資格・免許・職歴

昭和 56 年 10 月	司法試験合格
昭和 59 年 4 月	司法修習終了
昭和 59 年 4 月	弁護士登録（第 19038 号）ロースクール開講時において弁護士経験 21 年
平成 13 年度	杉原・須々木法律事務所執務
平成 14 年度	杉原・須々木法律事務所執務

平成 15 年度	杉原・須々木法律事務所執務
平成 16 年度	杉原・須々木法律事務所執務
平成 17 年度	杉原・須々木法律事務所執務

(3) 実務家についての特記事項

①横浜弁護士会司法修習委員会関係（平成 8 年 4 月から平成 10 年 3 月まで及び平成 13 年 4 月から現在）

司法修習委員会の委員として、司法修習生の弁護実務修習のカリキュラムの企画、実行

② 同上 (平成 13 年 9 月)

民事弁護の講師を担当

③実務修習生の指導 (平成 7 年 7 月)

実務修習指導担当弁護士として司法修習生を指導

④司法研修所での講義 (平成 9 年 1 月)

司法研修所において証人尋問のやり方を講義

民事模試裁判において証人尋問のやり方を講義

⑤法律事務所での後進の指導 (平成 12 年 4 月から現在)

第 52 期・第 54 期の新人弁護士を勤務弁護士として採用し、事務所にて指導

⑥企業での講義 (平成 14 年 3 月)

金融機関における最近の法律問題について講義

4. 社会における活動

(1) 政府・地方自治体の審議会・委員会等への参加

(2) 地域諸団体・民間諸団体の委員等

平成 12 年 10 月から現在 神奈川住宅紛争審査会紛争処理委員会 委員

5. 管理・運営

助教授 角田 美穂子

1. 教育活動

(1) 担当した授業科目

平成 16 年度	博士前期 専門職学位課程 民法 I , Tutorial IIa, IIb 博士後期 学部
平成 17 年度	博士前期 専門職学位課程 民法 I , Tutorial IIa, IIb 民事法総合演習 II 博士後期 学部 民法 3 (債権総論)

(2) 教育内容・方法の工夫

平成 16 年度	LS 講義レジュメ キーワードや条文を空欄にし講義で答え合わせ 宿題として○×式の問題と事例問題を出題し、添削して返却し、問題作成にあたってのアドバイスをおこなった。 Tutorial の実施方法について、2 年次履修への橋渡しとなるべく、夏はレポート方式、春休みは答案作成を中心課題としてみた 判例学習にあたってのコツについて原稿執筆
平成 17 年度	同上

(3) 作成した教科書、教材、参考書

平成 17 年度	ブリッジブック先端民法入門 第 2 版 法学セミナー特集 判例学習の处方箋
----------	--

(4) その他教育活動上特記すべき事項

2. 研究活動等

(1) 研究業績 (学会誌、著名商業誌に掲載されたものについては、* を付記)

【学術論文】

「Anlegerschutz bei Warentermingeschaften in Japan」、単著、Zeitschrift für Japanisches Recht, Deutsch-Japanische Juristenvereinigung e.V.=独日法律家協会 6 . Jahrgang, Heft 12. 2001 年 12 月

「金融商品取引における適合性原則——ドイツ取引所法の取引所先物取引能力制度からの示唆」、単著、私法 54 号 2002 年 3 月

「先物取引における投資家の適合性——ドイツ取引所法の取引所先物取引能力制度の史的素描」、単著、先物取引被害研究 19 号 2002 年 10 月

「最新判例演習室 最大判平 14・9・11 民集 56 卷 7 号 1439 頁：郵便事業につき国との損害

賠償責任を免除・制限する郵便法 63 条と憲法 17 条」 単著、法学セミナー 2003 年 5 月号
「ドイツにおける消費者金融法」、単著、『法律時報』 77 卷 9 号特集「消費者金融法の現状
と課題」 2005 年 8 月

「EU における競争法の動向——2004 年ドイツ不正競争防止法と 2005 年 EU 不公正取
引慣行指令」、単著、クレジット研究 35 号 2005 年 10 月

「特定商取引法上の取り消しの効果について——住宅リフォーム被害を例に」、単著、
横浜国際経済法学 14 卷 3 号、2006 年 3 月

「オプションの売り取引勧誘と適合性原則違反による不法行為責任（最判平成 17・7・14）」
判例セレクト（法学教室付録）2006 年 3 月

（2）学術論文には該当しないような、教養書的な業績

『プロブレム民法』、共著、酒井書店、2002 年 5 月
特集『判例学習 5 つの処方箋』「1 事案整理・理解術 ——融資一体型変額保険に関する
事例を素材に」、「2 法的分析・展開術 ——通帳機械払いに関する最高裁判決を素材に」
法学セミナー 2006 年 2 月号

（3）科学研究費など外部研究資金の獲得状況

	研究助成金の名称	研究題目
平成 17 年度	科学研究費 若手研究	適合性原則に関する私法理論的検討

（4）学会役員、審議会（検討会委員等も含む）、学会報告等

（5）学外の研究機関等との共同研究

	学外の研究者や研究機関との共同研究の名称と内容
平成 17 年度	早稲田大学 21 世紀 COE「企業社会の変容と民事責任システムの新たな 構築」、販売信用研究会（政策科学研究所）、EU 諸国における金融サービ ス法制に関する研究会（金融庁）

（6）国際共同研究プロジェクトまたは国際会議での報告・講演

（7）（6）以外の形（海外調査、海外研究者招聘、講演会主催等々）での外国等との
人事交流実績

平成 17 年度	8 月～9 月、3 月 海外調査（ドイツ・マールブルグ大学を拠点に、適 合性原則に関する EU, ドイツ法制フォローアップ調査）
----------	---

(8) 「研究」についてのホームページで公開での有無、内容

(9) その他、研究面の活動実績・評価についての特記事項

3. 法律実務に関する活動

4. 社会における活動

(1) 政府・地方自治体の審議会・委員会等への参加

(2) 地域諸団体・民間諸団体の委員等

	団体名（例えば日本経団連など）	委員会・研究会等の名称	職務（または活動内容）
平成 13 年度	内閣府	コンプライアンス研究会	委員
平成 14 年度	内閣府	約款研究会	委員
平成 15 年度	内閣府	約款研究会	委員
平成 17 年度	国民生活センター	消費者苦情処理専門委員	小委員会による答申作成等

5. 管理・運営

	委員会等の名称、活動実績等
平成 15 年度	セクハラ委員
平成 16 年度	健康管理センター運営委員
平成 17 年度	広報委員、安心・安全の科学教育センター運営委員

助教授 関 ふ佐子

1. 教育活動

(1) 担当した授業科目

平成 15 年度	博士前期 高齢者法、社会保障法演習、Japan Development Experience、合同演習 博士後期 学部 社会福祉法
平成 16 年度	博士前期 高齢者法、社会保障法演習、Workshop、合同演習 博士後期 学部 社会福祉法、関ゼミ
平成 17 年度	博士前期 社会保障法、社会保障法演習、Workshop、Japan Development Experience 博士後期 学部 社会福祉法、関ゼミ

(2) 教育内容・方法の工夫

平成 16 年度	学部ゼミ：他大学との合宿開催
平成 17 年度	学部ゼミ：他大学との合宿開催、裁判所や刑務所などの施設訪問

(3) 作成した教科書、教材、参考書

(4) その他教育活動上特記すべき事項

平成 17 年度	学部ゼミ生が、経済学会賞 [本行賞] を受賞
----------	------------------------

2. 研究活動等

(1) 研究業績（学会誌、著名商業誌に掲載されたものについては、*を付記）

【著書】

- The Role of the Government and the Family in Taking Care of the Frail Elderly — A Comparison of the United States and Japan —, 共著（論文単著），平13年, Serge Gauthier et al eds., Aging: Caring for Our Elders, 11 International Library of Ethics, Law and the New Medicine 83-105; Kluwer Academic Publishers.
- Chapter 9 Women in Japan: change and resistance to change, 共著, 平成 17 年, Janet M. Billson & Carolyn F. Lobban eds., Female Well-being –Toward a Global Theory of Social Change (Social Welfare 担当); Zed Books.

【学術論文】

- ・「高齢者をめぐる社会保障法理 — メディケアにみる「高齢」保障の視点 —」、単著、平成 14 年 9 月、博士論文、北海道大学法学部に提出
- ・「社会保障法判例研究：入所用ベッドを確保するためになされた特別養護老人ホームへの補助金の支出が違法であるとされた事例」、単著、平成 16 年、季刊社会保障研究 39 卷第 4 号*
- ・「諸外国の年金制度の構造 アメリカ」、単著、平成 16 年、法律時報 76 卷 11 号*
- ・「アメリカの年金制度と改革の視点」、単著、平成 17 年 11 月、世界の労働 55 卷 11 号
- ・「高齢者の終末期医療における自己決定 — 積極的な治療と緩和ケアの両立を求めて —」、単著、平成 18 年 3 月、横浜国際経済法学 14 卷 3 号

(2) 学術論文には該当しないような、教養書的な業績

- ・「21世紀の社会保障にむけての提言 —— アメリカにみる高齢者関連施策の新機軸 ——」、単著、平成 15 年、月刊厚生労働（2004 年 3 月号）[吉村賞の受賞論文のサマリー掲載。]

(3) 科学研究費など外部研究資金の獲得状況

	研究助成金の名称	研究題目
平成 13 年度	日本学術振興会	高齢者介護における社会保障・家族・ボランティアの法的役割
平成 15 年度	科学研究費補助金若手研究 (B)	社会はなぜ「高齢」を支援するのか — アメリカ社会保障制度における高齢者保護の根拠
平成 16 年度	科学研究費補助金若手研究 (B)	社会はなぜ「高齢」を支援するのか — アメリカ社会保障制度における高齢者保護の根拠
平成 17 年度	科学研究費補助金若手研究 (B) 厚生労働科学研究費補助金 (政策科学推進研究事業)	社会はなぜ「高齢」を支援するのか (2) — 日米比較にみる高齢者保護の根拠 自営業者と公的年金制度(分担研究者)

(4) 学会役員、審議会（検討会委員等も含む）、学会報告等。

(5) 学外の研究機関等との共同研究

	学外の研究者や研究機関との共同研究の名称と内容
平成 15 年度	社会保障法勉強会（事務局）[関東地区の社会保障法研究者、実務家の研究会]、社会保障判例研究会

平成 16 年度	社会保障法勉強会（事務局）、社会保障判例研究会
平成 17 年度	社会保障法勉強会（事務局）、社会保障判例研究会

（6）国際共同研究プロジェクトまたは国際会議での報告・講演

（7）（6）以外の形（海外調査、海外研究者招聘、講演会主催等々）での外国等との人事交流実績

平成 13 年度	コロンビア大学（アメリカ）法学部にて、客員研究員として「高齢者介護における社会保障・家族・ボランティアの法的役割」、高齢者法を研究
平成 15 年度	Help the Aged, Harrogate & Area Council for Voluntary Service, North Yorkshire County Council 等において研究「社会はなぜ「高齢」を支援するのか」の実態調査
平成 16 年度	ハワイ大学（アメリカ）において、研究「社会はなぜ「高齢」を支援するのか」の資料収集、実体調査
平成 17 年度	ピッツバーグ大学、コロンビア大学、Pilgrim Village, Keiro Retirement Home 等において、研究「社会はなぜ「高齢」を支援するのか（2）」の資料収集、実態調査

（8）「研究」についてのホームページでの公開の有無、内容

（9）その他、研究面の活動実績・評価についての特記事項

平成 15 年 10 月	論文「21世紀の社会保障にむけての提言——アメリカにみる高齢者関連施策の新機軸——」が吉村賞受賞
--------------	--

3. 法律実務に関する活動

4. 社会における活動

（1）政府・地方自治体の審議会・委員会等への参加

	機関名・県名（例えれば内閣府など）	審議会・委員会等の名称	職務（または活動内容）
平成 17 年度	厚生労働省 内閣府 神奈川県	介護保険制度の被保険者・受給者範囲に関する検討会 今後の高齢社会対策の在り方等に関する検討会 高齢者次世代育成支援活動促進検討委員会議委員	委員 委員 委員

(2) 地域諸団体・民間諸団体の委員等

	団体名（例えば日本経団連など）	委員会・研究会等の名称	職務（または活動内容）
平成 17 年度	特定非営利活動法人 ニッポン・アクティブ ライフ・クラブ、ナル ク神奈川福祉サービ ス第三者評価事業部	福祉サービス第三者評価機 関・評価審査委員会	評価審査委員

5. 管理・運営

	委員会等の名称、活動実績等
平成 15 年度	全学：国立大学法人化対策室、安全衛生対策専門部会 経済学部：研究委員会 大学院：教務厚生委員会、英語教育委員会
平成 16 年度	全学：安全衛生委員会、 大学院：国際化推進委員会、広報委員会
平成 17 年度	全学：安全衛生委員会、大学教育総合センター全学教育部会、 大学院：教務厚生委員会

教授 高橋 寿一

1. 教育活動

(1) 担当した授業科目

平成 15 年度	博士前期 博士後期 学部	比較財産法、民事法総合演習 私法原論、ゼミナール
平成 16 年度	博士前期 専門職学位課程 博士後期 学部	民事法総合演習 民法 IV、民法演習 I 物権法特殊 ゼミナール
平成 17 年度	博士前期 専門職学位課程 博士後期 学部	民法 IV、民法演習 I、民法演習 III、民事法総合演習 II 物権法特殊、ゼミナール ゼミナール

(2) 教育内容・方法の工夫

平成 16 年度	法科大学院の講義及び演習には、双方向・多方向型授業など要求されるスタイルを導入し定着させるのに、かなり気を使った。
平成 17 年度	法科大学院の講義及び演習には、双方向・多方向型授業など要求されるスタイルを導入し定着させるのに、かなり気を使った。

(3) 作成した教科書、教材、参考書

平成 16 年度	法科大学院の講義および演習には詳細なレジュメを用意(たとえば、民法 IV の講義では A4 判で計 120 枚)
平成 17 年度	法科大学院の講義および演習には詳細なレジュメを用意(たとえば、民法 IV の講義では A4 判で計 120 枚)

(4) その他教育活動上特記すべき事項

平成 16 年度	横浜税理士会主催の民法講座講師
平成 17 年度	横浜税理士会主催の民法講座講師 LS3 年次生のための、民法特別講座の実施

2. 研究活動等

(1) 研究業績（学会誌、著名商業誌に掲載されたものについては、* を付記）

【著書】

- ・「農地転用論—ドイツにおける農地の計画的保全と都市」単著、平成 13 年 1 月、東京大

学出版会

- ・「日本の都市法 II」共著、平成 13 年 5 月、東京大学出版会（「建築自由・不自由原則」と都市法制」執筆）
- ・「現代民法学の理論と課題」 共著、平成 14 年 9 月、第一法規（「ドイツの「農政転換」（Agrarwende）」執筆）
- ・「大規模施設の立地計画・収用に関する法制度」共著、平成 15 年 9 月、日本エネルギー研究所（「ドイツにおける収用法制—計画法制との関係を中心として—」および「ドイツにおける計画・収用法制と「第三者」」）執筆）
- ・「新・裁判実務体系 専門家責任訴訟法」共著、平成 16 年 1 月、青林書院（「建築士の責任」）執筆）
- ・「現代都市法の新展開—持続可能な都市発展と住民参加—ドイツ・フランス」」共著、平成 16 年 3 月、東京大学社会科学研究所（「ドイツにおける都市計画制度の動向—1990 年代以降の潮流の背景と展望—」）執筆）
- ・「都市と土地利用」共著、平成 18 年 4 月、日本評論社（「土地の評価と増価の帰属」）執筆）

【学術論文】

- ・「ドイツにおける土地利用計画制度」単著、平成 14 年 1 月、農業情報 527 号
- * 「転用目的での農地の売買につき農地法 5 条所定の許可を得るための手続きが執られていない場合における買主の自主占有の開始時期」単著、平成 14 年 10 月、NBL 747 号
- ・「ドイツにおける公益植民会社と土地・農地法制—HLG と NLG—」単著、平成 15 年 3 月、土地と農業 33 号
- * 「宅地所有者が他の土地を経由しなければ当該宅地の給排水をすることができない場合に、他人の設置した給排水設備を使用することの可否」単著、平成 15 年 9 月、NBL765 号
- ・「入会地の売却代金債権が入会権者らに総てに帰属するとされた事例」単著、平成 16 年 9 月、横浜国際経済法学 13 卷 1 号
- * 「通行地役権者が承役地に車両を恒常に駐車させている者に対し、車両の通行を妨害することの禁止を求めることができるとされた事例」単著、平成 17 年 10 月、法の支配 139 号
- ・「「計画保全規定」の意義と機能(1)—ドイツ建設法典の都市計画策定手続と司法審査—」単著、平成 17 年 12 月、横浜国際経済法学 14 卷 2 号
- ・「「計画保全規定」の意義と機能(2)—ドイツ建設法典の都市計画策定手続と司法審査—」単著、平成 18 年 3 月、横浜国際経済法学 14 卷 3 号

(2) 学術論文には該当しないような、教養書的な業績

(3) 科学研究費など外部研究資金の獲得状況

(4) 学会役員、審議会（検討会委員等も含む）、学会報告等

学会役員

学会名及び役職名	
平成 13 年度	日本農業法学会常任理事・編集委員
平成 14 年度	日本農業法学会常任理事・編集委員
平成 15 年度	日本農業法学会常任理事・編集委員
平成 16 年度	日本農業法学会常任理事・編集委員長
平成 17 年度	日本農業法学会常任理事・編集委員長

(5) 学外の研究機関等との共同研究

学外の研究者や研究機関との共同研究の名称と内容	
平成 14 年度	科学研究費補助金基盤研究(B)(1)(共同研究)(代表者：東京大学教授・原田純孝) 「自治的まちづくりと都市空間の保全・整備・創造に関する比較研究」
平成 15 年度	同上
平成 16 年度	同上

(6) 国際共同研究プロジェクトまたは国際会議での報告・講演

(7) (6) 以外の形（海外調査、海外研究者招聘、講演会主催等々）での外国等との人事交流実績

平成 16 年度	ドイツ・トリアー大学環境法研究所シンポジウムに参加
----------	---------------------------

(8) 「研究」についてのホームページでの公開の有無、内容

(9) その他、研究面の活動実績・評価についての特記事項

3. 法律実務に関する活動

4. 社会における活動

(1) 政府・地方自治体の審議会・委員会等への参加

	機関名・県名(例えれば内閣府など)	審議会・委員会等の名称	職務(または活動内容)
平成15年度	日本学術会議	社会法研究連絡委員会	社会法教育・研究のあり方
平成16年度	同上	同上	同上
平成17年度	同上	同上	同上

(2) 地域諸団体・民間諸団体の委員等

	団体名(例えば日本経団連など)	委員会・研究会等の名称	職務(または活動内容)
平成15年度	(財)農村開発企画委員会	専門委員会	財団の調査・研究活動への提言
平成16年度	同上	同上	同上
平成17年度	同上	同上	同上

5. 管理・運営

	委員会等の名称、活動実績等
平成15年度	研究図書委員会、LS準備委員会
平成16年度	全学広報委員会、広報委員会(委員長)、財務委員会
平成17年度	地域交流プログラム実施委員会インターンシップ検討小委員会、国社(後期)教務委員会、施設研究図書委員会

助教授 辰井 智子

1. 教育活動

(1) 担当した授業科目

平成 16 年度	博士前期 専門職学位課程 Tutorial IIIa, Tutorial IIIb 博士後期 学部 刑法 II
平成 17 年度	博士前期 専門職学位課程 刑法 II, 刑事法総合演習 I, Tutorial IIIa, Tutorial IIIb 博士後期 学部 社会生活と法

(2) 教育内容・方法の工夫

(3) 作成した教科書、教材、参考書

(4) その他教育活動上特記すべき事項

2. 研究活動等

(1) 研究業績（学会誌、著名商業誌に掲載されたものについては、*を付記）

【著書】

町野朔編『環境刑法の総合的研究』、共著、平成 15 年 9 月、信山社（第 1 章第 3 節 I 122 ~144 頁）

【学術論文】

「生命科学技術の展開と刑事的規制」、単著、平成 13 年 9 月、法律時報 73 卷 10 号 22 頁～27 頁

「おからが『産業廃棄物』に該当するとされた事例」、単著、平成 13 年 11 月、ジュリスト 1212 号 124 頁～127 頁

「ニューヨーク州の司法精神医療」、共著、平成 14 年 1 月、日本精神病院協会雑誌 21 卷 1 号 53 頁～61 頁

「責任能力」、単著、平成 14 年 6 月、法学教室 261 号 20 頁～22 頁

「生命倫理と墮胎罪・母体保護法の問題点—人工妊娠中絶をめぐって—」、単著、平成 14 年 10 月、現代刑事法 42 号 40～48 頁

「結果的加重犯と因果関係」，単著，平成 15 年 4 月，『刑法判例百選 I 総論 [第 5 版]』20～21 頁

「無錢飲食・宿泊」，単著，平成 15 年 4 月，『刑法判例百選 II 各論 [第 5 版]』96～97 頁

「国民保護のための国外犯処罰について」，単著，平成 15 年 11 月，法学教室 278 号 24 頁～31 頁

「新領海法により新たに領海となった海域における韓国漁船の操業に対する日本の裁判管轄権は，旧日韓漁業協定 4 条 1 項により制限されないとした事例—— 最三小決平成 11・11・30」，単著，平成 16 年 3 月，ジュリスト 1264 号

「法と倫理」，単著，平成 16 年 3 月，平成 14・15 年度科学技術振興調整費調査研究報告書『科学技術政策提言 生命科学技術推進にあたっての生命倫理と法』15～26 頁

「生命の保護」，単著，平成 16 年 4 月，法学教室 283 号 51 頁～58 頁

「結果帰属と因果関係」，単著，平成 16 年 4 月，『ロースクール刑法総論』12～21 頁

「刑法における生命の保護」，単著，平成 16 年 9 月，『ロースクール刑法各論』1～9 頁

「名誉毀損」，単著，平成 16 年 9 月，『ロースクール刑法各論』24～31 頁

「生命発生の周辺をめぐる生命倫理と刑事規制」，単著，平成 16 年 8 月，刑法雑誌 44 卷 1 号 82 頁～93 頁

「国外犯処罰規定でイラクの日本人を守れるか？」，単著，平成 17 年 2 月，ジュリスト 1283 号 2 頁～5 頁

「暴行と死亡との間に被害者の不適切な行為が介在した場合の因果関係（判決最決平成 16 年 2 月 17 日刑集 58 卷 2 号 169 頁）」，単著，平成 17 年 3 月，法学教室 294 号別冊付録「判例セレクト 2004」30 頁

・「法改正に向けて何が必要か」，単著，平成 18 年 1 月，外科治療 94 号 特集今日の臓器移植—課題と展望—76～81 頁

・「暴行の被害者が逃走中に高速道路に進入して交通事故死した場合の因果関係」（判決最決平成 15 年 7 月 16 日刑集 57 卷 7 号 950 頁），単著，平成 18 年 2 月，ジュリスト 1306 号 188 頁～191 頁

・「因果関係論」，単著，平成 18 年 4 月，刑法雑誌 45 卷 3 号 369 頁～382 頁

・「重篤な患者への治療の停止—川崎協同事件第 1 審判決」（判決・横浜地裁平成 17 年 3 月 25 日判決），単著，平成 18 年 6 月，平成 17 年度重要判例解説（ジュリスト 1313 号），165 頁～167 頁

(2) 学術論文には該当しないような、教養書的な業績

(3) 科学研究費など外部研究資金の獲得状況

(4) 学会役員、審議会（検討会委員等も含む）、学会報告等

学会報告

学会名、報告題名、報告年月日	
平成 15 年度	日本刑法学会第 81 回大会 ワークショップ「犯罪地」問題提起者 平成 15 年 5 月 日本刑法学会関西部会 共同研究「生命倫理と刑法—新規医療テクノロジーをめぐる生命倫理と刑事規制」（「生命発生の周辺をめぐる生命倫理と刑事規制」を担当）平成 15 年 7 月
平成 17 年度	日本刑法学会第 83 回大会 個別報告（「因果関係論」）平成 17 年 6 月

(5) 学外の研究機関等との共同研究

学外の研究者や研究機関との共同研究の名称と内容	
平成 14 年度	文部科学省科学技術振興調整費、平成 14 年・15 年度「生命科学技術推進にあたっての生命倫理と法」研究代表者：町野朔
平成 15 年度	文部科学省科学技術振興調整費、平成 14 年・15 年度「生命科学技術推進にあたっての生命倫理と法」研究代表者：町野朔
平成 16 年度	文部科学省科学技術振興費、平成 16 年度「ライフサイエンスにおける倫理的・法的・社会的問題に関する調査研究」研究代表者：菱山豊

(6) 国際共同研究プロジェクトまたは国際会議での報告・講演

国際共同プロジェクトまたは国際会議の名称 (報告・講演の場合、題目も記入して下さい)	
平成 17 年度	TWELFTH SESSION OF THE INTERNATIONAL BIOETHICS COMMITTEE OF UNESCO(IBC), Tokyo, Japan, 15-17 December 2005; Session V “Contemporary Problems of Bioethics-Asian Perspectives”にスピーカーとして参加。15 分程度の報告と議論。

(7) (6) 以外の形（海外調査、海外研究者招聘、講演会主催等々）での外国等との人事交流実績

(8) 「研究」についてのホームページでの公開の有無、内容

(9) その他、研究面の活動実績・評価についての特記事項

3. 法律実務に関する活動

4. 社会における活動

(1) 政府・地方自治体の審議会・委員会等への参加

(2) 地域諸団体・民間諸団体の委員等

	団体名（例えば日本経団連など）	委員会・研究会等の名称	職務（または活動内容）
平成 16 年度	先端医療振興財団 臨床研究情報センター	再生医療の実現化プロジェクト	推進委員
平成 17 年度	先端医療振興財団 臨床研究情報センター 東京都監察医務院	再生医療の実現化プロジェクト 倫理委員会	推進委員 委員

5. 管理・運営

	委員会等の名称、活動実績等
平成 16 年度	キャンパス委員（全学）組換え DNA 実験安全委員（全学）教務委員（国経法）
平成 17 年度	安全衛生委員（全学）組換え DNA 実験安全委員（全学）施設研究図書委員（国経法）

教授 田中 利幸

1. 教育活動

(1) 担当した授業科目

平成 13 年度	博士前期 criminal law 違法活動と制裁 演習 (研究指導) 博士後期 國際化と刑法 國際化と刑法演習 (研究指導) 学部 刑法 ゼミナール (3年) ゼミナール (4年)
平成 14 年度	博士前期 criminal law 違法活動と制裁 演習 (研究指導) 博士後期 國際化と刑法 國際化と刑法演習 (研究指導) 学部 刑法 ゼミナール (3年) ゼミナール (4年)
平成 15 年度	博士前期 criminal law 演習 (研究指導) 博士後期 國際化と刑法 國際化と刑法演習 (研究指導) 学部 ゼミナール (3年) ゼミナール (4年)
平成 16 年度	専門職学位課程 刑事法基礎 博士前期 criminal law 演習 (研究指導) 博士後期 國際化と刑法 國際化と刑法演習 (研究指導) 学部 ゼミナール (3年) ゼミナール (4年)
平成 17 年度	専門職学位課程 刑事法基礎 刑法演習 刑事法総合演習Ⅱ 博士前期 criminal law 博士後期 國際化と刑法 國際化と刑法演習 (研究指導) 学部 ゼミナール (3年) ゼミナール (4年)

(2) 教育内容・方法の工夫

平成 16 年度	専門職 初心者にもレベルを落とさず教える 事前の予習を前提に簡潔なレジュメを配布する
平成 17 年度	専門職 初心者には予習資料を減らす (必須度段階表示) 前年度の小テストや試験問題を配付し到達度を可視化 演習では討論による実践的事案解決 総合演習では終了後の発展の基礎を与える

(3) 作成した教科書、教材、参考書

平成 13 年度	Criminal law 用レジュメつき資料
平成 14 年度	Criminal law 用レジュメつき資料 (改訂版) 博士後期講義用資料集 (環境犯罪関係)
平成 15 年度	Criminal law 用レジュメつき資料 (改訂版) 博士後期講義用資料集 (国際法の国内実施関係)
平成 16 年度	刑事法基礎用レジュメ集 演習用問題集 総合演習用問題解説つき レジュメ集 Criminal law 用レジュメつき資料 (改訂版) 博士後期講義用資料集 (テロ関係)

平成 17 年度	刑事法基礎用レジュメ集（改訂版） 演習用問題集（改訂版） 総合演習用問題解説つきレジュメ集（改訂版） 総合演習用問題集 criminal law 用レジュメつき資料集（改訂版） 博士後期講義用資料集（戦争犯罪関係）
----------	--

（4）その他教育活動上特記すべき事項

2. 研究活動等

（1）研究業績（学会誌、著名商業誌に掲載されたものについては、*を付記）

【著書】

町野朔編『環境刑法の総合的研究』、共著、平成 15 年 9 月、信山社

【学術論文】

「海上における薬物犯罪の取締—国際法と国内法」、単著、平成 13 年 6 月 日本国際問題研究所 「海洋生物資源の保存および管理」と「海洋秩序の多数国による執行」

「刑事法の原理と国際刑事裁判所」、単著、平成 13 年 7 月、国際人権法学会、国際人権第 12 号

「原子力の安全—セキュリティとセイフティー」、単著、平成 13 年 7 月、日本エネルギー法研究所、日本エネルギー法研究所月報第 31 号

「国際環境刑法」、単著、平成 14 年 1 月、信山社 現代刑事法第 34 号

「領海外の廃棄物への対応」、単著、平成 14 年 3 月 海上保安協会 海洋保安国際紛争事例の研究第 3 号

「核物質の国際移転と刑事規制」、単著、平成 14 年 12 月、日本エネルギー法研究所 核物質の国際移転に関する国際法と国内法

「不正に簡易生命保険証書の交付を受ける行為に詐欺罪の成立を認めた事例」、単著、平成 13 年 11 月 信山社現代刑事法第 31 号

「公海上で、外国船籍の船舶から覚せい剤を受領して本邦領海内に搬入した事案において、輸入既遂罪の主張を退け輸入予備罪を認めた事例」、単著、平成 13 年 11 月、判例時報社 判例時報 1758 号

「不等な取引制限の罪の性質」、単著、平成 14 年 3 月、有斐閣、別冊ジュリスト 161 号

「名古屋中郵事件」、単著、平成 15 年 4 月、有斐閣、刑法判例百選 I （第 5 版）

「詐欺罪と財産上の損害」、単著、平成 15 年 4 月、有斐閣、刑法判例百選 II （第 5 版）

「訴追」、単著、平成 16 年 3 月、海上保安協会

「外国籍船舶上での犯罪への対応」、単著、平成 16 年 3 月、外務省

「訴追」、単著、平成 17 年 3 月、海上保安協会

「有事関連条約における個人保護法制への国内的対応」、共著（中村進氏と）、平成 17 年

(2) 学術論文には該当しないような、教養書的な業績

(3) 科学研究費など外部研究資金の獲得状況

(4) 学会役員、審議会（検討会委員等も含む）、学会報告等

・学会役員

学会名及び役職名	
平成13年度	国際人権法学会企画委員
平成14年度	国際人権法学会企画委員 警察政策学会理事
平成15年度	国際人権法学会理事 警察政策学会理事
平成16年度	国際人権法学会理事 警察政策学会理事
平成17年度	国際人権法学会理事 警察政策学会理事

(5) 学外の研究機関等との共同研究

(6) 国際共同研究プロジェクトまたは国際会議での報告・講演

(7) (6)以外の形（海外調査、海外研究者招聘、講演会主催等々）での外国等との
人事交流実績

平成13年度	オーストラリア・サザンクロス大学から客員教授招聘・共同研究
平成14年度	ベトナムでの留学生フェア参加 ベトナム・マレーシア・インドネシア・タイに横浜国立大学の留学生同窓会を設立または準備会設立 台湾・シンガポールの同窓会組織化 インド・アミティ大学教授を客員教授として招聘 インド法務省から客員研究員を受入 韓国・漢陽大学教授を客員研究員として受入
平成15年度	中国北京・中国上海・ブラジルに横浜国立大学の留学生同窓会を設立 同地訪問
平成16年度	中国公安部から客員研究員を受入

(8) 「研究」について、ホームページで公開の有無、内容

(9) その他、研究面の活動実績・評価についての特記事項

3. 法律実務に関する活動

4. 社会における活動

(1) 政府・地方自治体の審議会・委員会等への参加

	機関名・県名（例えれば内閣府など）	審議会・委員会等の名称	職務（または活動内容）
平成 13 年度	財務省 警察庁 警視庁 外務省	関税等不服審査会 行政警察研究会 風俗問題研究会 ジュネーブ諸条約研究会	委員 委員 委員 委員
平成 14 年度	財務省 警察庁 警視庁	関税等不服審査会 行政警察研究会 風俗問題研究会	委員 委員 委員
平成 15 年度	財務省 警察庁 警視庁 外務省 海上保安庁	関税等不服審査会 行政警察研究会 風俗問題研究会 国際刑事裁判所研究会	委員 委員 委員 委員 政策アドバイザー
平成 16 年度	財務省 警察庁 警視庁 海上保安庁	関税等不服審査会 行政警察研究会 風俗問題研究会	委員 委員 委員 政策アドバイザー
平成 17 年度	財務省 警察庁 警視庁 海上保安庁	関税等不服審査会 行政警察研究会 風俗問題研究会	委員 委員 委員 政策アドバイザー

(2) 地域諸団体・民間諸団体の委員等

	団体名（例えれば日本経団連など）	委員会・研究会等の名称	職務（または活動内容）
平成 13 年度	海上保安協会 同	海洋法政策研究会 海洋法執行体制研究会	委員 委員
平成 14 年度	海上保安協会 同	海洋法政策研究会 海洋法執行体制研究会	委員 委員

平成15年度	海上保安協会 同	海上保安体制研究会 海上執行法制研究会	委員 委員
平成16年度	海上保安協会 同	海上保安体制研究会 海上執行法制研究会	委員 委員
平成17年度	海上保安協会 同 日本海運振興会	海洋法政策研究会 海洋法執行体制研究会 IMO研究会	委員 委員 委員

5. 管理・運営

委員会等の名称、活動実績等	
平成13年度	経済法学科長 評議員
平成14年度	留学生センター長 経済法学科長 評議員
平成15年度	留学生センター長 経済法学科長 評議員
平成16年度	法曹実務専攻（法科大学院）長
平成17年度	国経法系委員長 評議員

教授　徳江 義典

1. 教育活動

(1) 担当した授業科目

平成 16 年度	博士前期 専門職学位課程 刑事実務演習 博士後期 学部
平成 17 年度	博士前期 専門職学位課程 刑事実務演習 刑事模擬裁判 法曹倫理Ⅱ 法律相談 刑事法総合演習Ⅱ 博士後期 学部

(2) 教育内容・方法の工夫

平成 16 年度	既習の 2 年生が基礎科目の刑法についても復習する機会を持つように指導した
平成 17 年度	3 年生が理論を踏まえて実務の意味を理解するように指導した

(3) 作成した教科書、教材、参考書

(4) その他教育活動上特記すべき事項

2. 研究活動等

(1) 研究業績（学会誌、著名商業誌に掲載されたものについては、*を付記）

【著書】

「大コンメンタール刑法第 6 卷」共著、平成 2 年 10 月、青林書院

【学術論文】

「最近の脱犯をめぐる問題点」単著、平成元年 3 月、判例タイムズ 685 号

「商標法違反事件をめぐる捜査上の問題点」単著、平成元年 3 月、捜査研究 38 卷 3 号

「通謀虚偽表示による登記と公正証書原本不実記載罪について」

「キャッシュカードによる現金引き出し行為の評価について」単著、平成 2 年 4 月、捜査研究 39 卷 4 号

「商品取引法の一部改正について」単著、平成 2 年 7 月、研修 505 号

(2) 学術論文には該当しないような、教養書的な業績

- (3) 科学研究費など外部研究資金の獲得状況
- (4) 学会役員、審議会（検討会委員等も含む）、学会報告等
- (5) 学外の研究機関等との共同研究
- (6) 国際共同研究プロジェクトまたは国際会議での報告・講演
- (7) (6)以外の形（海外調査、海外研究者招聘、講演会主催等々）での外国等との人事交流実績
- (8) 「研究」についてのホームページでの公開の有無、内容
- (9) その他、研究面の活動実績・評価についての特記事項

3. 法律実務に関する活動

(1) 資格、免許、職歴

司法試験合格	昭和 53 年 11 月
司法修習終了	昭和 54 年 4 月
検察官としての経験	昭和 56 年 4 月から平成 4 年 4 月まで
弁護士登録	平成 4 年 5 月から現在まで
	法科大学院開校時において弁護士経験 11 年 11 月
国家公務員上級職（法律職）合格	昭和 53 年 11 月

(2) 実務家教員についての特記事項

① 刑事部における捜査経験

昭 56 年 4 月から 3 年間 一般刑事事件及び背任事件、業務上横領事件等を担当
平 2 年 12 月から 1 年 4 月間 一般刑事事件及び公職選挙法違反事件等を担当

② 公判部における公判経験

昭 60 年 4 月から 1 年間 公判立会

③ 東京地検特捜部における捜査経験

昭 61 年 4 月から 1 年 6 月間 ほ脱事犯、贈収賄事件の捜査経験

④ 短期在外研究

昭 62 年 1 月から 1 年間 西ドイツのケルン大学及びケルン地検で在外研究

⑤ 法務省刑事局刑事課

昭63年8月から2年4月間 局付検事として全国の財政事件及び一般刑事事件等についての指導、質疑に対する回答、他省庁の法案審議、国会答弁資料の作成

⑥税務大学校

昭63年8月から2年4月間 租税刑法、国税犯則取締法の講義

⑦簡易裁判所調停委員

平8年4月から7年1月間

⑧横浜市固定資産評価審査委員会委員

平7年6月から7年11月間

⑨刑事事件の弁護経験

平4年5月から11年間 法人税法違反被告事件、特別背任被告事件、公職選挙法違反被告事件、業務上横領被告事件等

⑩横浜弁護士会修習委員会の経験

平13年4月から2年間

⑪横浜弁護士会綱紀委員会委員

平14年4月から1年1月間

4. 社会における活動

(1) 政府・地方自治体の審議会・委員会等への参加

	機関名・県名(例 えば内閣府など)	審議会・委員会等の名称	職務(または活動 内容)
平成13年度	神奈川簡裁 横浜市	民事調停委員 固定資産審査委員会	民事調停委員 審査委員
平成14年度	神奈川簡裁 横浜市	民事調停委員 固定資産審査委員会	民事調停委員 審査委員
平成15年度	神奈川簡裁 横浜市	民事調停委員 固定資産審査委員会	民事調停委員 審査委員
平成16年度	神奈川簡裁 横浜市	民事調停委員 固定資産審査委員会	民事調停委員 審査委員
平成17年度	神奈川簡裁 横浜市	民事調停委員 固定資産審査委員会	民事調停委員 審査委員

(2) 地域諸団体・民間諸団体の委員等

5. 管理・運営

教授 根本 洋一

1. 教育活動

(1) 担当した授業科目

平成 13 年度	博士前期 国際紛争と裁判管轄, 国際商事仲裁 博士後期 国際取引紛争と法 学部 国際関係法, 根本ゼミナール
平成 14 年度	博士前期 国際紛争と裁判管轄, 国際商事仲裁 博士後期 国際取引紛争と法 学部 国際関係法, 根本ゼミナール
平成 15 年度	博士前期 国際紛争と裁判管轄, 国際商事仲裁 博士後期 国際取引紛争と法 学部 国際関係法, 根本ゼミナール
平成 16 年度	博士前期 国際私法総論, 国際私法各論 博士後期 国際取引紛争と法 学部 国際関係法, 根本ゼミナール
平成 17 年度	博士前期 国際私法総論, 国際私法各論 博士後期 国際取引紛争と法 学部 国際関係法, 根本ゼミナール

(2) 教育内容・方法の工夫

平成 13 年度	国際私法について知識のない者（日本人, 外国人を問わない）に対して、学部卒ないしは修士課程修了としてふさわしい知識を得しめるため、常に国際私法と民法、民事訴訟との関係に立ち返って説明して、もって、正確にして深い理解を会得させようと試みた。
平成 14 年度	国際私法について知識のない者（日本人, 外国人を問わない）に対して、学部卒ないしは修士課程修了としてふさわしい知識を得しめるため、常に国際私法と民法、民事訴訟との関係に立ち返って説明して、もって、正確にして深い理解を会得させようと試みた。
平成 15 年度	国際私法について知識のない者（日本人, 外国人を問わない）に対して、学部卒ないしは修士課程修了としてふさわしい知識を得しめるため、常に国際私法と民法、民事訴訟との関係に立ち返って説明して、もって、正確にして深い理解を会得させようと試みた。
平成 16 年度	国際私法について知識のない者（日本人, 外国人を問わない）に対して、学部卒ないしは修士課程修了としてふさわしい知識を得しめるため、常に国際私法と民法、民事訴訟との関係に立ち返って説明して、もって、正確にして深い理解を会得させようと試みた。
平成 17 年度	国際私法について知識のない者（日本人, 外国人を問わない）に対して、学部卒ないしは修士課程修了としてふさわしい知識を得しめるため、常に国際私法と民法、民事訴訟との関係に立ち返って説明して、もって、正確にして深い理解を会得させようと試みた。

(3) 作成した教科書、教材、参考書

平成 17 年度	木棚照一編「国際取引法」（成文堂、平成 18 年 3 月）
----------	-------------------------------

(4) その他教育活動上特記すべき事項

2. 研究活動等

(1) 研究業績（学会誌、著名商業誌に掲載されたものについては、*を付記）

【著書】

木棚照一編「国際取引法」、共著、平成18年3月、成文堂

【学術論文】

「行為能力」、単著、平成17年7月、櫻田嘉章・道垣内正人編「国際私法判例百選」

(2) 学術論文には該当しないような、教養書的な業績

(3) 科学研究費など外部研究資金の獲得状況

(4) 学会役員、審議会（検討会委員等も含む）、学会報告等

(5) 学外の研究機関等との共同研究

(6) 国際共同研究プロジェクトまたは国際会議での報告・講演

(7) (6)以外の形（海外調査、海外研究者招聘、講演会主催等々）での外国等との
人事交流実績

(8) 自身の「研究」についてのホームページでの公開の有無、内容

(9) その他、自身の研究面の活動実績・評価についての特記事項

3. 法律実務に関する活動

4. 社会における活動

(1) 政府・地方自治体の審議会・委員会等への参加

	機関名・県名（例 えば内閣府など）	審議会・委員会等の名称	職務（または活動 内容）

平成 13 年度	横浜地方弁護士会	懲戒委員会、資格審査委員会	予備委員
平成 14 年度	横浜地方弁護士会	懲戒委員会、資格審査委員会	予備委員
平成 15 年度	横浜地方弁護士会	懲戒委員会、資格審査委員会	予備委員
平成 16 年度	横浜地方弁護士会	懲戒委員会、資格審査委員会	予備委員
平成 17 年度	横浜地方弁護士会	懲戒委員会、資格審査委員会	予備委員

(2) 地域諸団体・民間諸団体の委員等

5. 管理・運営

委員会等の名称、活動実績等	
平成 13 年度	経済学部研究委員長
平成 14 年度	キャンパス委員（経済学部選出）
平成 15 年度	国経法系教務委員、国際社会科学研究博士後期課程教務委員、経済学部図書委員長、附属図書館運営委員会委員
平成 16 年度	国経法系教務委員、国際社会科学研究博士後期課程教務委員、学部教務担当委員として経済学部教授会に出席、国経法系学部法学教育委員
平成 17 年度	国際社会科学研究博士後期課程教務委員長、国際社会科学研究科 80 周年記念行事実行委員会、学部教務担当委員として経済学部教授会に出席、国経法系学部法学教育委員

1. 教育活動

(1) 担当した授業科目

平成 14 年度	博士前期 日本の裁判、民事訴訟法の基本問題、取引先の倒産対策、総合演習、研究指導 博士後期 民事訴訟法特殊 学部
平成 15 年度	博士前期 日本の裁判、民事訴訟法の基本問題Ⅱ、取引先の倒産対策、総合演習、研究指導 博士後期 民事訴訟法特殊 学部 裁判法
平成 16 年度	博士前期 総合演習 専門職学位課程 民事訴訟法、執行・保全法 博士後期 民事訴訟法特殊、研究指導 学部
平成 17 年度	博士前期 専門職学位課程 民事訴訟法、執行・保全法、倒産法、民事訴訟演習、民事法総合演習 I 博士後期 民事訴訟法特殊、研究指導 学部

(2) 教育内容・方法の工夫

平成 16 年度	法曹実務専攻各科目につき問題集を作成し、授業に際して活用した。
平成 17 年度	法曹実務専攻各科目につき問題集を作成し、授業に際して活用した。

(3) 作成した教科書、教材、参考書

(4) その他教育活動上特記すべき事項

2. 研究活動等

(1) 研究業績（学会誌、著名商業誌に掲載されたものについては、*を付記）

【著書】

- 『民事保全法研究』、単著、平成 13 年 6 月 弘文堂
- 『民事訴訟法判例研究』、単著、平成 14 年 3 月 信山社
- 『新現代倒産法入門』、共著、平成 14 年 7 月 法律文化社
- 『Q & A 改正担保執行法の要点』、共著、平成 15 年 10 月 新日本法規出版
- 『Q & A 改正担保執行法の要点 [新版]』、共著、平成 16 年 4 月 新日本法規出版

『講説民事訴訟法〔第3版〕』、共著、平成16年4月 不磨書房
『三訂版民事訴訟法の解説』、単著、平成16年8月 一橋出版
『別冊法学セミナー基本法コンメンタール・民事執行法〔第5版〕』、共著、平成17年3月
日本評論社
『四訂版民事訴訟法の解説』、単著、平成17年9月

【学術論文】

〔論説〕

「債権仮押えに関する国際管轄」、単著、平成13年3月、民事訴訟雑誌47号
「不正競争行為差止請求訴訟の土地管轄と国際裁判管轄」、単著、平成13年8月 判例タイムズ1062号
「ドイツにおける倒産給付金制度の展開」、単著、平成13年10月、新堂幸司先生古稀祝賀『民事訴訟理論の新たな構築下巻』(有斐閣)
「国際的債権執行と仮差押えに関する二つの問題点」、単著、平成14年5月、石川明先生古稀祝賀『現代社会における民事手続法の展開上巻』(商事法務研究会)
「抵当権に基づく収益管理制度の構想／独立型」、単著、平成14年5月、NBL737号
「抵当権に基づく収益管理制度の立法論的検討」単著、平成14年6月、竹下守夫先生古稀祝賀『権利実現過程の基本構造』(有斐閣)
「制限能力」、共著、平成17年5月、鎌田薫ほか編・民事法I、日本評論社
「権力能力なき社団」、共著、平成17年5月、鎌田薫ほか編・民事法I、日本評論社
「動産売買先取特権の実行方法」、単著、平成17年8月、伊藤眞ほか編・民事執行・保全判例百選、有斐閣

〔判例研究〕

「E C管轄執行条約24条による仮の処分の命令管轄とその執行可能領域(E C司法裁判所1997年11月17日判決)」、単著、平成13年3月、国際商事法務29巻3号
「違法な国家補助金受領者の倒産と補助金の返還義務者(E C委員会2000年4月11日決定)」、単著、平成13年10月、国際商事法務29巻10号
「請求異議訴訟における棄却判決の確定力(既判力)の範囲(東京高判平成12・8・17)」、
単著、平成14年2月、私法判例リマークス24号
「抵当権に基づく不動産競売手続において抵当権の不存在又は消滅を売却許可決定に対する執行抗告の理由とすることの可否(最判平成13・4・13)」、単著、平成14年4月、判例評論518号(判例時報
1773号)
「貸別荘への滞在に起因する損害賠償請求訴訟の国際裁判管轄(E C司法裁判所2000年1月27日判決)」、単著、平成14年5月、国際商事法務30巻5号

「債務超過の判断要素（東京高決昭和 56・9・7）」、単著、平成 14 年 9 月、別冊ジュリスト倒産判例百選〔第 3 版〕

「仮執行宣言に対する上訴に伴い担保を立てさせて強制執行停止等がされた場合における債務者に対する破産宣告と担保の事由の消滅（最判平成 13・12・13）」、単著、平成 14 年 12 月、民商法雑誌 127 卷 3 号

「抵当権に基づく物上代位権の行使としてされた債権差押命令に対する執行抗告において被差押債権の不存在または消滅を理由とすることの可否（最判平成 14・6・13）」、単著、平成 15 年 3 月、NBL 756 号

「EC 不公正条項指令と合意管轄条項（EC 司法裁判所 2000 年 6 月 27 日判決）」、単著、平成 15 年 5 月、国際商事法務 31 卷 5 号

「債権に対する仮差押えの執行後に本執行がされた場合において仮差押えが取り下げられたときの仮差押えの執行後本執行前にされた被仮差押債権の弁済の差押債権者に対する効力（最判平成 14・6・7 金法 1657 号 32 頁）」、単著、平成 15 年 9 月、金融法務事情 1684 号

「担保を立てる方法として支払保証委託契約を締結するためにされた定期預金の払戻請求権につき転付命令を得た者による担保取消申立ての許否（最判平成 15・3・14）」、単著、平成 15 年 10 月、法学教室 277 号

「債権に対する仮差押えの執行後に本執行がされた場合において仮差押えが取り下げられたときの仮差押えの執行後本執行前にされた被仮差押債権の弁済の差押債権者に対する効力（最判平成 14・6・7 裁判所時報 1317 号 247 頁）」、単著、平成 15 年 10 月、NBL 771 号

「具体的相続分確認の利益（最判平成 12・2・24 民集 54 卷 2 号 523 頁）」、単著、平成 15 年 12 月、民事訴訟法判例百選〔第 3 版〕

「配当異議の訴えにおいて競売申立書の被担保債権の記載と異なる真実の権利関係に即した配当表への変更を求めるための要件（最判平成 15・7・3 裁判所時報 1343 号 202 頁）」、単著、平成 16 年 5 月、NBL 785 号

「退任した農業協同組合の理事に対して組合が提起する訴えについて組合を代表する権限を有する者（最判平成 15・12・16 民集 57 卷 11 号 2265 頁）」、単著、平成 16 年 6 月、ジュリスト平成 15 年度重要判例解説

「弁護士会の会則と EC 競争法（EC 司法裁判所 2002 年 2 月 19 日判決）」、単著、平成 16 年 9 月、国際商事法務 32 卷 9 号

「不正競争防止法 3 条 1 項に基づく差止めを求める訴えおよび差止請求権の不存在確認を求める訴えと民事訴訟法 5 条 9 号（最判平成 16・4・8 民集 58 卷 4 号 825 頁）」、単著、平成 17 年 2 月、NBL 802 号

「賃金確保指令とドイツの倒産給付金制度（EC 司法裁判所 2003 年 5 月 15 日判決）」、単著、平成 17 年 2 月、国際商事法務 33 卷 2 号

「民事再生法 149 条に基づき価格決定請求がなされた担保権消滅許可申立事件の配当手続において、対象不動産の価額決定請求がなされた担保権消滅許可申立事件の配当手続にお

いて、対象不動産の価額と被担保債権に対する配当額との間に差額が生じたことにつき、右価額に係る請求権が共益債権に当たらないとされた事例（東京地判平成 16・2・27 判時 1855 号 121 頁）」、単著、平成 17 年 6 月、判例評論 556 号（判例時報 1888 号）

「破産債権者が破産宣告の時において期限付または停止条件付であり破産宣告後に期限が到来しましたは停止条件が成就した債務に対応する債権を受働債権として破産債権を自働債権として相殺することの可否（最判平成 17・1・17 民集 59 卷 1 号 1 頁）」、単著、平成 17 年 10 月、金融・商事判例 1225 号

「審判前の子の引渡しの保全処分と執行期間（東京高決平成 15・12・15 家月 56 卷 8 号 60 頁）」、単著、平成 17 年 10 月、民商法雑誌 133 卷 1 号

「違法な国家補助金受領者の倒産と補助金の返還義務者—SMI 事件のその後（E C 司法裁判所 2004 年 9 月 29 日判決）」、単著、平成 17 年 11 月、国際商事法務 33 卷 11 号

[翻訳]

ディーター・ライポルト「ドイツ新倒産法における倒産処理計画の成立と法的性質」、単著、平成 14 年 6 月、竹下守夫先生古稀祝賀『権利実現過程の基本構造』（有斐閣）

(2) 学術論文には該当しないような、教養書的な業績

「Q & A 改正担保執行法の要点〔新版〕」、共著、平成 16 年 4 月、新日本法規出版
「四訂版民事訴訟法の解説」、単著、平成 17 年 9 月

(3) 科学研究費など外部研究資金の獲得状況

	研究助成金の名称	研究題目
平成 15 年度	文部科学省科学研究費基盤研究 (B) (1) (代表 円谷 峻)	アジアにおける製品・食品安全制度の比較研究—日本・中国・韓国・マレーシア
平成 16 年度	文部科学省科学研究費基盤研究 (B) (1) (代表 円谷 峻)	アジアにおける製品・食品安全制度の比較研究—日本・中国・韓国・マレーシア
平成 17 年度	文部科学省科学研究費基盤研究 (A・B) (代表 円谷 峻)	東アジア諸国、オセアニア諸国及びマレーシアの消費者保護法制度に対する総合的比較研究

(4) 学会役員、審議会（検討会委員等も含む）、学会報告等

学会役員

	学会名及び役職名
平成 13 年度	日本民事訴訟法学会理事

平成 14 年度	日本民事訴訟法学会理事
平成 15 年度	日本民事訴訟法学会理事
平成 16 年度	日本民事訴訟法学会理事

学会報告

	学会名、報告題名、報告年月日
平成 14 年度	日本民事訴訟法学会、抵当権に基づく収益管理制度の構想／独立型、 2002 年 4 月 6 日

(5) 学外の研究機関等との共同研究

(6) 国際共同研究プロジェクトまたは国際会議での報告・講演

(7) (6) 以外の形（海外調査、海外研究者招聘、講演会主催等々）での外国等との
人事交流実績

平成 15 年度	平成 15 年 8 月～平成 15 年 10 月 アレキサンダー・フォン・フ ンボルト財団給費留学生として、ドイツ連邦共和国フライブルク 大学ディーター・ライポルト教授の下に留学 平成 16 年 3 月 消費者保護法制調査のためにドイツ連邦共和国 フライブルク大学ディーター・ライポルト教授等を訪問
平成 16 年度	平成 17 年 3 月 消費者保護法制調査のために中華人民共和国 南京大学、南京師範大学等を訪問
平成 17 年度	平成 18 年 3 月、消費者紛争処理制度の調査のためにドイツ連邦 共和国フライブルク大学を訪問

(8) 「研究」についてのホームページでの公開の有無、内容

(9) その他、研究面の活動実績・評価についての特記事項

3. 法律実務に関する活動

4. 社会における活動

(1) 政府・地方自治体の審議会・委員会等への参加

	機関名・県名(例えれば内閣府など)	審議会・委員会等の名称	職務(または活動内容)
平成16年度	法務省	司法試験委員会	司法試験第2次試験考查委員
平成17年度	法務省	司法試験委員会	司法試験第2次試験考查委員

(2) 地域諸団体・民間諸団体の委員等

	団体名(例えば日本経団連など)	委員会・研究会等の名称	職務(または活動内容)
平成15年度	民事紛争処理研究基金	評議会	評議員
平成16年度	民事紛争処理研究基金	評議会	評議員
平成17年度	民事紛争処理研究基金	評議会	評議員

5. 管理・運営

	委員会等の名称、活動実績等
平成14年度	研究図書委員会、全学広報委員会、附属図書館資料選定委員会、セクシャル・ハラスメント相談員
平成15年度	教務厚生委員会、自己評価委員会(委員長)、将来計画委員会、財務委員会、LS準備委員会、国際社会科学研究科代議員会、全学評価委員会
平成16年度	国際経済法学系教務厚生委員会(委員長)、財務委員会、全学教務委員会、総合情報処理センター運営委員会
平成17年度	法曹実務専攻長、人事委員会、財務委員会、国際社会科学研究科代議員会、全学企画委員会

教授 原田 一明

1. 教育活動

(1) 担当した授業科目

平成 17 年度	博士前期 専門職学位課程 憲法 II、公法演習 I、公法総合演習 博士後期 学部 憲法 1・2
----------	--

(2) 教育内容・方法の工夫

平成 17 年度	講義科目については、できるだけ詳細なレジュメを毎回用意した。
----------	--------------------------------

(3) 作成した教科書、教材、参考書

平成 17 年度	憲法講義レジュメ
----------	----------

(4) その他教育活動上特記すべき事項

2. 研究活動等

(1) 研究業績（学会誌、著名商業誌に掲載されたものについては、*を付記）

【著書】

『井上毅と梧陰文庫』共著、平成 18 年年 2 月、汲古書院

【学術論文】

[論説]

『イギリス憲法概要』単著、参憲資料第 2 号、(参議院憲法調査会事務局、平成 13 年 6 月)

『内閣と議員内閣制に関する主要国の制度』単著、参憲資料第 10 号 (参議員憲法調査会事務局、平成 14 年 7 月)

『地方自治と地方分権に関する主要国の制度』単著、参憲資料第 10 号 (参議院憲法調査会事務局、平成 14 年 7 月)

「近代欧米諸国に於ける政教関係 (イギリス担当) 単著、皇學館大学神道研究所紀要第 19 輯 (平成 15 年 3 月)

『憲法の刑事手続きの保障に関する主要国の制度』単著、参憲資料第 19 号 (参議院憲法調査委員会事務局、平成 15 年 9 月)

「明治期『議会法』文献案内 (1)」単著、『議会政治研究』59 号 (平成 13 年 9 月)

「明治期『議会法』文献案内 (2)」単著、『議会政治研究』61 号 (平成 14 年 3 月)

「昭和 16 年『憲法史研究会』での美濃部と佐々木」『國學院大學日本文化研究所報』227 号（平成 14 年 7 月）

「明治期『議会法』文献案内（3）」単著、『議会政治研究』59 号（平成 14 年 9 月）

「明治皇室典範『増補』考」國學院法学 40 卷 4 号（平成 15 年 3 月）

「明治期『議会法』文献案内（4・完）」単著、『議会政治研究』65 号（平成 15 年 3 月）

「県営渡船情報非公開処分取消請求事件」単著、平成 17 年 10 月、法令解説資料総覧 285 号

[判例評釈]

「全国地方議員野球大会への大分県職員の出張旅費返還請求住民訴訟」（福岡高判 平成 12 年 10 月 26 日）単著『法令解説資料総覧』239 号（平成 13 年 12 月）

「愛知県知事交際費等非公開決定処分取消請求事件」（最一判平成 14 年 2 月 28 日）『法令解説資料総覧』246 号（平成 14 年 7 月）

「法の委任の範囲を逸脱した児童扶養手当施行令無効事件」（最一判平成 14 年 1 月 31 日）

単著『法学教室』平成 15 年 3 月号、判例セレクト 2002

[報告書]

『地方分権と住民参加を考える』住民参加有識者会議報告書「第 3 章 住民投票の制度化の問題点」1・2・3 節執筆（社会経済生産性本部、平成 13 年 6 月）

『地方議会と住民参加』住民参加有識者会議報告書（第 1 章担当）（社会経済生産性本部、平成 15 年 6 月）

[その他]

淡路剛久編『環境法辞典』（2002 年 5 月）分担執筆

小林宏編『律令論纂』単著『國學院法学』第 41 卷 2 号（2003 年 9 月）

（2）学術論文には該当しないような、教養書的な業績

（3）科学研究費など外部研究資金の獲得状況

（4）学会役員、審議会（検討会委員等も含む）、学会報告等

学会役員

	学会名及び役職名
平成 17 年度	比較憲法学会幹事

(5) 学外の研究機関等との共同研究

	学外の研究者や研究機関との共同研究の名称と内容
平成 17 年度	國學院大學日本文化研究所「梧陰文庫総目録の編纂プロジェクト」 文化庁宗務課「海外の宗教事情に関する調査」

(6) 国際共同研究プロジェクトまたは国際会議での報告・講演

(7) (6) 以外の形（海外調査、海外研究者招聘、講演会主催等々）での外国等との
人事交流実績

(8) 「研究」についてのホームページでの公開の有無、内容

(9) その他、研究面の活動実績・評価についての特記事項

3. 法律実務に関する活動

4. 社会における活動

(1) 政府・地方自治体の審議会・委員会等への参加

	機関名・県名（例 えば内閣府など）	審議会・委員会等の名称	職務（または活動 内容）
平成 17 年度	横須賀市	情報公開審査会	委員長

(2) 地域諸団体・民間諸団体の委員等

5. 管理・運営

	委員会等の名称、活動実績等
平成 17 年度	教務厚生委員会委員、保健管理センター運営委員会委員

法曹実務客員教授 美勢 克彦

1. 教育活動

(1) 担当した授業科目

平成 16 年度	博士前期 専門職学位課程 特許法・意匠法、ライセンス契約 博士後期 学部
平成 17 年度	博士前期 専門職学位課程 特許法・意匠法、ライセンス契約、民事実務演習 博士後期 学部

(2) 教育内容・方法の工夫

平成 16 年度	分かりやすく、実務に即した内容とする。
平成 17 年度	知的財産権分野の講義については、昨年度の反省を生かして、教育効果の確認も行った。

(3) 作成した教科書、教材、参考書

(4) その他教育活動上特記すべき事項

2. 研究活動等

(1) 研究業績（学会誌、著名商業誌に掲載されたものについては、*を付記）

【著書】

- 1 「知的所有権をめぐる損害賠償の実務」共著、平成 8 年 2 月 9 日 社団法人商事法務研究会
- 2 「民事弁護と裁判実務 8 知的財産権」共著、平成 10 年 4 月 20 日 ぎょうせい
- 3 「現代裁判法体系 26 知的財産権」共著、平成 11 年 3 月 27 日 新日本法規出版
- 4 「新・裁判実務大系 4 知的財産関係訴訟法」共著、平成 13 年 12 月 10 日発行 青林書院
- 5 「特許・意匠・商標の基礎知識」共著、平成 15 年 3 月第 4 版第 1 刷発行 青林書院
- 6 「座談会・不正競争防止法を巡る実務的課題と理論」共著、平成 17 年 1 月

【学術論文】

【論説】

- 1 「商標権、特許権、著作権による輸入差止について一いわゆる並行輸入に対する権利濫用論からのアプローチー」共著、平成 8 年 4 月 24 日『知的財産権法・民商法論叢』小坂志

磨夫先生 松本重敏先生古稀記念』社団法人発明協会

2 「先使用による通常実施権の範囲について」共著、平成 14 年 11 月『知的財産権 その形成と保護—秋吉稔弘先生喜寿記念論文集—』(新日本法規出版株式会社)

[判例研究]

- 1 「東京高裁平成 13 年 5 月 22 日判決解説」共著、平成 14 年 9 月 25 日『平成 13 年度主要民事判例解説』判例タイムズ社
- 2 「先使用権の成立要件」単著、平成 16 年 2 月 20 日『特許判例百選 [第 3 版]』有斐閣と範囲
- 3 「東京高裁平成 14 年 4 月 11 日判決解説」単著、平成 16 年 9 月 25 日『平成 15 年度主要民事判例解説』判例タイムズ社
- 4 「東京地裁平成 16 年 2 月 24 日判決解説」単著、平成 17 年 9 月 25 日『平成 16 年度主要民事判例解説』判例タイムズ社

(2) 学術論文には該当しないような、教養書的な業績

(3) 科学研究費など外部研究資金の獲得状況

(4) 学会役員、審議会（検討会委員等も含む）、学会報告等

(5) 学外の研究機関等との共同研究

(6) 国際共同研究プロジェクトまたは国際会議での報告・講演

	国際共同プロジェクトまたは国際会議の名称 (報告・講演の場合、題目も記入して下さい)
平成 17 年度	2005 年 11 月 9 日 第 13 階 SOFTIC 国際シンポジウム、日本におけるソフトウェア関連特許保護の動向報告、パネリスト

(7) (6) 以外の形（海外調査、海外研究者招聘、講演会主催等々）での外国等との人事交流実績

(8) 自身の「研究」についてのホームページでの公開の有無、内容

(9) その他、研究面の活動実績・評価についての特記事項

3. 法律実務に関する活動

(1) 資格、免許、職歴

昭和 58 年 10 月	司法試験合格
昭和 61 年 3 月	司法修習修了
昭和 61 年 4 月	弁護士登録

(2) 実務家教員についての特記事項

弁護士登録以来、一貫して今日まで知的財産に関わる法律相談、訴訟に専ら従事

日本工業所有法学会会員、日本商標協会会員、著作権法学会会員

平成 6 年度	東京弁護士会無体財産権法部会事務局長（平成 7 年度まで）
平成 7 年度	財団法人知的財産研究所：均等論研究会委員
平成 8 年度	周知商標委員会委員
平成 10 年度	社団法人ソフトウェア情報センター：ソフトウェア関連特許に関する調査研究委員会委員（平成 11 年度まで）
平成 11 年度	社団法人発明協会：「模倣被害アドバイザー」 コンピュータ・プログラム特許に関する調査研究委員会委員
平成 13 年度	東京・弁護士会・工業所有権訴訟の専門弁護士育成連続講座のうち、7 月 17 日に特許権侵害訴訟の実務 2」として、弁護士向けに主として答弁書作成について講演（平成 13 年 7 月） 財団法人ソフトウェア情報センター主催「ソフトウェアの知的財産権入門講座」第 1 回「知的財産権法の概論工業所有権および著作権の意義・目的」講師（平成 13、14、15 年度）
平成 14 年度	特許庁「能力担保措置の実施に関する研究会委員」 東京弁護士会知的財産権法部事務局長 日本知的財産仲裁センター・仲裁人候補（現在に至る） 東京弁護士会・春季弁護士研修講座「不正競争防止法における類似性について」弁護士向け講演
平成 15 年度	特許庁工業所有権審議会臨時委員 (弁理士試験委員、商標法担当、現在に至る) 能力担保研修講師
平成 16 年度	2004 年 3、4 月 日本弁護士連合会第 2 回知的財産法研修において弁護士向け講演（「出訴にあたっての注意点（訴状の書き方と要件事実）」）

平成 17 年度	2005 年 5 月 20 日 名古屋弁護士会・知財研修講師 「特許 訴状と訴えの準備」
----------	--

4. 社会における活動

(1) 政府・地方自治体の審議会・委員会等への参加

(2) 地域諸団体・民間諸団体の委員等

	団体名（例えば日本経団連など）	委員会・研究会等の名称	職務（または活動内容）
平成 16 年度	日本弁理士会	中央知的財産研究所	損害賠償についての研究
平成 17 年度	専修大学	文部科学省・法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム 『知的財産に関する尖端的映像教材の開発』プロジェクト	特許法グループにて映像教材の作成に従事

5. 管理・運営

教授 森川 俊孝

1. 教育活動

(1) 担当した授業科目

平成 13 年度	博士前期 国際協力機構、国際条約、開発の国際法、総合演習、演習 博士後期 国際協力法、国際協力法演習 学部 国際条約法
平成 14 年度	博士前期 国際協力機構、国際条約、開発の国際法、総合演習、演習 博士後期 国際協力法、国際協力法演習 学部 国際法
平成 15 年度	博士前期 国際協力機構、国際条約、開発の国際法、総合演習、演習 博士後期 国際協力法、国際協力法演習 学部 国際法
平成 16 年度	博士前期 国際法、国際法特殊講義 I、国際協力法、国際法演習 合同演習 博士後期 国際協力法、国際協力法演習 学部
平成 17 年度	博士前期 国際法、国際法特殊講義 I、国際機構法、国際法演習 合同演習 博士後期 国際協力法、国際協力法演習 学部

(2) 教育内容・方法の工夫

平成 13 年度	各講義のシラバスの作成とその充実を図る
平成 14 年度	各講義のシラバスの作成とその充実を図る
平成 15 年度	各講義のシラバスの作成とその充実を図る
平成 16 年度	法曹実務専攻の発足に伴う新たな講義科目のシラバスの作成と講義方法としてのソクラテス・メソッドの導入を試みる
平成 17 年度	シラバスの一層の充実を図る

(3) 作成した教科書、教材、参考書

平成 16 年度	『開発協力の法と政治— 国際協力研究—』
----------	----------------------

(4) その他教育活動上特記すべき事項

2. 研究活動等

(1) 研究業績（学会誌、著名商業誌に掲載されたものについては、*を付記）

【著書】

「条約の承継に関する日本の実行」国際法事例研究会『日本の国際法事例研究（5）条約法』、単著、2001年、慶應義塾大学出版会。

「開発協力と国際法」森川俊孝、池田龍彦、小池治編『開発協力の法と政治』、単著、2004年、国際協力出版会。

【学術論文】

* 「投資条約における国家と投資家との間の国際仲裁の法的メカニズムと機能」、単著、平成13年4月、国際法外交雑誌第100巻第1号。

「国家併合・領土割譲」「国際法先例彙輯」研究会「『国際法先例彙輯』に関する研究」、共著、平成16年9月、『外交史料館報』第18号。

「国際法における共同体利益の実現の方法と限界（1）」、単著、2005年1月、横浜国際経済法学13巻2号。

「NAFTA 第11章仲裁における国内的救済の規則の放棄の意味と範囲」、単著、2005年3月、横浜国際経済法学13巻3号。

【その他】

* 「慣習国際法の国内的編入—サバチノ事件—」山本草二、古川照美、松井芳郎編『国際法判例百選』別冊ジュリストNo. 156（2001年4月）pp 18-19.

* 「満州国の法的地位」ジュリスト1202号（平成12年度重要判例解説）2001年6月10日臨時増刊号。

「対世的義務」国際法学会編『国際関係法辞典（第2版）』三省堂、2005年9月

* （書評）村瀬信也『国際法の経済的基礎』『日本国際経済法学会年報』第12号、2003年

* （書評）小寺彰、岩沢雄一、森田章夫編『国際法』『書評の窓』2004年12月

(2) 学術論文には該当しないような、教養書的な業績

(3) 科学研究費など外部研究資金の獲得状況

	研究助成金の名称	研究題目
平成 14 年度	科学研究費	投資条約の研究
平成 15 年度	科学研究費	投資条約の研究
平成 16 年度	科学研究費	投資条約の研究

(4) 学会役員、審議会（検討会委員等も含む）、学会報告等

学会役員

	学会名及び役職名
平成 13 年度	日本学術会議国際関係法学研究連絡委員会委員 日本学術振興会科学研究費補助金審査委員
平成 14 年度	日本学術会議国際関係法学研究連絡委員会委員
平成 15 年度	日本学術会議国際関係法学研究連絡委員会委員

(5) 学外の研究機関等との共同研究

(6) 国際共同研究プロジェクトまたは国際会議での報告・講演

(7) (6) 以外の形（海外調査、海外研究者招聘、講演会主催等々）での外国等との人事交流実績

平成 14 年度	カナダ国際法学会
平成 16 年度	国際法協会ベルリン会期
平成 17 年度	アメリカ国際法学会

(8) 「研究」についてのホームページでの公開の有無、内容

(9) その他、研究面の活動実績・評価についての特記事項

3. 法律実務に関する活動

4. 社会における活動

(1) 政府・地方自治体の審議会・委員会等への参加

(2) 地域諸団体・民間諸団体の委員等

	団体名（例えば日本経団連など）	委員会・研究会等の名称	職務（または活動内容）
平成13年度	JICA横浜センター	地域連携推進検討会	委員
平成14年度	JICA横浜センター	国際協力連絡協議会	委員
平成15年度	JICA横浜センター	国際協力連絡協議会	委員
平成16年度	JICA横浜センター 横浜弁護士会	国際協力連絡協議会 懲戒委員会	委員 委員
平成17年度	JICA横浜センター 横浜弁護士会	国際協力連絡協議会 懲戒委員会	委員 委員

5. 管理・運営

	委員会等の名称、活動実績等
平成13年度	評議員 財務委員会委員長
平成14年度	評議員、全学的事項に係る概算要求の検討会WG委員 財務委員会委員長
平成15年度	企画委員会委員、 人事委員会委員、将来計画委員会委員、LS準備委員会委員
平成16年度	人事委員会、
平成17年度	人事委員会委員長、外部資金導入プロジェクト委員

1. 教育活動

(1) 担当した授業科目

平成 16 年度	博士前期 総合演習 専門職学位課程 著作権法 博士後期 国際取引と知的財産権 学部 知的財産権法
平成 17 年度	博士前期 専門職学位課程 著作権法 博士後期 国際取引と知的財産権法、国際取引と知的財産権法演習 学部 知的財産権概論、教育とメディア I、教育とメディア II、現代と法

(2) 教育内容・方法の工夫

平成 17 年度	授業科目の一部でビデオやパワーポイントによる指導を取り入れた
----------	--------------------------------

(3) 作成した教科書、教材、参考書

平成 17 年度	「学校教育と著作権」(社)著作権情報センター発行
----------	--------------------------

(4) その他教育活動上特記すべき事項

2. 研究活動等

(1) 研究業績（学会誌、著名商業誌に掲載されたものについては、*を付記）

【著書】

「ニュース記事の見出しの著作物性」、単著、平成 17 年 1 月、判例時報 1873 号 p.199～
「試験・研究の例外」(特許法第 69 条第 1 項) の適用範囲、単著、平成 17 年 3 月、特許権の効力が及ばない「試験又は研究」を考慮した円滑な研究開発方策に関する調査研究報告書 p.18～

「権利の集中的管理」、単著、平成 17 年 3 月、特許権の効力が及ばない「試験又は研究」を考慮した円滑な研究開発方策に関する調査研究報告書 p.46～

「著作権への対応について」、単著、平成 17 年 3 月、高等教育情報化推進協議会・エル・ネット「オープンカレッジ」について（第 6 年次報告書）p.88～

「高等教育分野における引用をめぐるトラブルとその対処」、共著、平成 17 年 3 月、メディア教育開発センター・学習者向けコンテンツ配信及び著作権に関する研究

(2) 学術論文には該当しないような、教養書的な業績

「著作権について考えてみましょう」、単著、平成 17 年 1 月、全国高等学校家庭クラブ連盟・FHJ12・1 月号

「今、なぜ著作権教育か?」、単著、平成 17 年 2 月、全国高等学校家庭クラブ連盟・FHJ2・3 月号

「学校教育と著作権」、単著、平成 17 年 4 月、(社)著作権情報センター、ケーススタディ著作権第 1 集

(3) 科学研究費など外部研究資金の獲得状況

(4) 学会役員、審議会(検討会委員等も含む)、学会報告等

(5) 学外の研究機関等との共同研究

学外の研究者や研究機関との共同研究の名称と内容	
平成 16 年度	平成 16 年度「大学知的財産本部整備事業」21 世紀型産学官連携手法の構築に係るモデルプログラム事業 特許権の効力が及ばない「試験又は研究」を考慮した円滑な研究開発方策に関する調査研究 平成 16 年度文部科学省委託「エル・ネット高度化推進事業」高等教育情報化推進協議会エル・ネット「オープンカレッジ」について メディア教育開発センター 学習者向けコンテンツ配信及び著作権に関する研究 (社)著作権情報センター附属著作権研究所 著作権白書(法制的側面)の作成と発行のための調査研究 (財)コンピュータ教育開発センター 高校生のための著作権に関する学習ソフトウェア作成委員会
平成 17 年度	国立国語研究所 日本語話し言葉コーパス作成に関する調査研究 メディア教育開発センター 教育に関する著作権協議会 (社)著作権情報センター附属著作権研究所 著作権白書(法制的側面)の作成と発行のための調査研究 (社)コンピュータソフトウェア著作権協会 誰でもできる著作権契約のための調査研究 (社)著作権情報センター附属著作権研究所 肖像権に関する調査研究 (社)私的録画補償金管理協会 私的録画実態調査

(6) 国際共同研究プロジェクトまたは国際会議での報告・講演

	国際共同プロジェクトまたは国際会議の名称 (報告・講演の場合、題目も記入して下さい)
平成 16 年度	(財)ユネスコ・アジア文化センター主催 ベトナムにおける著作権普及ワークショップ「Copyright System in Japan」

(7) (6)以外の形（海外調査、海外研究者招聘、講演会主催等々）での外国等との人事交流実績

(8)「研究」についてのホームページでの開の有無、内容

(9)その他、自身の研究面の活動実績・評価についての特記事項

3. 法律実務に関する活動

4. 社会における活動

(1) 政府・地方自治体の審議会・委員会等への参加

	機関名・県名（例えれば内閣府など）	審議会・委員会等の名称	職務（または活動内容）
平成16年度	文化庁	「著作権学ぼうプロジェクト」 協力者会議	協力者
平成17年度	文化庁	「著作権学ぼうプロジェクト」 協力者会議	協力者

(2) 地域諸団体・民間諸団体の委員等

5. 管理・運営

	委員会等の名称、活動実績等
平成16年度	全学委員会：発明・著作権委員会、情報委員会 国経法系委員会：教務厚生委員会
平成17年度	全学委員会：情報委員会 国経法系委員会：教育研究高度化委員会、外部資金導入プロジェクト

教授 柳 赫秀

1. 教育活動

(1) 担当した授業科目

平成 13 年度	博士前期 国際法と国内法、国際経済組織、国際通商法、総合演習 e、 国際経済組織演習、Globalization and International Rules 博士後期 国際経済組織法、国際経済組織法演習 学部 国際関係法
平成 14 年度	博士前期 国際法と国内法、総合演習 e、国際経済組織演習、 Globalization and International Rules 博士後期 国際経済組織法、国際経済組織法演習 学部
平成 15 年度	博士前期 国際経済法、国際経済組織、総合演習 e、 国際経済組織演習、Globalization and International Rules 博士後期 国際経済組織法、国際経済組織法演習 学部 国際関係法
平成 16 年度	博士前期 国際経済法、国際金融法、国際法特殊講義 II、総合演習 e、 国際経済法演習、Globalization and International Rules 博士後期 国際経済組織法、国際経済組織法演習 学部
平成 17 年度	博士前期 国際経済法、国際金融法、国際法特殊講義 II、総合演習 e、 国際経済法演習、Globalization and International Rules 博士後期 国際経済組織法、国際経済組織法演習 学部

(2) 教育内容・方法の工夫

平成 13 年度	Globalization and International Rules 授業の講義マテリアルをア メリカ大学で使われる CaseBook なみに作って授業の効率性を高める
平成 14 年度	国際経済法授業の講義マテリアルをアメリカ大学で使われる CaseBook なみに作って授業の効率性を高める
平成 15 年度	上記の教材マテリアルを改定
平成 16 年度	上記の教材マテリアルを改定
平成 17 年度	上記の教材マテリアルを改定

(3) 作成した教科書、教材、参考書

平成 13 年度	上記の (2) 参照
平成 14 年度	上記の (2) 参照

平成 15 年度	法律分野の大手商業誌「法学教室」の提案を受け、特殊講義・国際経済法を 4 回にわたって連載
平成 16 年度	
平成 17 年度	

(4) その他教育活動上特記すべき事項

平成 13 年度	
平成 14 年度	
平成 15 年度	2003 年 9 月から 2004 年 7 月まで Washington にある Johns Hopkins University の Graduate School of Advanced International Studies にて会研究に従事
平成 16 年度	
平成 17 年度	

2. 研究活動等

(1) 研究業績（学会誌、著名商業誌に掲載されたものについては、* を付記）

【著書】

2003 年 『変換期の WTO: 非貿易的関心事項の分析』 共著(三省堂)
 『講義国際法』 共著 (三省堂)

【学術論文】

- * 「国際経済法序説」 『法学教室』 2003 年 8 月
- * 「国際通商に関する法」 『法学教室』 2003 年 9 月 70-83 頁
- * 「国際投資に関する法」 『法学教室』 2004 年 12 月 111-128 頁
- * 「国際通貨・金融に関する法」 『法学教室』 2004 年 1 月 96-109 頁
- * 「国際法学から見たセーフガードー」 『2004 年度日本国際経済法学会年報』
 「冷戦終結後の国際法秩序の構造的変容についての文献紹介 (I)」、「横浜国際経済法学」
 第 11 卷第 2 号 (2003 年)
- 「冷戦終結後の国際法秩序の構造的変容についての文献紹介 (II)」、「横浜国際経済法学」
 第 13 卷第 2 号 (2004 年)

(2) 学術論文には該当しないような、教養書的な業績

(3) 科学研究費など外部研究資金の獲得状況

	研究助成金の名称	研究題目
平成 13 年度	内閣府男女共同参画局委託研究	韓国における男女共同参画の現状と課題
平成 14 年度	文部科学省科学研究費	東アジア諸国における消費者保護制度に対する比較研究
平成 15 年度	文部科学省科学研究費	上記継続
平成 16 年度	文部科学省科学研究費	上記継続
平成 17 年度	文部科学省科学研究費	東アジア諸国、オセアニア諸国及びマレーシアの消費者保護制度に対する総合的比較研究

(4) 学会役員、審議会（検討会委員等も含む）、学会報告等
学会報告

	学会名、報告題名、報告年月日
平成 13 年度	
平成 14 年度	国際経済法学会、「国際法学から見たセーフガードー」(2002 年 10 月 30 日)
平成 15 年度	
平成 16 年度	
平成 17 年度	

(5) 学外の研究機関等との共同研究

	学外の研究者や研究機関との共同研究の名称と内容
平成 13 年度	(3) 科学研究費など外部研究資金の獲得状況の部分参照
平成 14 年度	(3) 科学研究費など外部研究資金の獲得状況の部分参照

平成 15 年度	(3) 科学研究費など外部研究資金の獲得状況の部分参照
平成 16 年度	(3) 科学研究費など外部研究資金の獲得状況の部分参照
平成 17 年度	(3) 科学研究費など外部研究資金の獲得状況の部分参照 それとともに、「国際経済法研究会」を同僚教授とともに 2005 年 2 月立ち上げ、主に関東地方の研究者や実務家たち（現在 30 名弱エントリーされている）を集めて月 1 回のペースで研究会を行っている

(6) 国際共同研究プロジェクトまたは国際会議での報告・講演

	国際共同プロジェクトまたは国際会議の名称 (報告・講演の場合、題目も記入して下さい)
平成 13 年度	
平成 14 年度	
平成 15 年度	
平成 16 年度	
平成 17 年度	韓国東亜大学主催会議で「日本の法科大学院制度の課題」について講演

(7) (6) 以外の形（海外調査、海外研究者招聘、講演会主催等々）での外国等との人事交流実績

(8) 自身の「研究」についてのホームページでの公開の有無・内容

(9) その他、ご自身の研究面の活動実績・評価についての特記事項

3. 法律実務に関する活動

4. 社会における活動

(1) 政府・地方自治体の審議会・委員会等への参加

(2) 地域諸団体・民間諸団体の委員等

5. 管理・運営

	委員会等の名称、活動実績等
平成 13 年度	国経法系人事委員長
平成 14 年度	国経法系人事委員長
平成 15 年度	将来計画委員
平成 16 年度	将来計画委員
平成 17 年度	国際関係法専攻・専攻長、キャンパス委員会委員

1. 教育活動

(1) 担当した授業科目

平成 14 年度	博士前期 租税法特殊講義 博士後期 学部
平成 15 年度	博士前期 所得税・法人税 博士後期 学部 公共財政法
平成 16 年度	博士前期 企業行動と租税、金融商品の課税、地方分権と課税 博士後期 学部
平成 17 年度	博士前期 企業行動と租税、金融商品の課税、地方分権と課税 博士後期 学部

(2) 教育内容・方法の工夫

平成 16 年度	予習範囲の明示、H P の利用
平成 17 年度	予習範囲の明示、双方向授業の試み

(3) 作成した教科書、教材、参考書

平成 14 年度	レジュメ等の作成・配布
平成 15 年度	レジュメ等の作成・配布
平成 16 年度	レジュメ等の作成・配布
平成 17 年度	レジュメ等の作成・配布

(4) その他教育活動上特記すべき事項

2. 研究活動等

(1) 研究業績 (学会誌、著名商業誌に掲載されたものについては、*を付記)

【学術論文】

「出資者課税——『法人税』という課税方式(1)～(4・完)」, 単著, 平成 15 年 1, 3, 5, 7 月, 法学協会雑誌 120 卷 1 号、3 号、5 号、7 号

- 「事業税の沿革・再考」， 単著， 平成 15 年， 横浜国際経済法学 11 卷 2 号
- * 「アメリカにおけるタックス・リーエン売却手法の多様化」， 単著， 平成 16 年， 横浜国際経済法学 12 卷 3 号
- * 「所得計上時期の選択に関する覚書」， 単著， 平成 16 年， ジュリスト 1268 号
- 「タックス・シェルターと 2 つの会計制度」， 単著， 平成 16 年， ファイナンス 464 号
- 「金融所得課税をめぐるいくつかの問題」， 単著， 平成 16 年， 租税研究 662 号
- * 「所得税法 157 条の適用にあたり全体としての税負担を考慮することの要否——東京高判平成 10・6・23」， 単著， 平成 13 年， ジュリスト 1196 号
- * 「冠婚葬祭互助会における長期中断払込済掛金の計上時期——神戸地判平 14・6・13」， 単著， 平成 15 年， ジュリスト 1258 号
- 「東京都のいわゆる銀行税が違法とされた事例」（東京高判平 15・1・30）， 単著， 平成 15 年， 自治研究 79 卷 12 号

(2) 学術論文には該当しないような、教養書的な業績。

(3) 科学研究費など外部研究資金の獲得状況

	研究助成金の名称	研究題目
平成 15 年度	全国銀行学術研究振興財団	出資の「交換」に係る課税——デット・エクイティ・スワップを素材に
平成 17 年度	大林都市研究振興財団	都市における民主主義の表現とその限界——法定外地方税を素材として

(4) 学会役員、審議会（検討会委員等も含む）、学会報告等。

(5) 学外の研究機関等との共同研究

(6) 国際共同研究プロジェクトまたは国際会議での報告・講演

(7) (6) 以外の形（海外調査、海外研究者招聘、講演会主催等々）での外国等との人事交流実績

(8) 「研究」についてのホームページでの公開の有無、内容

(9) その他、研究面の活動実績・評価についての特記事項

平成 17 年 8 月よりハーバード大学ロー・スクールにて在外研究に従事

3. 法律実務に関する活動

4. 社会における活動

(1) 政府・地方自治体の審議会・委員会等への参加

	機関名・県名（例えば内閣府など）	審議会・委員会等の名称	職務（または活動内容）
平成 15 年度	金融庁	金融税制に関する研究会	委員

(2) 地域諸団体・民間諸団体の委員等

	団体名（例えば日本経団連など）	委員会・研究会等の名称	職務（または活動内容）
平成 15 年度	日本租税研究協会	金融課税委員会	主査
平成 16 年度	日本租税研究協会 不動産証券化協会	会社法現代化検討委員会 不動産証券化税制研究会	主査 委員
平成 17 年度	日本租税研究協会 信託協会 エネルギー法研究所	会社法現代化検討委員会 信託税制研究会 エネルギー税制をめぐる法的問題班	主査 委員 委員

5. 管理・運営

	委員会等の名称、活動実績等
平成 16 年度	機器分析センター委員

1. 教育活動

(1) 担当した授業科目

平成 16 年度	博士前期 総合演習B 専門職学位課程 民法II（契約法）, Tutorial IIa, Tutorial IIb 博士後期 学部 私法原論
平成 17 年度	博士前期 専門職学位課程 民法II（契約法）, Tutorial IIa, Tutorial IIb, 民事法総合演習I 博士後期 学部 民法5（債権各論）

(2) 教育内容・方法の工夫

平成 16 年度	法科大学院の授業において双方向授業がうまくいくように質問方法などを工夫した。また、チュートリアルでは、2年次の演習科目において議論ができるように問題作成や討論の司会などを工夫した。
平成 17 年度	法科大学院の授業において双方向授業がうまくいくように質問方法などを工夫した。また、チュートリアルでは、2年次の演習科目において議論ができるように問題作成や討論の司会などを工夫した。 また、民事法総合演習では、手続法と実体法の議論がうまくかみ合うように問題及び解説を工夫した。

(3) 作成した教科書、教材、参考書

平成 16 年度	民法II（契約法）では毎回レジュメを作成した。
平成 17 年度	民法II（契約法）では毎回レジュメを作成した。民事法総合演習Iでは問題集およびその解説集を作成した。

(4) その他教育活動上特記すべき事項

平成 16 年度	全学 FD 推進部会委員として、FD シンポジウムなどの FD 活動を推進した。
平成 17 年度	全学 FD 推進部会委員として、公開授業などの FD 活動を推進した。

2. 研究活動等

(1) 研究業績（学会誌、著名商業誌に掲載されたものについては、*を付記）

【学術論文】

「仮差押えの時効中断効と不動産競売手続の関係についての一考察」
静法 5 卷 3・4 号 337-359 頁 (2001) 単著

「スイス債務法における性質保証責任論の系譜 (1)」
静法 6 卷 1 号 81-107 頁 (2001) 単著

「スイス債務法における性質保証責任論の系譜 (2・完)」
静法 6 卷 2 号 173-206 頁 (2001) 単著

「いわゆる中間省略相続登記の更正方法に関する事例」(判例研究)
静法 6 卷 3・4 号 733-747 頁 (2002) 単著

「いわゆる「予約型」債権譲渡担保の対抗要件ならびに対抗要件否認に関する一試論」静法 7 卷 1 号 179-194 頁 (2002) 単著

「帰責事由としての性質保証と損害担保—ドイツ債務法改正における損害担保責任の導入とその企業買収実務に与える影響を参考にして—」
静法 8 卷 3・4 号 143-196 頁 (2004) 単著

「債権譲渡人の支払停止又は破産の申立てを停止条件とする債権譲渡契約に係る債権譲渡は、(旧)破産法 72 条 2 号に基づく否認権行使の対象となるとされた事例」(判例研究) 横浜国際経済法学 13 卷 3 号 51-68 頁 (2005) 単著

「スキミング」法学教室 296 号 6-8 頁 (2005) 単著

「ドイツ債権法改正によって惹起された企業買収実務における法的不安定性の除去のための民法典改正について」横浜国際経済法学 14 卷 1 号 53-61 頁 (2005) 単著

(2) 学術論文には該当しないような、教養書的な業績

(3) 科学研究費など外部研究資金の獲得状況

	研究助成金の名称	研究題目
平成 16 年度	文部科学省科学研究費若手研究 (B)	企業買収契約における損害担保責任の果たす役割について
平成 17 年度	文部科学省科学研究費若手研究 (B) 全国銀行学術研究振興財団	企業買収契約における損害担保責任の果たす役割について 企業買収契約における損害担保責任の果たす役割について

(4) 学会役員、審議会(検討会委員等も含む)、学会報告等

(5) 学外の研究機関等との共同研究

(6) 国際共同研究プロジェクトまたは国際会議での報告・講演

(7) (6)以外の形（海外調査、海外研究者招聘、講演会主催等々）での外国等との
人事交流実績

平成 15 年度	ドイツ連邦共和国ケルン大学法学部バルバラ・ダウナー-リープ教授のもとで客員研究員としてドイツ法の研究に従事（8月1日～8月31日）。
平成 17 年度	ドイツ連邦共和国ノルトラインヴェストファーレン州判事のヨハネス・キメスカンプ氏を招いて、「At the end of a turbulent year – what are the options of an EU without a constitution?」というテーマで講演会を開催した。

(8) 「研究」についてのホームページでの公開の有無、内容

(9) その他、研究面の活動実績・評価についての特記事項

3. 法律実務に関する活動

4. 社会における活動

(1) 政府・地方自治体の審議会・委員会等への参加

(2) 地域諸団体・民間諸団体の委員等

5. 管理・運営

	委員会等の名称、活動実績等
平成 16 年度	大学教育総合センター FD 推進部会：FD シンポジウム、公開授業などの実施。 エコロジー・システム・ラボラトリ－運営委員会 施設研究図書委員会：資料室の運営、紀要の編集、法学会の講演会など。 広報委員会：HP の作成、LS の入試説明会の実施。 コンパ委員会：歓迎会、忘年会などの企画
平成 17 年度	総合情報処理センター運営委員会：総合情報処理センターの運営について。 大学教育総合センター FD 推進部会：公開授業の実施、報告書の作成。 教務厚生委員会：LS・IR の教務に関する事項、IR の入試業務